

第四次箕面市子どもプラン(案)

令和2年(2020年)5月

箕 面 市

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の概要.....	1
第1項 国の動向.....	1
第2項 本市の動向.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	2
第1項 法的位置づけ.....	2
第2項 計画体系における位置づけ.....	3
第3項 計画対象.....	4
第3節 計画の期間.....	4
第4節 計画の策定体制.....	4
第1項 箕面市子ども・子育て会議の設置.....	5
第2項 アンケート調査の実施.....	5
第2章 箕面市の子どもと子育てをとりまく状況と課題.....	6
第1節 人口・世帯の状況.....	6
第1項 人口・世帯数の推移.....	6
第2項 年齢3区分別人口の推移.....	6
第3項 人口構造.....	7
第4項 自然動態.....	7
第2節 子ども・家庭の状況.....	8
第1項 子どもの人口推移.....	8
第2項 出生の状況.....	8
第3項 子どものいる世帯の状況.....	10
第3節 就労の状況.....	12
第1項 労働力人口.....	12
第2項 労働力率.....	12
第3項 就業者の状況.....	14
第4節 婚姻の状況.....	16
第1項 結婚の状況.....	16
第5節 子どもの状況と子育ての実態.....	17
第1項 就学前児童の保育の状況.....	17
第2項 学童保育の状況.....	20
第3項 学校の状況.....	21

第4項	子どもの健康状態.....	22
第5項	子どもの人権.....	24
第6項	地域の子育て環境.....	24
第6節	子育て支援に関する意識と実態.....	25
第1項	調査概要.....	25
第2項	調査結果概要.....	26
第3章	計画の基本理念と施策の基本方向.....	32
第1節	基本理念.....	32
第2節	基本目標.....	32
第3節	施策体系図.....	34
第4章	施策の展開.....	35
第1節	施策の基本方向と主な取り組み.....	35
第1項	家庭・地域における子育て環境の充実.....	35
第2項	保育・教育サービスの量的・質的充実.....	47
第3項	子育て世代に対する労働環境の整備.....	83
第4項	子どもの遊び場づくり.....	85
第5項	子どもの文化的・社会的活動の支援.....	89
第6項	教育の充実と開かれた学校づくり.....	93
第7項	健全育成と自立支援.....	100
第8項	世代をつなぐ生涯学習・交流の促進.....	102
第2節	子どもの貧困対策の推進.....	105
第1項	総合的な支援（推進体制の整備、検証及び調査研究）.....	105
第2項	各項目ごとの取り組み.....	106
第3節	ひとり親家庭等の自立支援の推進.....	111
第1項	各項目ごとの取り組み.....	111
第4節	子ども・子育て支援事業計画におけるサービス提供量について.....	115
第1項	就学前保育・教育サービスの提供量.....	115
第2項	地域子ども・子育て支援事業の提供量.....	118
第5章	計画の推進体制.....	125
第1節	点検、評価（Plan Do Check Act）.....	125
第2節	計画の推進体制.....	126
第3節	計画内容の周知徹底.....	126

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の概要

第1項 国の動向

平成29年(2017年)の全国の合計特殊出生率は1.43であり、大阪府はそれを下回る1.35となっています。少子化により子どもの数が減少しているにもかかわらず、核家族化や共働き世帯の増加などにより、保育所等では待機児童の増加が社会問題化しています。

国では待機児童数が依然増加していることを受け、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」を平成28年(2016年)4月1日に施行しました。改正法は、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げようとするものです。

平成29年(2017年)6月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」の一環である「子育て安心プラン」では、令和元年度(2019年度)末までの2年間で待機児童を解消することを目標に掲げ、遅くとも令和2年度(2020年度)末までの3年間で、待機児童を解消し、その後も待機児童ゼロを維持しながら、令和4年度(2022年度)末までの5年間で女性就業率80%に対応できる32万人分の保育の受け皿整備等を進めていくこととしています。

平成30年(2018年)9月には「新・放課後子ども総合プラン」を公表し、共働き家庭等の小1の壁・待機児童を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進する方針が示されました。

さらに、平成29年(2017年)12月には、幼児教育・保育や高等教育の無償化などを盛り込んだ「人づくり革命」と、「生産性革命」の2本柱の新しい経済政策パッケージを閣議決定しました。その中では、「幼児教育・保育の無償化」を2兆円規模で実施し、その財源は令和元年10月の消費税増税分の用途変更などで確保するとなっています。幼児教育・保育の無償化については令和元年(2019年)10月から実施し、令和2年(2020年)4月から高等教育を含めて全面実施される計画となっています。

第2項 本市の動向

本市における事業計画は、「子ども・子育て支援法」により記載する必要がある項目に加え、「箕面市新子どもプラン」(次世代育成支援対策行動計画(後期計画))を引き継ぐ計画として、平成27年(2015年)6月に「第三次箕面市子どもプラン」を策定し、本市の子ども・子育て支援施策を幅広く推進してきました。

このたび、第三次計画が令和元年度末をもって終了することから、就学前、就学児童のいる市民に子育てに関するニーズ調査を実施し、市の現状と課題を再度、分析・整理し、

令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間を計画期間とした「第四次箕面市子どもプラン」を策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

第1項 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条第1項に基づき、国が定める基本指針に即して策定します。

子ども・子育て支援法

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条第1項 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

また、次世代育成支援対策推進法は、平成26年度末(2014年度)までの時限法として制定されましたが、ひとり親家庭等への支援を拡充するとともに、社会問題化している子どもの貧困対策に対応するため、母子及び寡婦福祉法を含む、「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」として改正されました。子どもが健やかに生まれ育まれる環境を一層充実させるため、令和7年(2025年)3月31日まで10年間延長されました。

次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の策定は、平成27年度(2015年度)から子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画が義務付けられたことに伴い、任意となりましたが、引き続き次世代育成支援対策を推進するため、本計画を市町村行動計画として策定します。

次世代育成支援対策推進法

(市町村行動計画)

第8条第1項 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。

加えて、本計画は、貧困の連鎖を根絶するための教育支援、生活支援、就労支援、経済的支援等の各種施策等を総合的・計画的に推進するため、子どもの貧困対策の推進に関する法

律第9条第2項に基づく市町村計画を含んだ計画として策定します。

子どもの貧困対策の推進に関する市町村計画は105ページからです。なお、各項目ごとの具体的な取り組み施策は、第4章「施策の展開」の【主な取り組み】の各事業名と該当するページを記載しています。

子どもの貧困対策の推進に関する法律
(都道府県計画等)

第9条第2項 市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画(次項において「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

また、貧困対策とひとり親家庭等の自立支援に関する各種施策が複合的に重複することから母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項に基づく自立促進計画を含んだ計画として策定します。

ひとり親家庭等自立促進計画は111ページからです。なお、各項目ごとの具体的な取り組み施策は、第4章「施策の展開」の【主な取り組み】の各事業名と該当するページを記載しています。

母子及び父子並びに寡婦福祉法
(自立促進計画)

第12条第1項 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であつて母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものの調和を保つよう努めなければならない。

- 1 当該都道府県等の区域における母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
- 2 当該都道府県等の区域において母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
- 3 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
- 4 前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

第2項 計画体系における位置づけ

本計画は、「第五次箕面市総合計画」を上位計画とする子ども・子育て支援分野の個別計画として位置づけられる計画です。

さらに、これまでの取り組みとの継続性を保つとともに、さまざまな分野の取り組みを総合的・一体的に進めるために、関連計画と整合性をもったものとして定めています。

- | | |
|-----------------------|----------------------------------|
| ・箕面市子ども条例 | ・新箕面市人権教育基本方針 |
| ・箕面市まちづくり理念条例 | ・箕面市人権保育基本方針 |
| ・箕面市市民参加条例 | ・第3次箕面市障害者市民の長期計画
(みのお‘N’プラン) |
| ・箕面市非営利公益市民活動
促進条例 | ・箕面市男女協働参画推進プラン |
| ・箕面市人権宣言 | ・箕面市国際化指針 |
| ・青少年健全育成都市宣言 | ・箕面市就労支援基本計画 |
| ・箕面市人権のまち推進基本方針 | |

箕面市子ども条例

「箕面市子ども条例」は、箕面市の子どもを育てるにあたり、子どもの最善の利益を尊重するとともに、子どもの自己形成を支援するための基本理念を定め、市と市民の役割を明らかにすることにより、全ての子どもが幸福に暮らせるまちづくりを進めることを目的とし、平成11年(1999年)10月1日に施行されました。

条例施行後、市は「箕面市子ども条例」の基本理念に基づき、子どもに関するさまざまな施策を策定し、実施してきました。

第3項 計画対象

本計画が対象とする子どもは、児童福祉法第4条、大阪府青少年健全育成条例第3条並びに箕面市子ども条例第2条に基づき、18歳未満の者とします。

第3節 計画の期間

本計画は、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間を計画期間とします。

西暦	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
和暦	平成				令和					
	27年度	28年度	29年度	30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	第三次箕面市子どもプラン					第四次箕面市子どもプラン				

第4節 計画の策定体制

第1項 箕面市子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、市民の代表、学識経験者、関係行政機関の職員等からなる「箕面市子ども・子育て会議」を設置し、計画策定に反映すべくさまざまな意見をいただきながら、現状や課題の検討を行いました。

第2項 アンケート調査の実施

市民の子育て支援に関する生活実態や要望・意見を把握し、計画策定に役立てるため、平成31年(2019年)2月18日から同年3月6日にかけて就学前児童及び小学校児童を持つ保護者を対象として、「箕面市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

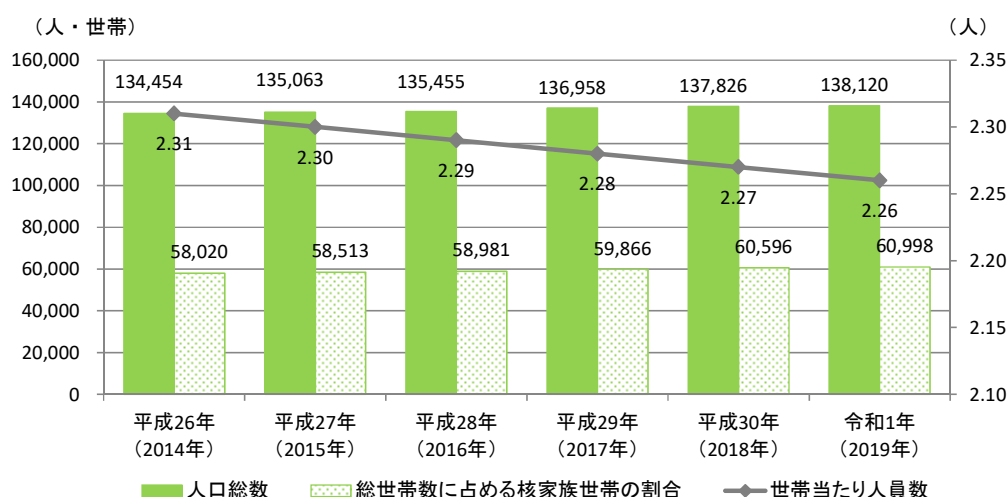
第2章 箕面市の子どもと子育てをとりまく状況と課題

第1節 人口・世帯の状況

第1項 人口・世帯数の推移

令和元年(2019年)の本市の総人口は138,120人、総世帯数は60,998世帯となっています。平成26年(2014年)からみた本市の人口は増加傾向にあり、13万人台で推移しています。世帯数は増加傾向にあります。世帯あたり人員数は減少しています。

◆箕面市の人口・世帯数の推移

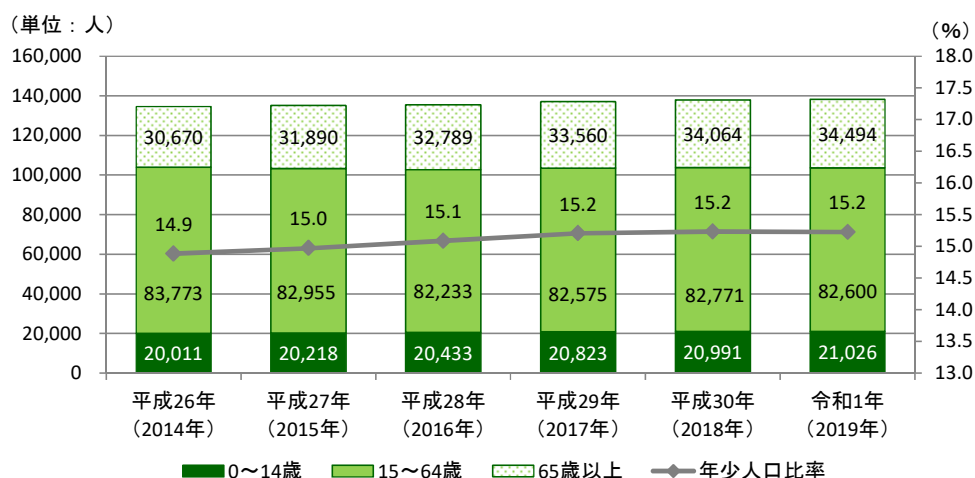


資料：市民部戸籍住民異動室（各年4月1日）

第2項 年齢3区分別人口の推移

本市の人口を、15歳未満（年少人口）、15～64歳（生産年齢人口）、65歳以上（高齢人口）の年齢3区分でみると、年少人口、高齢人口の割合は増加傾向にあり、年少人口比率も上昇し続けています。令和元年(2019年)では、年少人口の割合が15.2%、生産年齢人口の割合が59.8%、高齢人口の割合が25.0%となっています。

◆年齢3区分人口の推移

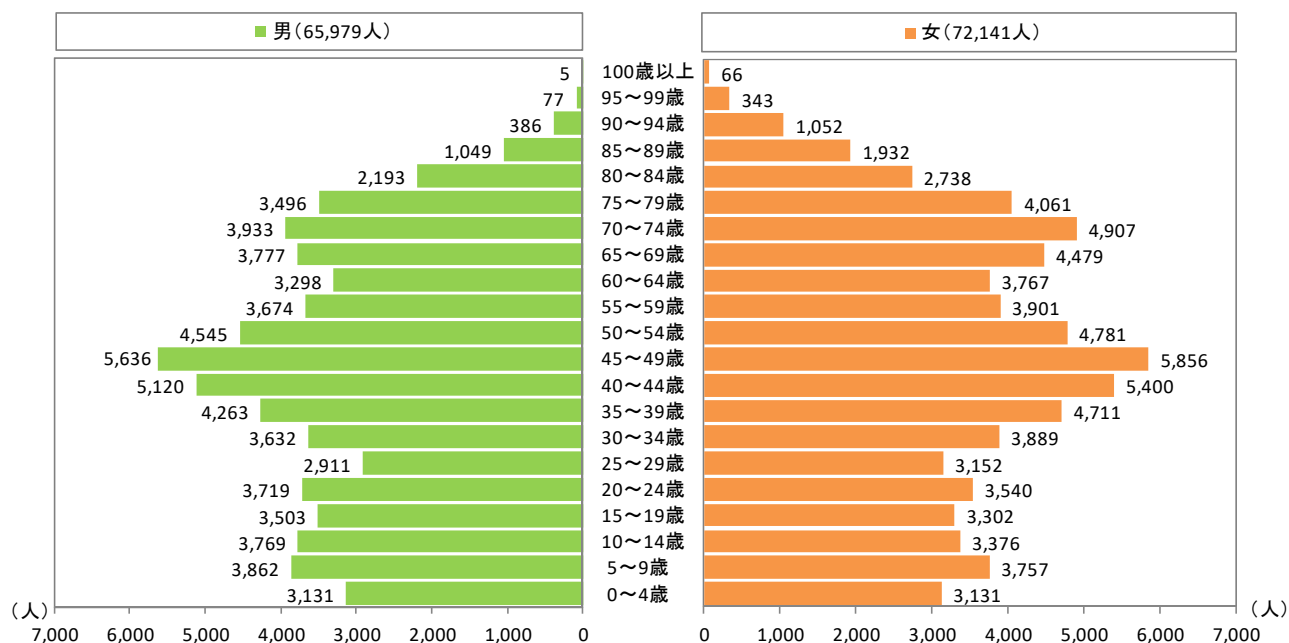


資料：市民部戸籍住民異動室（各年4月1日）

第3項 人口構造

平成31年（2019年）4月1日現在の本市の人口は、男性 65,979 人、女性 72,141 人で、5 歳階級別にみると、男女ともに 45～49 歳で最も多くなっています。

◆人口ピラミッド



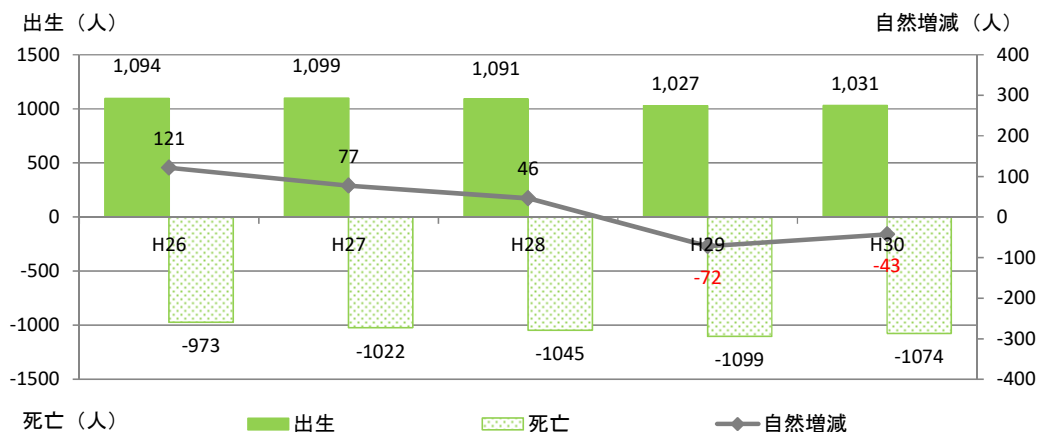
資料：箕面市「指定区別年齢別男女別人口調」（平成31年4月1日）

第4項 自然動態

本市の出生数は、平成30年度（2018年度）で 1,031 人、平成26年度（2014年）からの変化をみると 1,000 人台で推移しています。死亡数は、平成27年度（2015年度）には 1,000 人を超え、平成30年度（2018年度）で 1,074 人となっています。

自然増加数は、平成28年度（2016年度）までは出生数が死亡数を上回って「自然増」の状態でしたが、平成29年（2017年）に出生数が死亡数を下回ったため「自然減」となっています。

◆自然動態

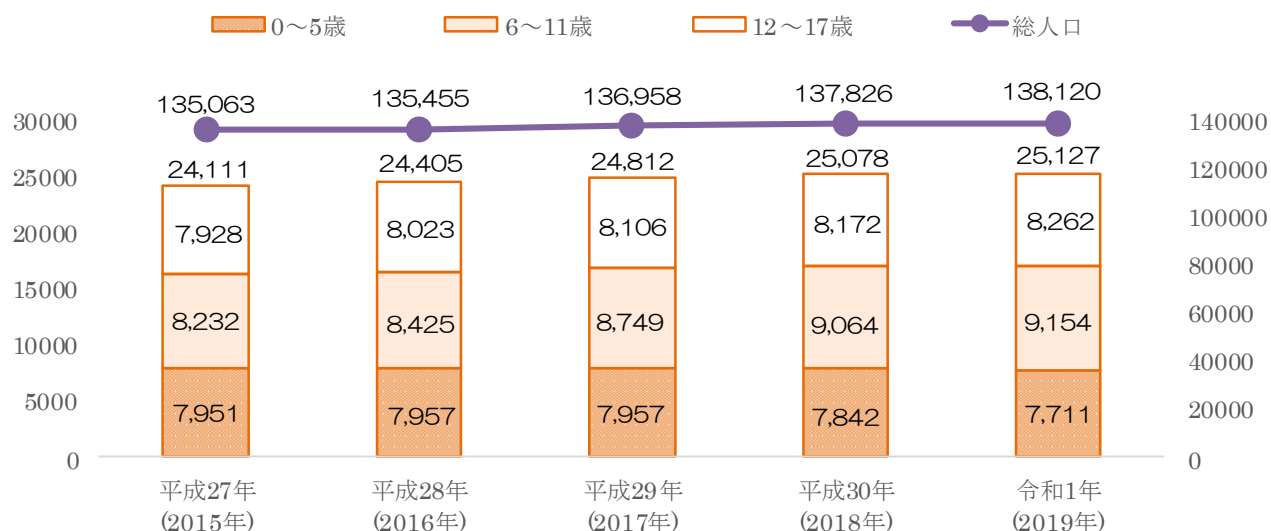


資料：市民部戸籍住民異動室（各年4月1日）

第2節 子ども・家庭の状況

第1項 子どもの人口推移

本市の18歳未満人口は、年々増加傾向にあり、平成31年（2019年）4月1日では「0～5歳」が7,711人、「6～11歳」が9,154人、「12～17歳」が8,262人となっています。

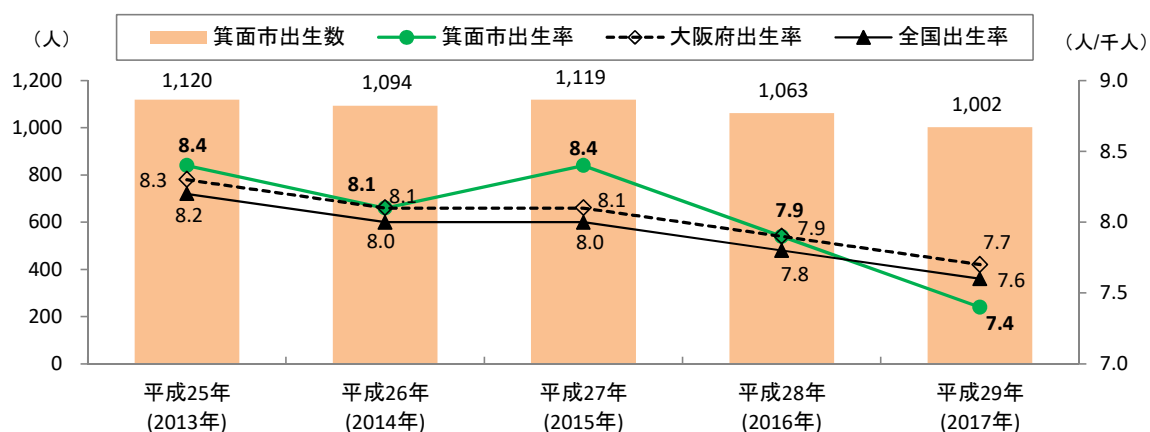


資料：市民部戸籍住民異動室（各年4月1日）

第2項 出生の状況

本市の出生数は、増減を経て平成29年（2017年）に1,002人となっており、5年間で減少しています。これにより、出生率（人口千人当たりの出生数）は概ね低下傾向にあり、平成25年（2013年）から平成28年（2016年）にかけては国の値を上回っていましたが、平成29年（2017年）には7.4‰と、国や府の値を下回っています。

◆出生数・出生率の推移

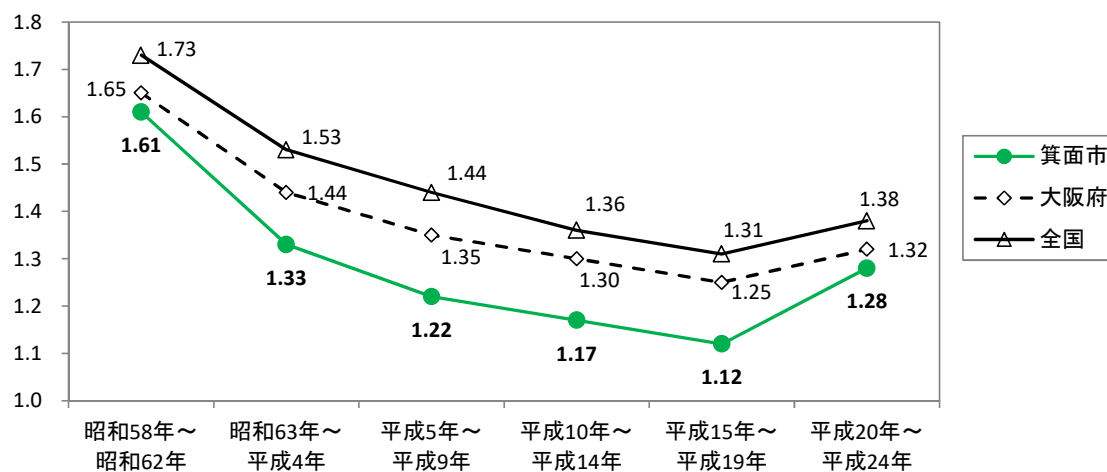


※出生率は人口千対

資料：大阪府人口動態統計

本市の合計特殊出生率※¹については、ベイズ推定値※²をみると、国や府よりも低い値で推移しており、最新値は 1.28 となっています。

◆合計特殊出生率(ベイズ推定値)の推移

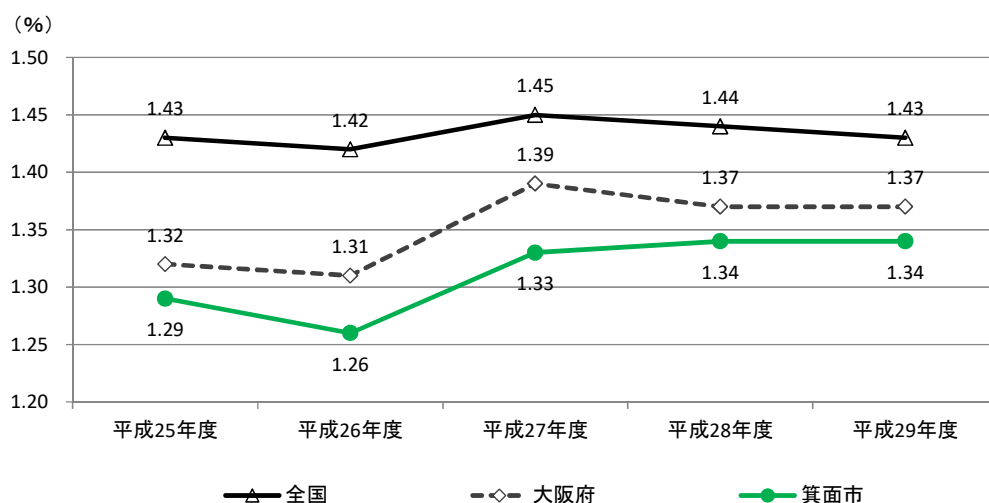


資料：大阪府人口動態統計

-
- ※1 合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。
- ※2 ベイズ推定値：地域間比較や経年比較が可能となるように、観測データ以外の対象に関する情報を推定に反映させる手法。小地域に特有なデータの不安定性を緩和する。

また、箕面市における年次の合計特殊出生率は 上昇傾向にあります。全国や大阪府の値を下回って推移し、平成29年（2017年）に 1.34 となっています。

◆合計特殊出生率の推移



資料：箕面市調べ

第3項 子どものいる世帯の状況

平成27年（2015年）の国勢調査によると、本市における一般世帯 56,754 世帯のうち、6歳未満の子どものいる世帯は 5,261 世帯で全体の 9.3%、うち、核家族世帯は全体の 8.8%となっています。また、18歳未満の子どものいる世帯は 12,628 世帯で全体の 22.3%、うち、核家族世帯は全体の 20.6%となっており、6歳未満の子どものいる世帯、18歳未満の子どものいる世帯ともに、大半が核家族世帯となっています。

平成22年（2010年）から平成27年（2015年）の変化をみると、6歳未満の子どものいる世帯数の伸び率は 3.2%と、以前の伸び率と比べて上昇していますが、18歳未満の子どものいる世帯の伸び率は 1.0%と、前回の伸び率と同等となっています。

また、6歳未満の子どものいる世帯、18歳未満の子どものいる世帯ともに、世帯数の伸びに比べて核家族世帯の伸び率のほうが高くなっており、核家族化が進んでいることがわかります。

子どものいる世帯の割合を、大阪府、全国と比べると、6歳未満の子どものいる割合は、本市が 9.3%、大阪府が 8.1%、全国が 8.7%、18歳未満の子どものいる世帯の割合は、本市が 22.3%、大阪府が 20.4%、全国が 21.5%となっています。大阪府や全国に比べて子どものいる世帯の割合は高くなっています。

◆子どものいる世帯数の推移(2005～2015 年)

	平成 17 年(2005 年)		平成 22 年(2010 年)		平成 27 年(2015 年)		2005 年 →2010 年 の伸び率 (%)	2010 年 →2015 年 の伸び率 (%)
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比		
	(世帯)	(%)	(世帯)	(%)	(世帯)	(%)		
一般世帯総数	51,293	100.0	53,499	100.0	56,754	100	4.3	6.1
6 歳未満の子どもの いる世帯	5,057	9.9	5,097	9.5	5,261	9.3	0.8	3.2
核家族世帯	4,685	9.1	4,772	8.9	4,991	8.8	1.9	4.6
その他の親族世帯	372	0.7	316	0.6	268	0.5	-15.1	-15.2
18 歳未満の子どもの いる世帯	12,382	24.1	12,509	23.4	12,628	22.3	1.0	1.0
核家族世帯	11,158	21.8	11,358	21.2	11,683	20.6	1.8	2.9
その他の親族世帯	1,214	2.4	1,073	2.0	877	1.5	-11.6	-18.3
非親族・単独世帯	10	0.0	33	0.1	68	9.1	230.0	106.1

資料：総務省統計局「国勢調査」

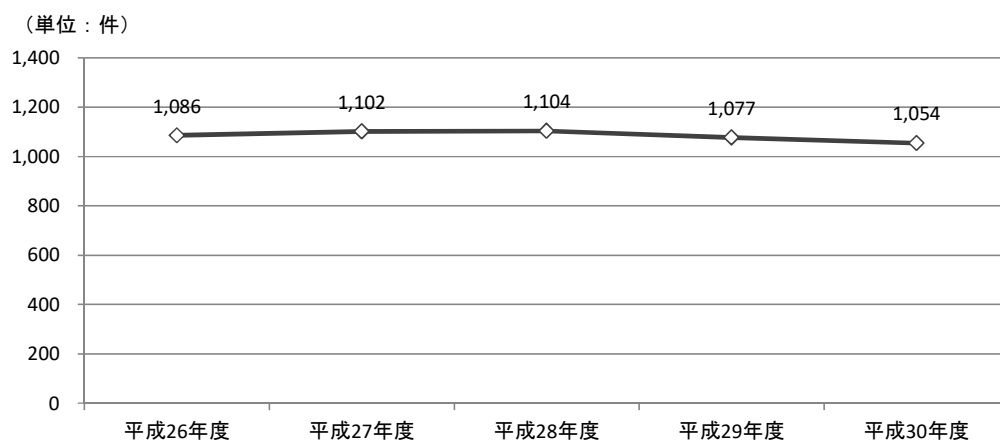
◆子どものいる世帯数の比較(2015 年)

	箕面市	大阪府	全国
一般世帯総数 (世帯)	56,754	3,918,441	53,331,797
6 歳未満の子どものいる世帯 (世帯)	5,261	318,386	4,617,373
構成比 (%)	9.3	8.1	8.7
18 歳未満の子どものいる世帯 (世帯)	12,628	799,568	11,471,850
構成比 (%)	22.3	20.4	21.5

資料：総務省統計局「国勢調査」

本市における児童扶養手当※の受給件数をみると、平成 28 年以降微減となっています。

◆児童扶養手当の受給件数 ひとり親家庭



資料：子ども未来創造局

※児童扶養手当：ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

第3節 就労の状況

第1項 労働力人口

平成27年(2015年)の国勢調査によると、本市における労働力人口※3は、58,997人で、うち男性が57.0%、女性が43.0%となっています

平成22年(2010年)～平成27年(2015年)への変化をみると、15歳以上人口は全体として伸び率が3.22%減少しています。労働力人口も全体として減少し、伸び率は1.87%減少し停滞気味で、とくに男性の伸び率が4.27%との減少と、労働力の縮小がうかがえます。

◆子どものいる世帯数の比較(2015年)

		平成17年(2005年)		平成22年(2010年)		平成27年(2015年)		2005年→ 2010年 の伸び率 (%)	2010年→ 2015年 の伸び率 (%)
		実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比		
		(世帯)	(%)	(世帯)	(%)	(世帯)	(%)		
15歳以上 人口	総数	109,575	100.0	112,152	100.0	108,541	100.0	2.35	-3.22
	男性	52,154	47.6	53,319	47.5	51,142	47.1	2.23	-4.08
	女性	57,421	52.4	58,833	52.5	57,399	52.9	2.46	-2.44
労働力 人口	総数	61,806	100.0	60,119	100.0	58,997	100.0	-2.73	-1.87
	男性	36,671	59.3	35,106	58.4	33,606	57.0	-4.27	-4.27
	女性	25,135	40.7	25,013	41.6	25,391	43.0	-0.49	-1.51

資料：総務省統計局「国勢調査」

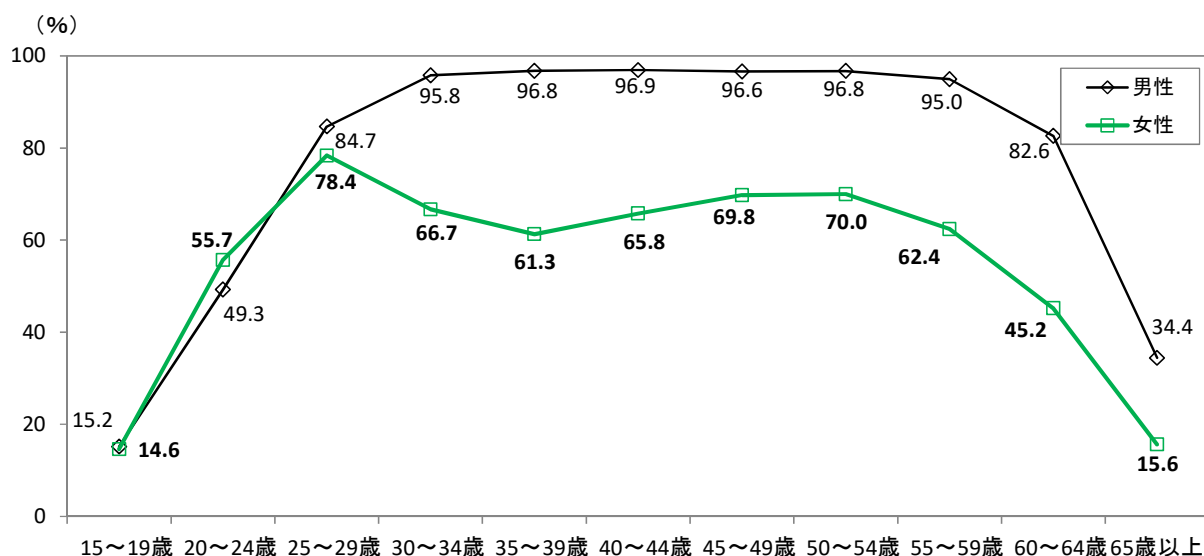
第2項 労働力率

本市の平成27年(2015年)の年齢階級別・男女別の労働力率※4をみると、男性では、30～59歳にかけて労働力率が9割台で一定となっているのに対し、女性では、30～39歳で労働力率が6割台に落ち込んだのち高くなり、50歳以上から低下していきます。30歳以上では50～54歳の70.0%が最も高い労働力率となっていますが、25～29歳の78.4%と比べて低い値となっています。

※3 労働力人口：15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの。

※4 労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口の割合。労働力状態「不詳」を除いて算出。

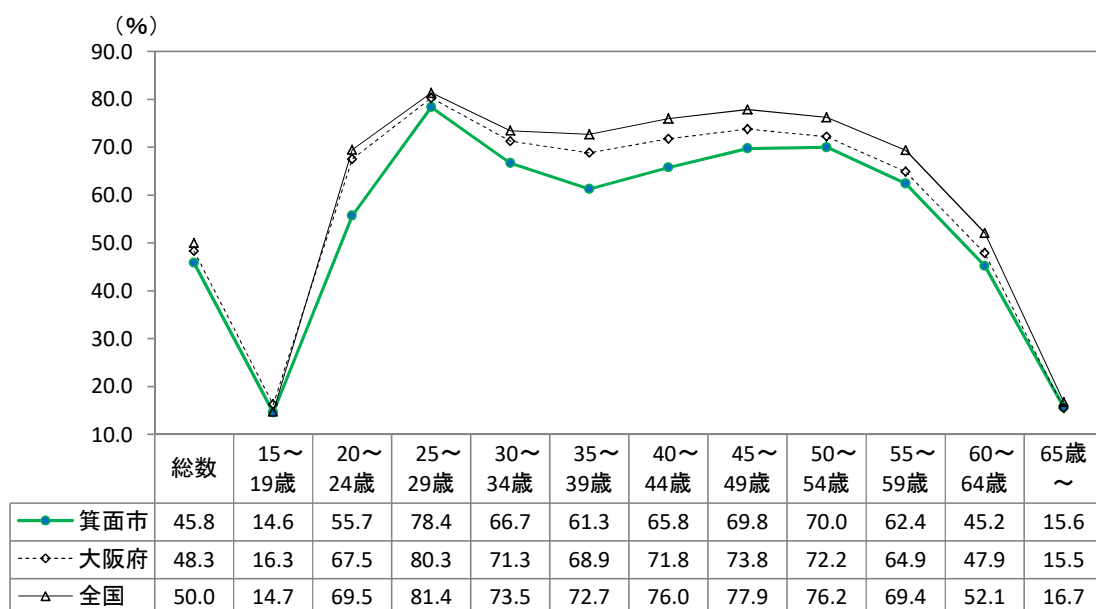
◆年齢階級別・男女別・労働力率(2015 年)



資料：総務省統計局「平成 27 年国勢調査」

本市の女性の労働力率は 45.8%となっており、大阪府、全国と比較すると、大阪府の 48.3%、全国の 50.0%を下回っています。年齢階級別労働力率をみると、15 歳以上から 64 歳までの各年齢階級における労働力率が、大阪府や全国より低くなっています。

◆女性の労働力率・年齢階級別労働力率～大阪府・全国との比較～(2015 年)



資料：総務省統計局「平成 27 年国勢調査」

第3項 就業者の状況

本市における平成27年（2015年）の常住している就業者数は56,614人で、そのうち男性が32,058人（56.6%）、女性が24,556人（43.4%）となっています。また、有配偶の女性の割合は全体の24.5%となっています。

従業率でみると、通勤者の中で、市内に従業している人の内訳が、男性が38.6%、女性が61.4%となっており、全体の就業者数の内訳と比較して女性の割合が高くなっています。一方、市外で従業している人の内訳は、男性が65.0%、女性が35.0%と女性のほうが低く、常住地の近くで従業している女性が多いことがわかります。

◆常住地における就業者の状況(2015年)

平成27年（2015年）	全体	男性	女性	
			うち、有配偶の女性	
就業者数（人）	56,614	32,058	24,556	13,890
構成比（%）	100.0	56.6	43.4	24.5
自宅就業者数（人）	4,069	2,198	1,871	1,401
構成比（%）	100.0	54.0	46.0	34.4
通勤者数（人）	51,015	29,036	21,979	12,136
構成比（%）	100.0	56.9	43.1	23.8
市内従業（人）	15,671	6,049	9,622	6,208
構成比（%）	100.0	38.6	61.4	39.6
市外従業（人）	35,344	22,987	12,357	5,928
構成比（%）	100.0	65.0	35.0	16.8

資料：総務省統計局「平成27年国勢調査」

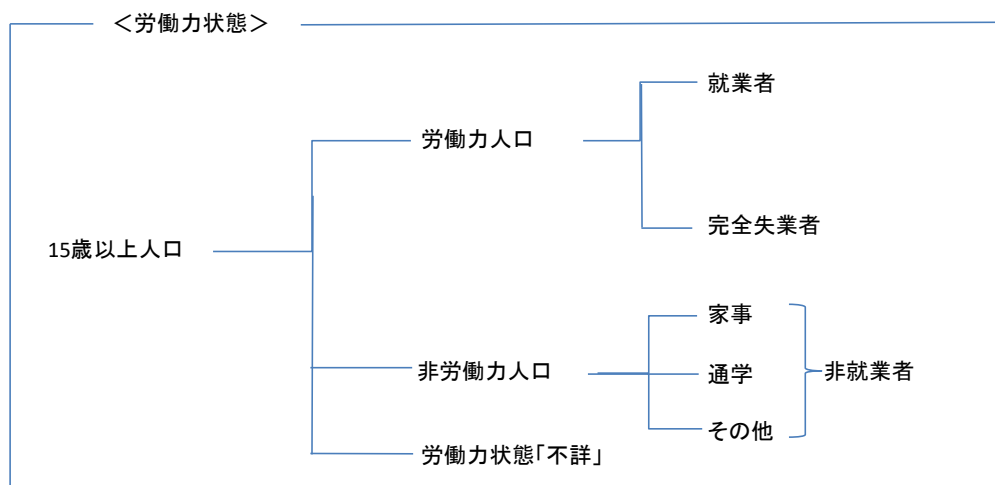
男女別就業者数について大阪府・全国と比較すると、就業者数に占める女性の割合は、本市が43.4%、大阪府が44.2%、全国が43.9%と大差はありません。有配偶の女性の占める割合をみると、本市は24.5%となっており、大阪府の23.5%より高いものの、全国の25.9%に比べて低くなっています。

◆男女別就業者数の比較(2015年)

	全体	男性	女性	うち、有配偶の女性
箕面市（人）	56,614	32,058	24,556	13,890
構成比（%）	100.0	56.6	43.4	24.5
大阪府（人）	3,777,668	2,108,926	1,668,742	889,111
構成比（%）	100.0	55.8	44.2	23.5
全国（人）	58,919,306	33,077,829	25,841,477	15,264,426
構成比（%）	100.0	56.1	43.9	25.9

資料：総務省統計局「平成27年国勢調査」

■参考 労働力状態：15 歳以上の人について、国勢調査の調査年の9月24日から30日までの1週間（調査週間）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分したものです。

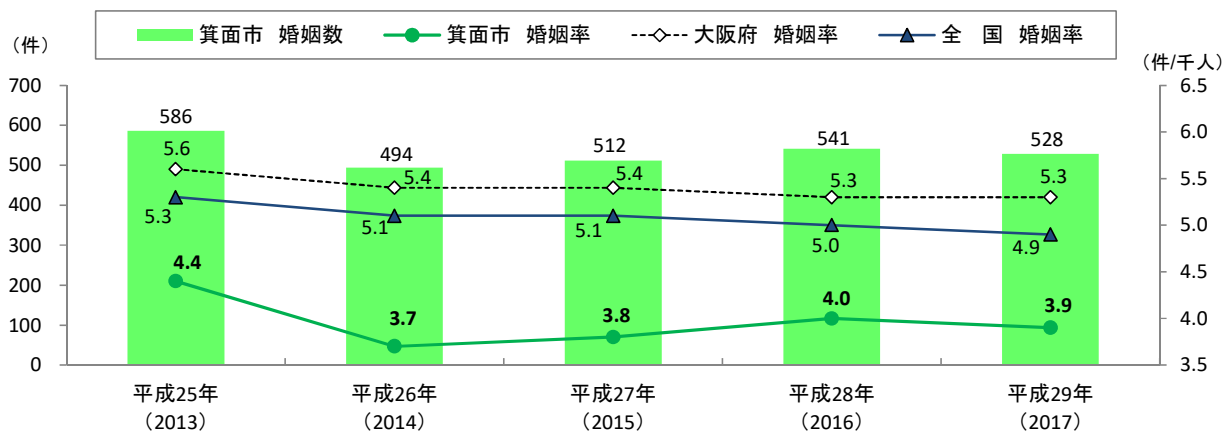


第4節 婚姻の状況

第1項 結婚の状況

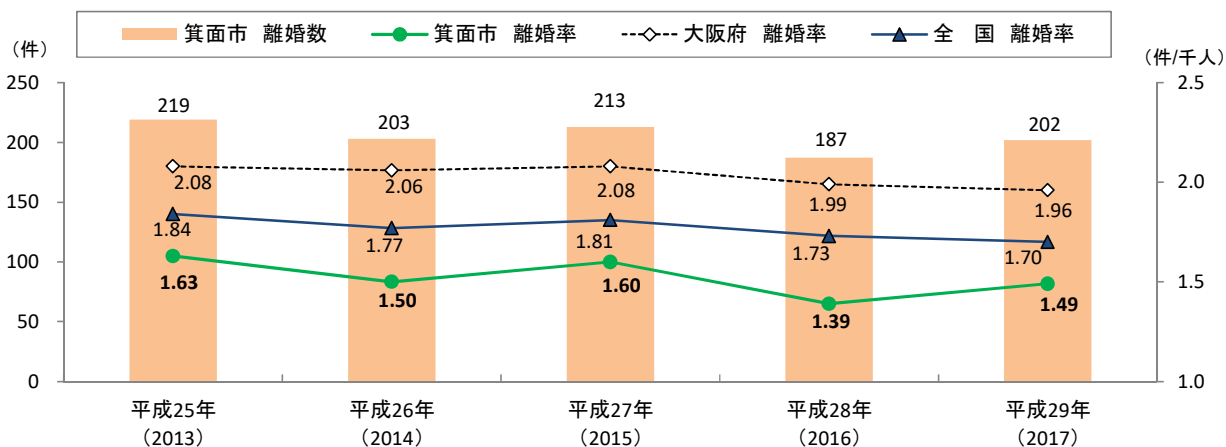
本市における近年の婚姻数は500件前後で推移しており、婚姻率は全国や大阪府の値よりも低くなっています。離婚数は200件前後で推移しており、離婚率は全国や大阪府の値を下回って推移しています。

◆婚姻数・婚姻率の推移



資料：「大阪府人口動態統計」

◆離婚数・離婚率の推移



資料：「大阪府人口動態統計」

第5節 子どもの状況と子育ての実態

第1項 就学前児童の保育の状況

平成30年度(2018年度)における本市の保育所数は、市立が4か所、私立が34か所の合計38か所となっており、保育所定員数は2,785人、保育児童数は2,500人となっています。平成26年度(2014年度)からの変化をみると、毎年保育所整備を行ってきたことから保育所数及び保育児童数は年々増加しています。加えて、平成27年の新制度実施以降、市内外の私立幼稚園の認定こども園化により保育定員が増加しています。待機児童数は、平成26年度(2014年度)以降10数名で推移してきましたが、平成30年度(2018年度)は3人となっています。

各年度3月1日現在

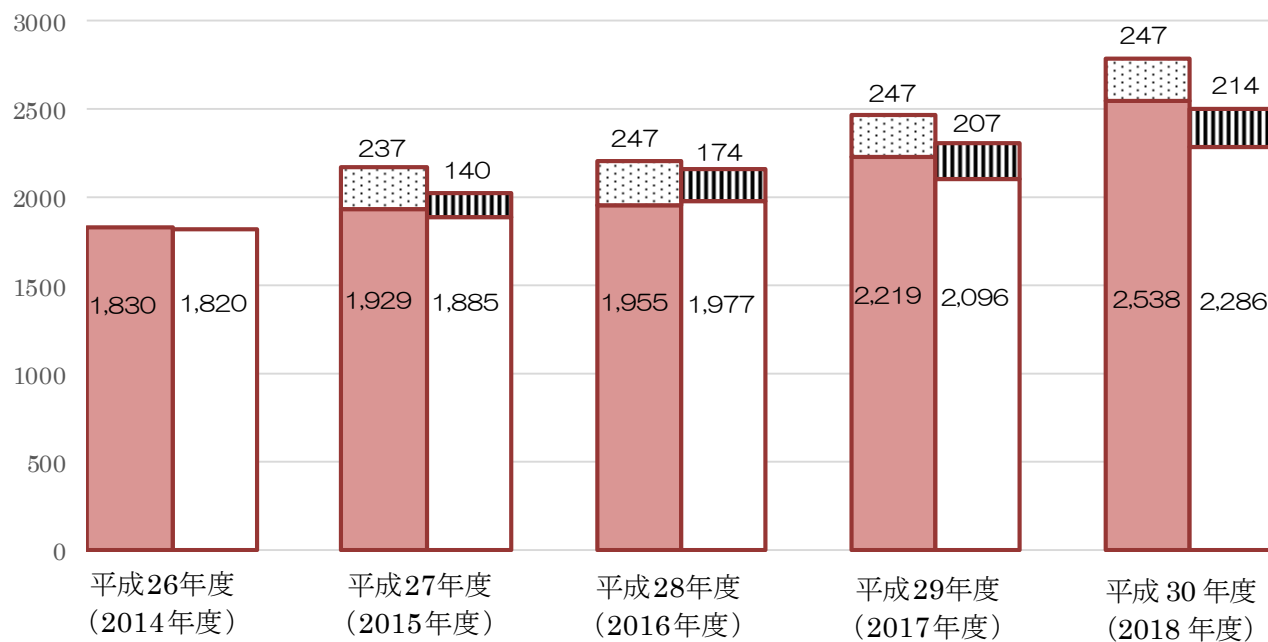
待機児童数のみ各年度当初(4月1日現在)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
保育所数[か所]	19	24	24	27	34
市立[か所]	4	4	4	4	4
私立[か所]	15	20	20	23	30
保育定員数[人]	1,830	1,929	1,955	2,219	2,538
市立[人]	540	540	540	540	540
私立[人]	1,290	1,389	1,415	1,679	1,998
保育児童数[人]	1,820	1,885	1,977	2,096	2,286
市立[人]	515	513	520	517	514
私立[人]	1,305	1,372	1,457	1,579	1,772
認定こども園					
私立[園数]		3	4	4	4
私立[定員数]		237	247	247	247
私立[児童数]		140	174	207	214
待機児童数[人]	12	14	17	16	3

※なお、認定こども園は、上記市内園以外の他市園に平成31年3月1日現在、13人が在園しています。

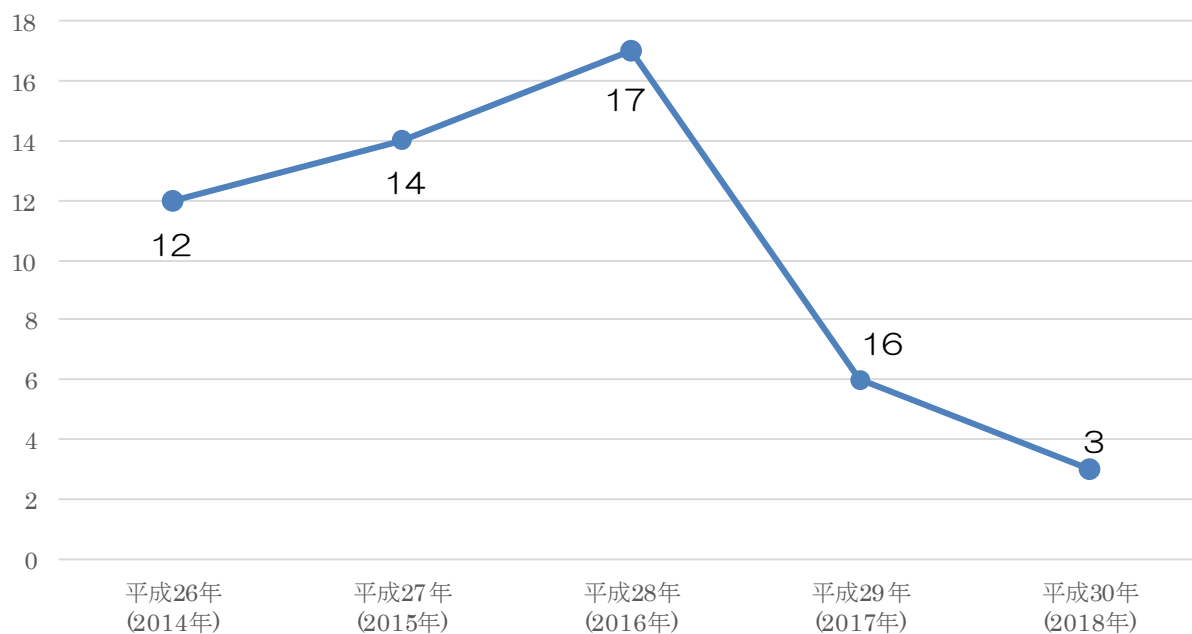
(単位：人)

■ 保育定員数 ■ 保育児童数 ■ 認定こども園定員数 ■ 認定こども園児童数



(単位：人)

● 待機児童数



資料：子ども未来創造局

令和元年度(2019年度)における本市の幼稚園は、市立4か所、私立2か所、認定こども園6か所の合計12か所となっており、園児数は、市立197人、私立508人、認定こども園898人となっています。認定こども園は平成27年度(2015年度)より園児数500人前後で推移していましたが、令和元年度に市内私立幼稚園2園の認定こども園化により園児数が概ね900人に増加しました。

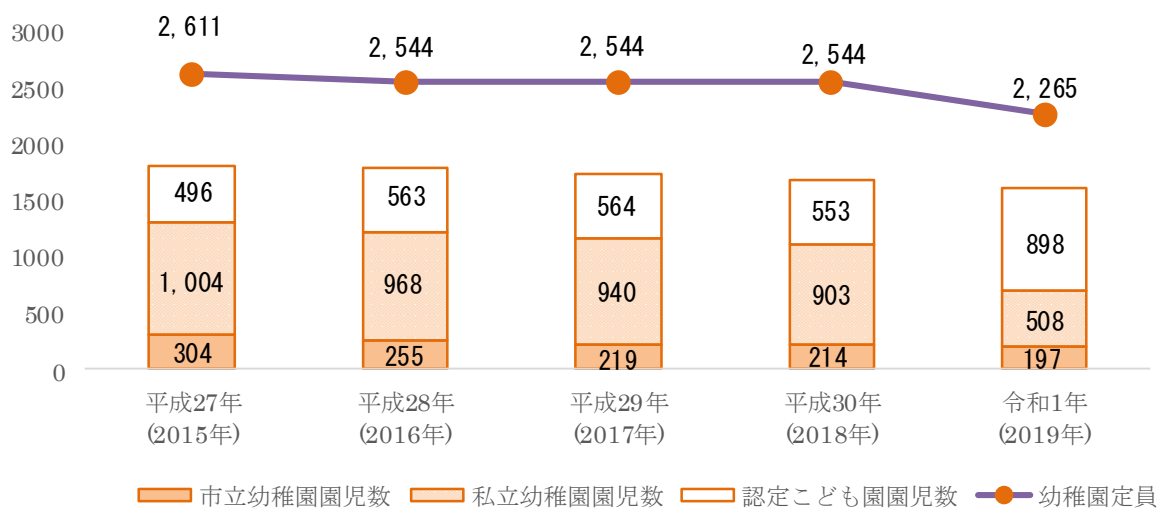
各年度5月1日現在

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
市立幼稚園[か所]	5	4	4	4	4
定員[人]	875	700	700	700	700
園児数[人]	304	255	219	214	197
私立幼稚園[か所]	4	4	4	4	2
定員[人]	1,250	1,250	1,250	1,250	600
園児数[人]	1,004	968	940	903	508
認定こども園[か所]	3	4	4	4	6
(1号)定員[人]	486	594	594	594	965
(1号)園児数[人]	496	563	564	553	898

※なお、私立幼稚園は、上記市内園以外の他市園に、令和元年5月1日現在、871人が在園しています。

※また、認定こども園は、上記市内園以外の他市園に、令和元年5月1日現在、327人が在園しています。

(単位：人)



資料：子ども未来創造局

平成30年度(2018年度)における本市の子育て支援センターの来所組数は12,577組、相談件数は619件となっています。平成26年度(2014年度)からの変化をみると、減少傾向にあります。

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
来所組数 [組]	中 央	4,089	3,960	3,868	4,001	3,575
	西 部	6,205	5,280	4,994	5,936	5,057
	ひじり	4,821	4,671	4,837	4,622	3,945
	合 計	15,115	13,911	13,699	14,559	12,577
相談件数[件]		896	871	953	751	619

資料：子ども未来創造局

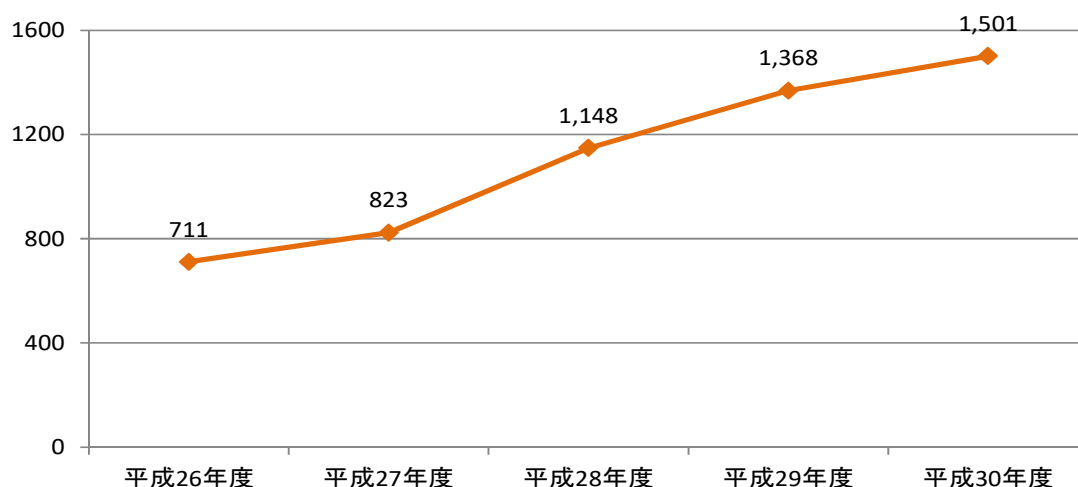
第2項 学童保育の状況

平成30年度(2018年度)における本市の学童保育の利用状況をみると、全体で施設数は14か所、定員は1,635人で、利用人数は1,501人となっています。平成26年度(2014年度)からの利用者人数の変化をみると、増加傾向にあります。

平成30年度

対象校区	箕面	止々呂美	萱野	北	南	西	東	西南	萱野東	豊川北	中	豊川南	萱野北	彩都の丘
定員[人]	100	120	120	40	120	143	120	134	138	96	120	144	40	200
利用人数[人]	90	97	113	36	109	149	101	135	119	77	112	145	34	184
利用率[%]	90.0	80.8	94.2	90.0	90.8	104.2	84.2	100.7	86.2	80.2	93.3	100.7	85.0	92.0

(単位：人)



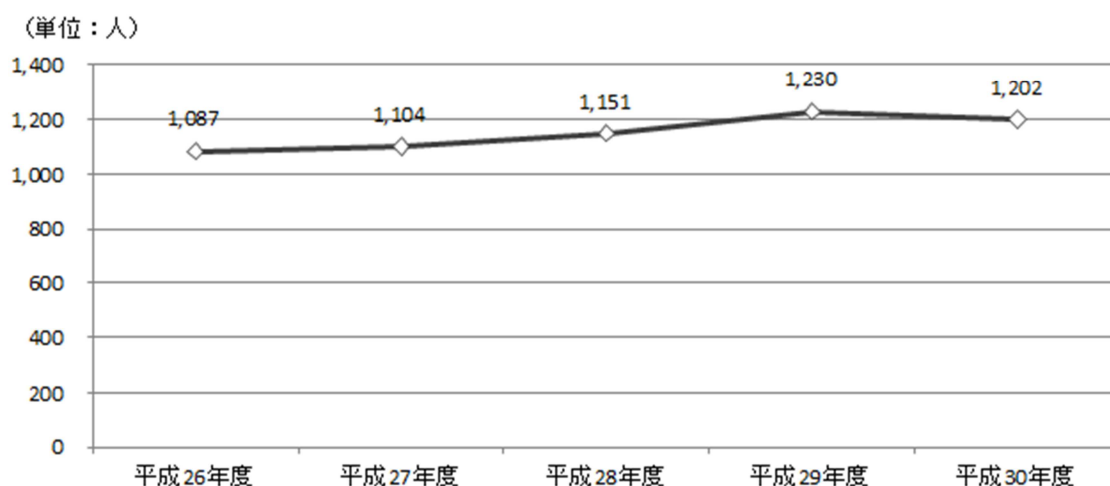
資料：子ども未来創造局

本市では、学童保育にあわせ、「自由な遊び場開放事業」として、全ての小学生が放課後に自由に遊べるよう、市内の全ての市立小学校の体育館や運動場、余裕教室の一室を子どもたちの遊び場として開放しています。

平成30年度(2018年度)における本市の「自由な遊び場開放事業」の利用状況をみると、1日の平均利用人数の合計では、1,202人となっており、平成26年度(2014年度)からの変化をみると、上昇傾向にあります。

平成30年度（一日平均利用人数）

対象校区	箕面	止々呂美	萱野	北	南	西	東	西南	萱野東	豊川北	中	豊川南	萱野北	彩都の丘	合計	の1校あたり
利用人数[人]	78	61	74	58	88	117	65	108	81	122	136	91	49	74	1,202	86



資料：子ども未来創造局

第3項 学校の状況

令和元年度(2019年度)における本市の市立小学校は14校、児童数は8,793人、教員数は503人となっています。平成27年度(2015年度)からの変化をみると、児童数、教員数ともに増加しており、教員1人あたりの児童数はやや減少傾向となっています。

各年度5月1日現在

市立小学校の状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
学校数[校]	14	14	14	14	14
学級数[学級]	313	326	353	374	374
児童数[人]	7,919	8,080	8,443	8,699	8,793
教員数[人]	421	436	476	494	503
教員1人あたり児童数[人]	19	19	18	18	17

資料：子ども未来創造局

令和元年度(2019年度)における本市の市立中学校は8校、生徒数は3,583人、教員数は265人となっています。平成27年度(2015年度)からの変化をみると、生徒数、教員数ともに増加しており、教員1人あたりの生徒数はほぼ一定となっています。

各年度5月1日現在

市立中学校の状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
学校数[校]	8	8	8	8	8
学級数[学級]	125	127	133	133	139
生徒数[人]	3,469	3,487	3,526	3,507	3,583
教員数[人]	228	238	249	246	265
教員1人あたり児童数[人]	15	15	14	14	14

資料：子ども未来創造局

令和元年度(2019年度)における本市の府立高等学校は2校、生徒数は1,728人となっています。平成27年度(2015年度)からの変化をみると、減少傾向にあります。

各年度5月1日現在

府立高等学校の状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
学校数[校]	2	2	2	2	2
生徒数[人]	1,810	1,850	1,830	1,830	1,728

資料：各学校

平成30年度(2018年度)における本市の小学校の長期欠席は450人、うち不登校数は25人となっており、在籍数に占める不登校の割合は3.0‰(0.3%)となっています。中学校の長期欠席は300人、うち不登校数は77人となっており、在籍数に占める不登校の割合は22.0‰(2.2%)となっています。

平成30年度	長期欠席[人]	うち不登校数[人]	不登校千人率[‰]
小学校	450	25	3
中学校	300	77	22

資料：子ども未来創造局

第4項 子どもの健康状態

平成30年度(2018年度)における健康診査の受診率は、妊婦健康診査が95.8%、1歳6か月健診が94.0%、3歳6か月健診が90.4%となっています。平成26年度(2014年度)からの受診率の変化をみると、妊婦健康診査は増減を繰り返しながら上昇傾向にあり、1歳6か月健診と3歳6か月健診では一定となっています。

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
妊婦健康診査	対象者数[人]	1,170	1,121	1,008	1,081	982
	受診者数[人]	1,087	1,029	1,007	975	941
	受診率[%]	92.9	91.8	99.9	90.2	95.8
1歳6か月健診	対象者数[人]	1,267	1,207	1,294	1,303	1,201
	受診者数[人]	1,217	1,154	1,219	1,224	1,129
	受診率[%]	96.1	95.6	94.2	93.9	94.0
3歳6か月健診	対象者数[人]	1,407	1,428	1,421	1,361	1,443
	受診者数[人]	1,226	1,280	1,272	1,225	1,305
	受診率[%]	87.1	84.6	89.5	90.0	90.4

資料：子ども未来創造局

平成30年度(2018年度)における保健師と地区福祉会（西南小校区のみ民生委員児童委員協議会）との共催での健康教育・健康相談を実施した子育てサロンの参加者は2,775人となっています。子育てサロンは各小学校区で平成14年度(2002年度)から設置が始まり、身近な地域で子育ての情報や相談が気軽に受けられるようになっています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
子育てサロン参加者数[人]	4,431	3,779	3,604	3,517	2,775

資料：子ども未来創造局

平成 30 年度

校区名	箕面小	萱野小	北小	南小	西小	東小	西南小	萱野東小	豊川北小	中小	豊川南小	萱野北小	合 計
開催場所	箕面小 コミセン	みのお 市民活動 センター	中央生涯 学習セン ター	南小さく らルーム みなみ	西小コミ セン	東小コミ セン	せいなん 幼稚園	萱野東小 コミセン	豊川北小 コミセン	中小コミ セン	豊川南小 コ ミ セ ン・小野原 多世代地 域交流セ ンター	萱野北小 コミセン	
開催回数[回]	8	9	10	11	10	8	11	7	11	11	9	11	116
延べ人数[人]	285	194	173	290	255	168	380	129	243	215	233	210	2,775

資料：子ども未来創造局

第5項 子どもの人権

本市における「児童虐待の防止等に関する法律」施行後の通告件数をみると、平成26年度(2014年度)以降60件前後を推移していましたが、平成30年度(2018年度)には449件と急増しています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
虐待通告件数[件]	45	70	59	66	449

※平成30年度より、回数の集計基準を変更しています。

資料：子ども未来創造局

児童虐待に関する社会的関心の高まりにより、近隣からの通告が増加しており、特に平成30年度は、前年度比6.8倍となっています。これは、平成29年12月に本市で発生した児童虐待死亡事案の再発防止策の取組（リスク判断に必要な兆候を見落とさないよう、気になる情報が寄せられれば、その都度通告として受理する）や、国が平成30年7月20日に閣議決定した「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の取組による意識の高まりにより、関係機関、学校等からの通告が増加したことによるものです。

第6項 地域の子育て環境

本市では子どもの遊び場となる公園を538か所整備しており、公園面積の合計は、249.16haとなっています。

区分	箇所数	面積[ha]
近隣公園	14	30.70
総合公園	1	17.30
街区公園	79	15.78
府営箕面公園	1	83.8
小計	95	147.58
児童遊園	15	1.1
その他の公園及び緑地	428	100.48
合計	538	249.16

資料：みどりまちづくり部

第6節 子育て支援に関する意識と実態

第1項 調査概要

1 調査目的

「第四次箕面市子どもプラン」の策定にあたり、市内在住の就学前児童（0～5歳）がいる世帯、就学児童（小学1年生～6年生）がいる世帯を対象に、保育所や学童保育などの利用希望等を調査することで、教育・保育サービス、地域子育て支援事業の必要量を把握し、今後の市の子育て支援策の充実に活かしていくことを目的として実施しました。

2 調査設計

調査地域	箕面市全域
調査対象	①市内在住の0歳～5歳の就学前児童 ②市内在住の小学1年生～6年生の児童
標本数	4,000名（内訳：① 2,000名、② 2,000名）
抽出方法	住民基本台帳に基づく層化抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収による自記入式アンケート調査
調査期間	平成31年(2019年)2月18日～3月6日

3 回収結果

調査対象	配布件数	回収件数	回収率
就学前児童（0～5歳）	2,000件	1,197件	59.9%
就学児童（小学生）	2,000件	1,265件	63.3%
合計	4,000件	2,462件	61.6%

4 集計表の見方

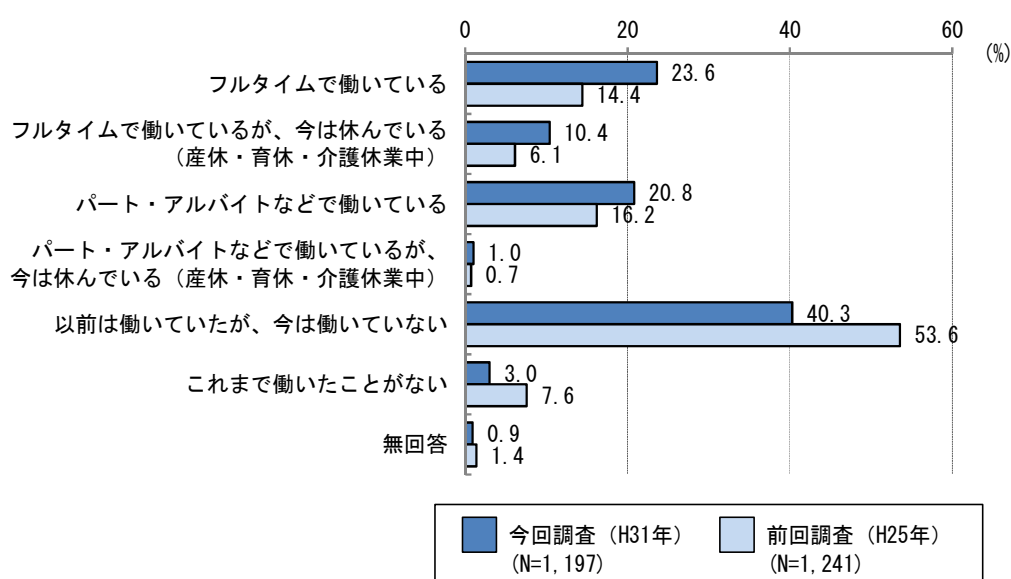
- 図表中の「N（number of case）」は、有効標本数（集計対象者総数）を表しています。
- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。

第2項 調査結果概要

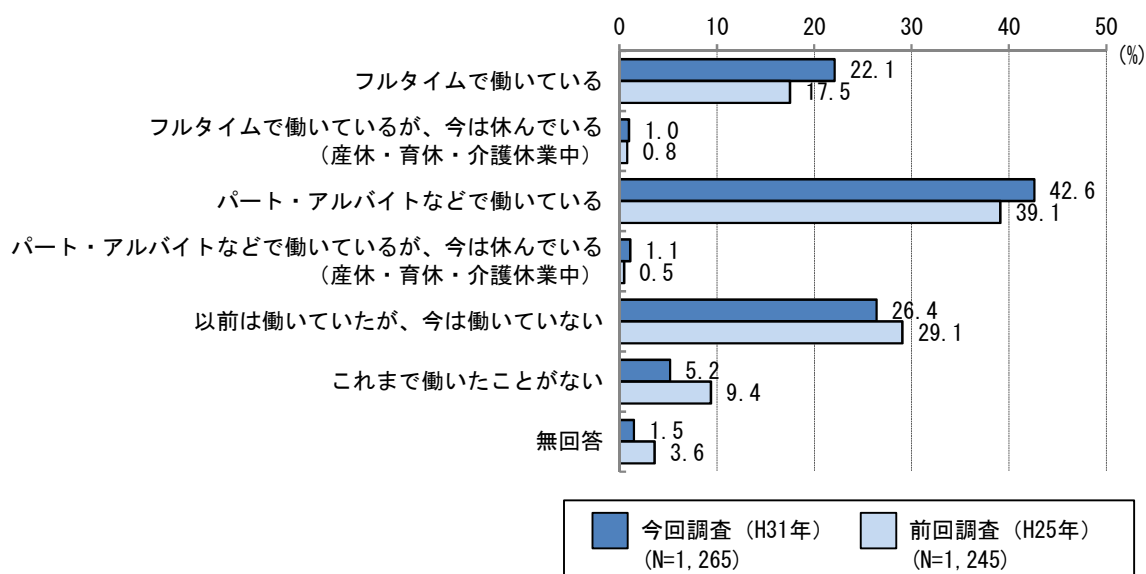
1 母親の就労状況

母親の就労状況について、就学前児童のいる母親（1,197人）は、「以前は働いていたが、今は働いていない」が最も多く40.3%、次いで「フルタイムで働いている」が23.6%、「パート・アルバイトなどで働いている」が20.8%となっています。小学生のいる母親（1,265人）は、「パート・アルバイトなどで働いている」が最も多く42.6%、次いで「以前は働いていたが、今は働いていない」が26.4%、「フルタイムで働いている」が22.1%となっています。

◆就学前の母親の就労状況



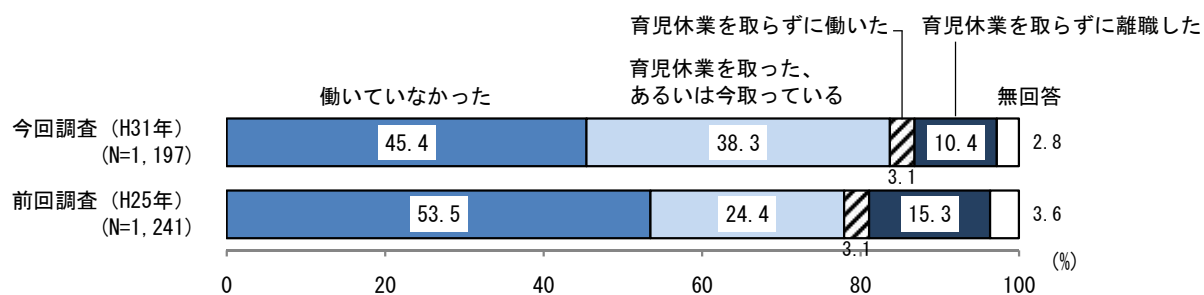
◆小学生の母親の就労状況



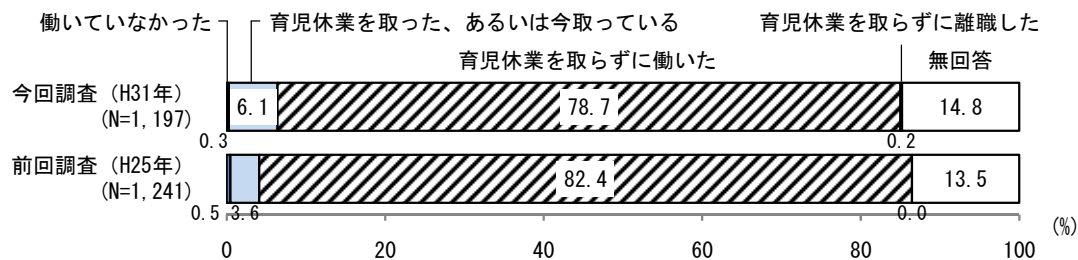
2 育児休業の取得状況

就学前児童のいる家庭の育児休業の取得状況について、母親は、「働いていなかった」が最も多く45.4%、次いで「育児休業を取った、あるいは今取っている」が38.3%、「育児休業を取らずに離職した」が10.4%となっています。また、父親は、「育児休業を取らずに働いた」が多く78.7%となっています。

◆母親の育児休業取得状況



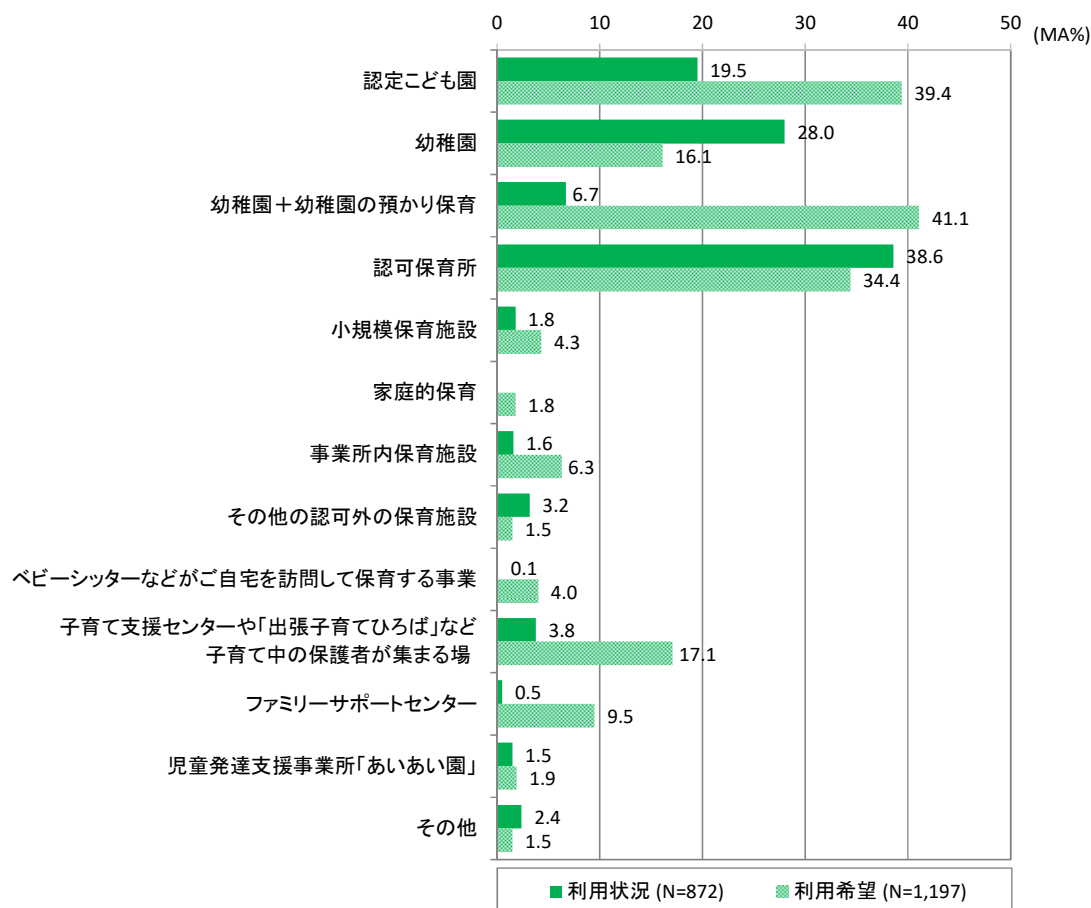
◆父親の育児休業取得状況



3 平日の定期的な保育・教育サービスの利用状況

平日の定期的な保育所や幼稚園などの利用状況と利用希望について、利用状況と希望の差をみると、希望の方が多いものは、「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」が最も多く 34.4 ポイント差、次いで「認定こども園」が 19.9 ポイント差となっています。逆に、利用状況の方が多いものは、「幼稚園」が最も多く 11.9 ポイント差となっています。

◆平日の保育・教育サービスの定期的な利用状況・利用希望

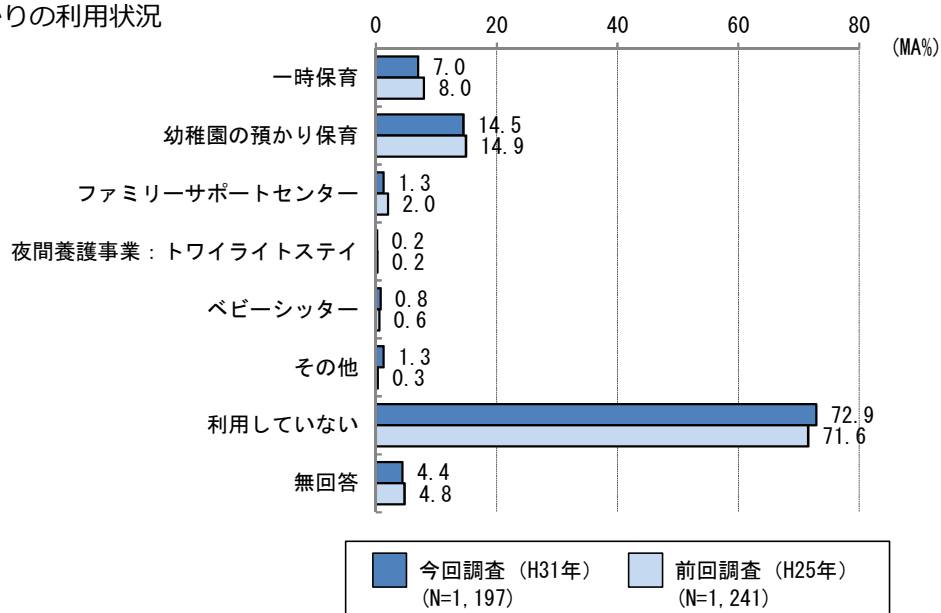


4 一時預かりなどの利用状況

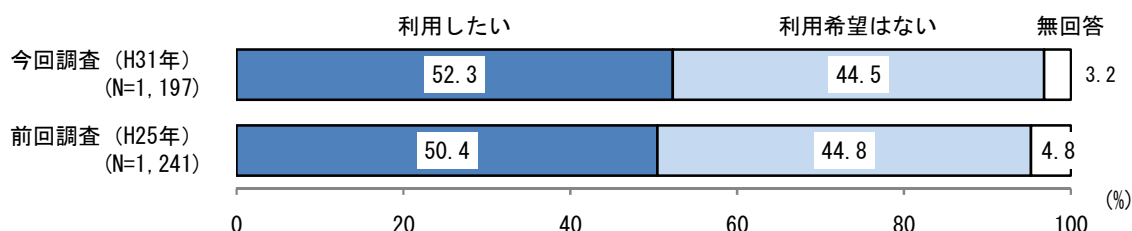
私用、ご自身や親の通院、不規則な仕事などを理由に「不規則に」利用したサービスは、「幼稚園の預かり保育」で14.5%、「一時保育」で7.0%みられるが、「利用していない」が72.9%と多くなっています。

一時預かりの今後の利用希望については「利用したい」が過半数であり、利用希望者が望ましいと思う一時預かりサービスでは、「幼稚園・保育所などの施設で子どもをみてるサービス」が9割近くを占めています。

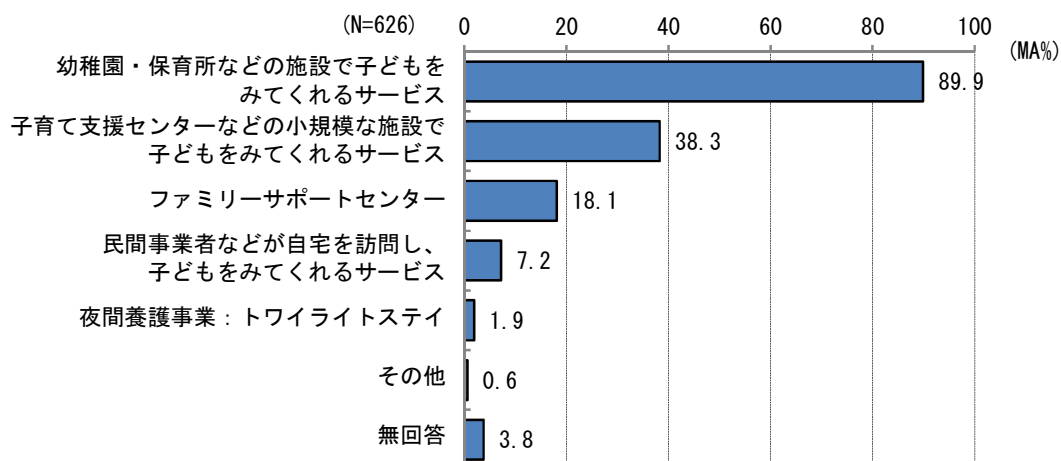
◆一時預かりの利用状況



◆一時預かりの利用希望



◆「一時預かり」に望ましい子育て支援サービス



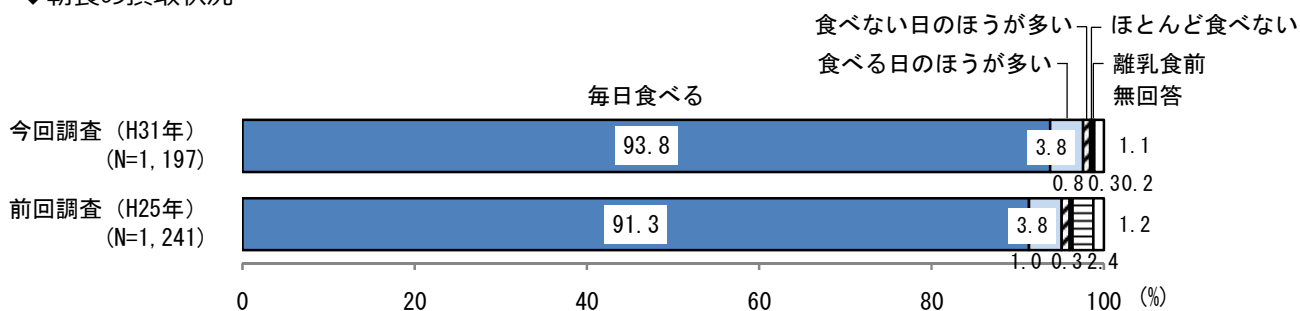
5 子どもの生活習慣

就学前のお子さんの生活習慣について、朝ごはんを食べるかたずねたところ、「毎日食べる」は9割強を占めますが、「毎日食べていない」との回答もみられます。

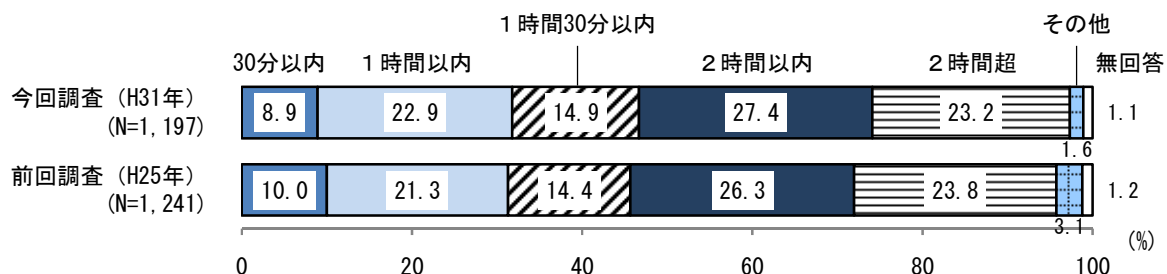
平日のテレビ・ビデオ（ゲームも含む）の1日当たり平均視聴時間をたずねたところ、「2時間以内」27.4%、「2時間超」23.2%、「1時間30分以内」14.9%となっており、以上を合わせた「1時間超」で6割半を占めます。

就寝時刻は、「21時～21時半前」32.4%、「20時半～21時前」20.3%、「21時半～22時前」20.1%の順に多くなっています。就寝時刻が「21時以降」の回答を合計すると63.9%で、前回調査の59.7%から、就寝時刻が遅くなっている傾向がみられます。

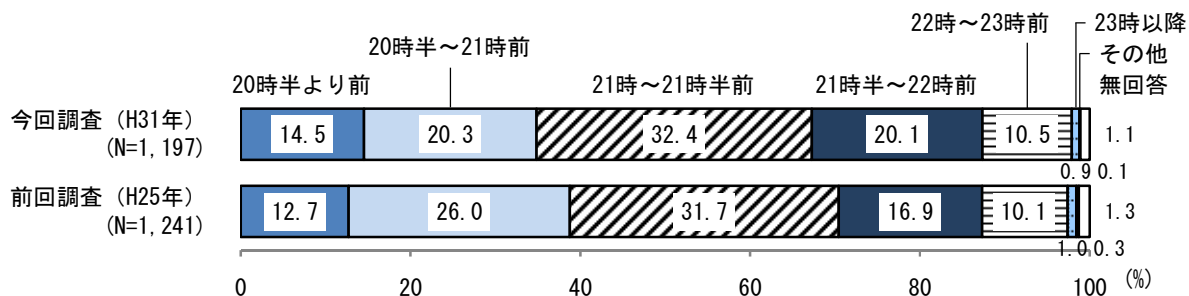
◆朝食の摂取状況



◆テレビ等の1日当たり平均視聴時間



◆就寝時刻



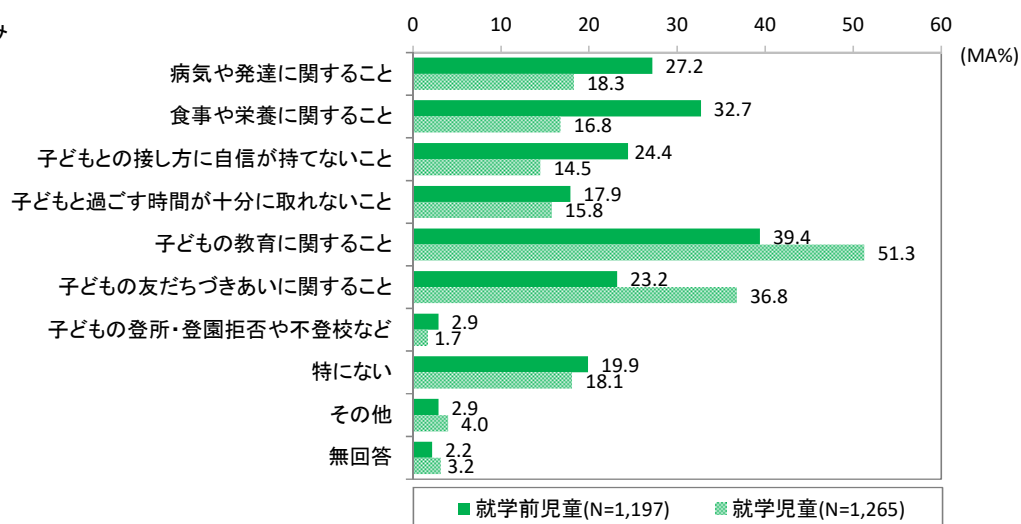
6 子育ての悩み

子育てに関して日常悩んでいること、あるいは気になることにつき、子どもに関するこ
と、ご自身に関することをたずねました。

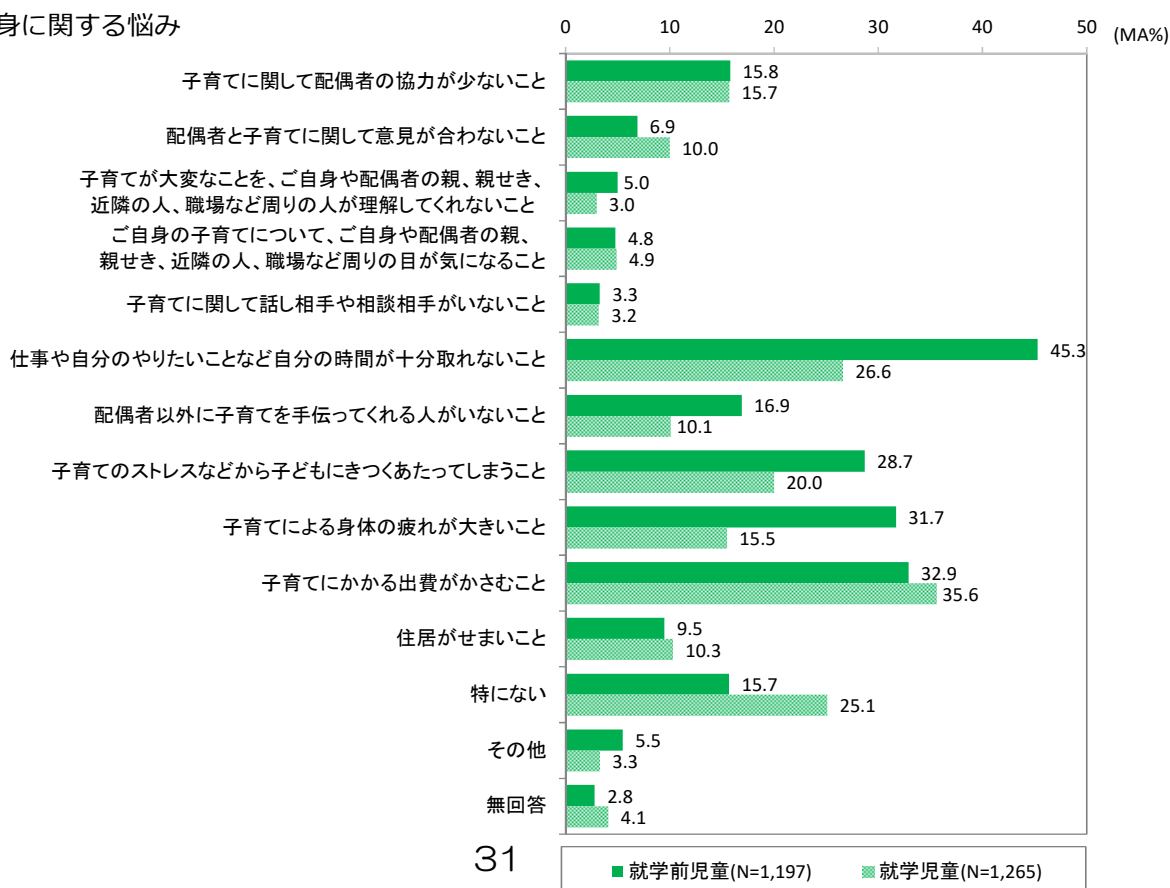
子どもに関する悩みでは、就学前児童の保護者で「子どもの教育に関すること」39.4%、
「食事や栄養に関すること」32.7%、就学児童の保護者で「子どもの教育に関すること」
51.3%、「子どもの友だちづきあいに関すること」36.8%が上位となっています

自分自身に関する悩みでは、就学前児童の保護者で「仕事や自分のやりたいことなど自
分の時間が十分取れないこと」45.3%、「子育てにかかる出費がかさむこと」32.9%、就
学児童の保護者で「子育てにかかる出費がかさむこと」35.6%、「仕事や自分のやりたい
ことなど自分の時間が十分取れないこと」26.6%が上位となっています。

◆子どもに関する悩み



◆自分自身に関する悩み



第3章 計画の基本理念と施策の基本方向

第1節 基本理念

子どもが、自らが創造的な子ども文化を育み、次代を担う人として明るく健やかに成長することは、全ての市民の願いです。

子どもは、人と人との関わりの中で切磋琢磨することで、主体的に判断し行動する「生きる力」と、自分を認めながら他人も認め、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性を身につけます。

学校教育の果たす役割の重要性はもちろんですが、子どもが生まれて初めて関わる社会である家庭における教育や、地域の人々とのふれあいが、子どもの成長に重要な役割を果たしています。家庭と学校と地域が相互に緊密に連携するとともに、大人と子どもがそれぞれの役割と責任を自覚し、社会規範を守り、協働することが必要です。

また、結婚や出産は個人の価値観や自己決定権の問題ですが、社会的・経済的に支援が必要な家庭に対する積極的な支援体制の整備など、子育てに夢と希望を感じる地域社会づくりは重要な課題です。

子どもをめぐる社会状況の変化に伴い、明らかになった課題を解決するには、市民と市が、子どもは社会全体で育てるという共通認識の下、協働して互いの役割を果たし合うことが必要です。その際には、乳幼児期から青年期に至る子どもの生活の全ての領域にわたって、子どもに対する支援と保護者に対する支援の両面から取り組むことが求められています。

本市に生まれ育つ全ての子どもが幸福に暮らせるまちづくりを進めるため、本計画は、箕面市子ども条例の理念及び「第三次箕面市子どもプラン」の基本理念を受け継ぎます。

子どもが幸福に暮らせるまちづくりをめざして

第2節 基本目標

本計画の策定にあたっては、基本理念を実現するために、以下の4つの目標を掲げて、総合的に施策を推進していきます。

1. 子どもが明るくのびのび育つまちづくり
2. 子どもが輝くまちづくり
3. 大人と子どもの協働によるまちづくり
4. 安心して子育てができるまちづくり

1. 子どもが明るくのびのび育つまちづくり

子どもが、国籍、出生、性別、障害の有無などによって差別されることなく、一人ひとりの人権が尊重され、それぞれの個性とその能力がいかされ、個人が大切にされることで、子どもの幸福を追求する権利が保障されるまちづくりをめざします。

2. 子どもが輝くまちづくり

子どもは、人と人とのふれあいを通し切磋琢磨しながら、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性が養われ、主体的に判断し、行動し、自らを律しつつその義務を果たし、たくましく生きることができるよう育っていきます。

子どもの多様で自主的な活動から生まれる子ども文化を尊重し、子どもが輝くまちづくりをめざします。

3. 大人と子どもの協働によるまちづくり

大人と子どもがそれぞれの役割と責任を自覚しながら、子どもの意見表明の機会を確保し、互いに教えあい学びあい、ともに育つまちづくりをめざします。

4. 安心して子育てができるまちづくり

子どもが心豊かに健やかに育つために、保健、医療、福祉、教育、労働、住宅その他の幅広い分野において、保育所・幼稚園・認定こども園※・学校、家庭、地域がそれぞれの役割と責任を果たし、強く連携しながら、安心して子育てができるまちづくりをめざします。

※認定こども園：保育所と幼稚園の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

第3節 施策体系図

～子どもが幸福に暮らせるまちづくりをめざして～

- 子どもが明るくのびのび育つまちづくり
- 子どもが輝くまちづくり
- 大人と子どもの協働によるまちづくり
- 安心して子育てができるまちづくり

1 家庭・地域における子育て環境の充実

- 1 家庭・地域における子育て支援
- 2 ゆとりをもって子育てができる生活環境づくり
- 3 子どもの健康づくり
- 4 発達上支援を必要とする子どもの支援
- 5 情報、相談体制の整備
- 6 地域コミュニティの形成
- 7 子どもの人権に関する啓発

2 保育・教育サービスの量的・質的充実

- 1 サービス提供区域
- 2 就学前保育・教育サービスの提供量
- 3 地域子ども・子育て支援事業の提供量
- 4 就学前保育・教育の質の向上

3 子育て世代に対する労働環境の整備

- 1 男女協働参画への取り組み
- 2 労働環境の整備

4 子どもの遊び場づくり

- 1 子どもの居場所、活動拠点の充実
- 2 子どもの自由な遊び場づくり
- 3 放課後子ども総合プランの推進

5 子どもの文化的・社会的活動の支援

- 1 子どもの自然・文化・スポーツ活動の推進
- 2 子どもの社会体験・活動の推進
- 3 子どもの社会参加の促進
- 4 青少年団体、青少年関係団体の活動支援
- 5 子どもの読書活動の推進

6 教育の充実と開かれた学校づくり

- 1 学校教育の充実
- 2 地域に開かれた学校づくり
- 3 豊かな心の育成
- 4 人権教育の推進
- 5 次代の親の育成

7 健康育成と自立支援

- 1 自立への支援
- 2 問題行動の予防と早期発見・早期対応
- 3 非行防止・安全確保に向けた市民運動の推進

8 世代をつなぐ生涯学習・交流の促進

- 1 地域における生涯学習・交流の促進
- 2 地域福祉活動における多世代交流の促進

第4章 施策の展開

第1節 施策の基本方向と主な取り組み

全ての子どもが幸福に暮らせるまちづくりを実現するため、子どもの幸福を追求する権利を保障し、子ども文化と地域での子育てを支援できるよう、保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校、家庭、地域が連携するとともに、大人と子どもが互いに信頼し合える多様な人間関係づくりに努めていきます。また、箕面市のまち全体で、子どもがのびのびと育つことのできるまち、安心して子どもを育てることのできるまちをめざします。

第1項 家庭・地域における子育て環境の充実

保護者が悩むことの多い家庭教育では、社会からの支援が必要です。近年、家庭と地域の結びつきが弱まっている中で、孤立感を感じる子育て家庭が増えていることから、子育てを身近な地域で支援していくことが重要となっています。しかし、日頃から関係性のある支援先でなければ、子育て家庭は、なかなか悩みを打ち明けたり、支援を受けたりすることに至りません。また、就労や社会参加等をしていない家庭で子育てをしている世帯は、仲間づくりや情報提供、相談支援を特に必要としています。“待つ支援”ではなく、日頃から広く様々な子育て資源を開放していくとともに、“出向く”支援に力を入れていきます。そのほか、生活基盤や健康づくりに対する支援も行います。

都市化や核家族化が進行する中で、子育て家庭が不安や悩みを抱え込むことがないように、保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校、家庭、地域の協働による、地域社会で子どもを育てるコミュニティづくりを進めていきます。

発達上支援を必要とする子どもに対しては、子どもがのびのびと育ち、保護者が安心して子育てができるよう、きめ細かい支援を子どもの成長段階で途切れることなく実施していきます。

1 家庭・地域における子育て支援

家庭教育に対する支援である「親支援プログラム」や「子育てに関わる講座の開催」等は、親としての意識啓発だけでなく保護者のつながりづくりの場としての機能も果たしていることから、参加を促進するための周知方法を工夫し、関係機関との連携による開催を進めます。

子育て家庭と地域社会をつなぐため、「こんにちは赤ちゃん訪問」等、早期に子育て家庭と関わる事業の充実に取り組みます。また、子育てに関する悩みやストレスを解消するため、家庭に対する情報提供と相談支援として「箕面子育て応援ブックの発行」や「子育てに関する相談窓口の充実」等を進め、相談支援体制の充実に努めます。その他、身近な場所で育児不安を解消するため、地域子育て支援センターでは、“待つ支援”から“出向く”支援に力を入れ、「子育て支援の場の整備」「子育てサロンの開催の支援」「子育てサークル活動の場の提供・活動支援」等による地域における子育て支援を行います。中でも、子育ての仲間づくり

は、親の精神的な安定を図る効果とともに、家庭と子育てに関する情報やサービスとをつなげる役割も期待できることから、積極的に実施していきます。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容
親支援プログラム	子ども未来創造局子育て支援課	親同士で子育ての悩みや関心のあることを話し合い、自分に合った子育ての仕方を一緒に学び合うなどの参加型プログラムを実施します。
子育てに関する講座の開催	子ども未来創造局子育て支援課	人権文化センター・生涯学習センター等において、子育てに関する講座を開催します。
新生児・産婦訪問/こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）	子ども未来創造局子どもすこやか室	助産師や保育士等の専門職が、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、授乳ケア等の支援や子育て情報の提供を行うことで、育児不安を解消するとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスにつなげていきます。
（新規）産後ケア事業の実施	子ども未来創造局子どもすこやか室	生後4か月までの母子に対して、医療機関や居宅にて助産師のアドバイス等を受けられる産後ケア事業を実施します。
「箕面子育て応援ブック」の発行	子ども未来創造局子どもすこやか室	妊娠期から小学校入学までの各年齢期に合わせた子育て情報をまとめた「箕面子育て応援ブック」を発行します。関係部局と連携しながら内容の充実に努めます。
子育てに関する相談窓口の充実	子ども未来創造局子育て支援課	子育て支援センターや教育センター相談室、ライフプラザ（総合保健福祉センター）で子育てに関する各種の相談対応を行います。
子育て支援の場の整備	子ども未来創造局子育て支援課	公共施設等において保護者と乳幼児が遊べる場や保護者同士が交流できる場として、キッズコーナーやにぎやかエリア等を整備します。公共施設や公園の改修時等に、可能な限り子育て支援の場を確保します。
子育てサロンの開催を支援	子ども未来創造局子育て支援課 子ども未来創造局子どもすこやか室	子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができる場として、地区福祉会や民生委員・児童委員、主任児童委員が小学校区ごとに開催している「子育てサロン」に、市保健師・保育士を派遣します。関係機関との連携を強化し、専門的な支援を継続します。

事業名	主管	事業内容
子育てサークル活動の場の提供・活動支援	子ども未来創造局子育て支援課 子ども未来創造局子どもすこやか室	子育て情報サイト「おひさまメール」を通じて、子育てサークルの活動内容を紹介するとともに、子育てサークルに関する情報紙「子育てMAP みのお」を配布します。また、子育てサークルからの依頼に応じて保健師等を活動の場に派遣し、子どもの健康相談や遊びの提供などの活動支援を行います。
地域に飛び出す子育て支援センター	子ども未来創造局子育て支援課	就学前の児童を養育する家庭（特に在宅の家庭）が地域で孤立しないよう、子育て支援センターだけでなく、保育士等が各地域に出張して、未就園児のあそびや交流の場の提供、親同士のつながりづくりをはじめ、子育てに関する講座の開催や育児相談などの、各種の子育てに関する情報提供などを行います。
保育所・幼稚園・認定こども園を活用した子育て支援	子ども未来創造局幼児教育保育室	保育所・幼稚園・認定こども園で、育児・教育相談や子育ての提供を行います。園児保護者以外の方へのPRを積極的に行います。

2 ゆとりをもって子育てができる生活環境づくり

子育ての安心感を確保する上で経済的負担の軽減は重要であるため、平成29年(2017年)に高校卒業年齢まで拡大した「子どもの医療費の公費助成」や、経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し必要な支援を行う「就学援助」を継続して実施します。加えて、世帯の収入が少ないひとり親家庭の生活を安定させるための経済的支援として各種手当の支給や医療費助成、減免制度や貸付等を実施するとともに、生活基盤の安定が図られるよう市営住宅への当選倍率優遇方式の実施や、様々な事情のため、家庭で子どもの養育が十分にできなくなった場合には、母子生活支援施設への円滑な入所に努めるとともに、入所家庭の早期自立に向けた支援を実施します。

また、子育てしやすい住居やまちの環境面の充実を図るため、授乳やおむつ替えができるスペース「赤ちゃんの駅」の設置促進を図るなど「子育てバリアフリー施設への転換」を進めていきます。

子どもの安全確保は重要な課題であることから、「防犯活動の推進」「地域や関係機関との連携による安全の確保」により意識啓発や保育所などのお散歩コースを含む危険箇所の改善を実施します。今後は、地域による自主的な防犯活動の推進を図ります。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容
子どもの医療費の公費助成	市民部介護・医療・年金室	高校卒業年齢まで（18歳になる年度の末日まで）の子どもの医療機関ごと（入院・通院、医科・歯科別）の医療費（入院時の食事代は助成対象外）を所得制限なく助成します。
就学援助	子ども未来創造局学校生活支援室	経済的な理由により市立小・中学校への就学が困難な児童または生徒の保護者に対し、学用品費、給食費などを援助します。
奨学資金（貸与・給付）	子ども未来創造局学校生活支援室	経済的な理由により就学が困難な高校生等に対し、奨学資金を貸与・給付します。
児童扶養手当給付事業	子ども未来創造局子育て支援課	高校生までの子どもを養育しているひとり親家庭の父・母等の生活安定と自立促進のため、児童扶養手当を支給します。なお、受給家庭の財産基盤の安定をめざし、手当の毎月支給に向けて国への要望等を行います。
ひとり親家庭医療費助成事業	市民部介護・医療・年金室	ひとり親家庭の親と養育している高校卒業年齢まで（18歳になる年度の末日まで）の子どもにかかる医療費を助成します。
市営住宅入居	みどりまちづくり部営繕課	ひとり親家庭を、当選倍率優遇方式の対象にしています。
母子生活支援施設入所事業	子ども未来創造局子育て支援課	18歳未満の子どもを養育する母子家庭で、経済的な理由等により子どもの養育ができない場合に、母子生活支援施設への入所支援を行うとともに、早期自立に向けて入所後も各種の支援を行います。
ファミリー・サポート・センター事業	子ども未来創造局子育て支援課	保育所や学童保育への送迎や親が帰宅するまでの間の子どもの見守りなどの支援を行います。 ひとり親家庭には、減免制度があります。
ちょこっと保育（試行事業）	子ども未来創造局子育て支援課	1歳6か月以上未就学児までを対象に時間単位でお子さんを預けることができる一時保育を行います。保護者のリフレッシュなどでもご利用できます。
保育所、認定こども園等の保育料の無償化等	子ども未来創造局幼児教育保育室	令和元年（2019年）10月から3歳児以上のすべての世帯及び0から2歳児の市民税非課税世帯の保育料が無料になりました。児童扶養手当受給世帯については、市民税非課税世帯に加え市民税所得割額が77,100円以下の世帯も無料となります。

事業名	主管	事業内容
学童保育料の減免	子ども未来創造局放課後子ども支援室	児童扶養手当受給世帯の学童保育料を半額に減額します。
JR通勤定期券割引	子ども未来創造局子育て支援課	児童扶養手当受給世帯は、JR 通勤定期券を3割引で購入できます。
母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	子ども未来創造局子育て支援課	大阪府がひとり親家庭等対象に実施している経済的自立を図るために必要な資金（入学金や授業料等）の貸付事業の申請を受け付けています。
子育てバリアフリー施設への転換	みどりまちづくり部審査指導室	公共建築物及び一定規模以上の民間建築物におけるバリアフリー化を推進します。
「赤ちゃんの駅」の設置	子ども未来創造局子育て支援課	授乳とおむつ替えができるスペース「赤ちゃんの駅」を市内の公共施設等に設置していきます。
防犯活動の推進	総務部市民安全政策室	青色防犯パトロールを実施、市民安全メールの配信や全小中学校で防犯教室を開催します。犯罪が起きやすい箇所、防犯カメラの死角となる箇所を中心に地域の自主的な防犯活動の推進を図ります。
地域や関係機関との連携による安全の確保	総務部市民安全政策室 子ども未来創造局青少年育成室 子ども未来創造局幼児教育保育室	市民の防犯意識の啓発や安全なまちづくりのための活動を推進します。また、地域の危険箇所等の点検活動や、不審者情報の収集及び関係機関への情報提供を行います。通学路の安全対策に加えて、保育園等のお散歩コースなどの安全対策にも取り組みます。

3 子どもの健康づくり

「妊婦を対象とした健康相談・健康教室」「乳幼児健診・健康相談」「保育所・幼稚園・小学校での口腔衛生」「豊能広域こども急病センターの運営」等による、母子の健康づくりや口腔内の健康づくり、小児救急医療体制の充実、子育て支援の基盤として重要であるため、より一層推進していきます。

妊娠期から子どもの発達段階に応じた食育の取り組みを充実するとともに、保育所・幼稚

園・認定こども園、関係機関と連携しながら、食育に関する情報提供や啓発等、食育施策の推進を図るとともに、学校では「小中学校9年間を通した食育」の充実を図ります。

学校給食においては、全校で週5日主食を米飯とする「完全米飯給食」を実施するとともに、箕面市内の農家のみなさんが作った野菜を優先的に使用する「地産地消」を進めることで、お米を中心に箕面の野菜を生かしたバランスの良い「日本型の食事」を繰り返し体験し、健康的な食習慣を身につけるよう促します。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容
妊婦を対象とした健康相談・健康教室	子ども未来創造局子どもすこやか室	妊娠届時等に、助産師や保健師が妊婦やその家族の健康相談等を随時実施しています。なお、必要に応じて支援プランを作成します。また、初めて出産をされるかたに向け、パパママ教室「はじめてパパママになる日のために」を実施します。
乳幼児健診・健康相談	子ども未来創造局子どもすこやか室	生後4か月、1歳6か月、3歳6か月時に、集団健診を実施します。また、地区の子育てサロン・育児サークル・幼稚園等への保健師・歯科衛生士等の出務、相談支援を実施します。
(新規)特定不妊治療費の助成	子ども未来創造局子どもすこやか室	高額な費用を要する特定不妊治療費用を助成することで、経済的負担を軽減し、安心して子どもを産める環境を整えます。
保育所・幼稚園・小学校での口腔衛生	健康福祉部地域保健室 子ども未来創造局学校教育室	歯科健診、歯科衛生士によるブラッシング指導を行います。
豊能広域こども急病センターの運営	健康福祉部地域保健室	15歳未満の小児急病患者を対象に、土・日曜日、祝日等の休日や夜間の応急的な診療を実施します。また、箕面市立病院においては、月・木～土曜日で、豊能広域こども急病センターの後送病院を担当します。
小中学校9年間を通した食育	子ども未来創造局学校給食室	箕面市内の各学校において、箕面市食育プログラムをベースに、教職員と栄養教諭等との連携によるチームティーチング等で、食育を推進します。

4 発達上支援を必要とする子どもの支援

発達上支援を必要とする子どもの支援に関しては、第3次箕面市障害者市民の長期計画

（みのお‘N’プラン）及び第5期箕面市障害福祉計画・第1期箕面市障害児福祉計画との整合を図りながら推進していきます。

障害がある等、発達上様々な支援を必要とする子どもの療育・支援保育、支援教育の充実を図るため、個別ニーズへの対応や人員体制の強化を図ります。また、保育内容の連続性を担保するために、保育所・幼稚園・認定こども園・療育施設の連携を強化します。就学前には、学校等と引き継ぎを行い、安心して学校生活をスタートできるよう努めます。就学後は、学校等において適切な教育を受けられるよう、職員体制の強化や共生保育・教育を推進し、「障害のある児童・生徒の居場所・活動を進める保護者グループ支援」を図ります。また、医療的ケアを必要とする子どもを支援するため、医療・福祉・就学時の教育機関等との連携を進めます。

発達上支援を必要とする子どもがいる家庭への支援にあたっては、相談の充実のため、相談機関の周知、関係機関との連携強化に努めます。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容
障害児通所支援	子ども未来創造局子どもすこやか室	児童通所支援の利用決定及び通所給付費の支給を行います（児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）。また、児童発達支援事業所あいあい園を児童発達支援センターに位置づけ、就学前児童の療育を行います。
発達障害児への個別療育	子ども未来創造局子どもすこやか室	発達障害児に対し、こども発達支援センター「青空」での個別療育の場を提供します。
発達支援事業「親子教室」	子ども未来創造局子どもすこやか室	発達上支援を要する児童と保護者に対して、遊びの場を提供し、児童の経過観察及び保護者への子育て相談や助言を行います。
支援保育・支援教育の充実	子ども未来創造局幼児教育保育室	発達を支援する必要がある子どもや医療的なケアが必要な子どもについて、保育所や幼稚園での集団の場で保育し発達を促します。関係機関との連携を通じて支援保育・支援教育の拡充を図ります。
臨床心理士による子どもの発達に関する相談	子ども未来創造局子どもすこやか室	臨床心理士が発達相談を実施し、子どもとその保護者の支援に努めます。また、保育所、幼稚園、学校等を訪問し、個別のケース会議や関係機関等との連携を通じて支援保育、支援教育を推進します。
障害のある児童・生徒の居場所・活動を進める保護者グループ支援	子ども未来創造局人権施策室	小学生～高校生年代の障害のある子どもたちの居場所づくり・活動を進める保護者グループへの情報提供など協働して活動の支援を行います。
バリアフリースポーツ教室	子ども未来創造局保健スポーツ室	障害のある子どもを対象に、スポーツに親しむ機会を提供します。既存の教室の定員拡大、指導者の人材確保を図ります。

5 情報、相談体制の整備

「子育てや子どもに関する情報の収集・提供」「子育て支援センター等からの情報発信」等において、市民の自主的な活動も含めて情報発信できるよう、関係機関や市民と連携し情報収集に努めます。「相談体制の充実」に向けては、個別の課題に応じて、より確実に必要な支援に結びつけることができるよう、人員体制の強化、関係機関・地域とのネットワークの定着、学校の組織的対応力の向上を図ります。

児童虐待対応では、子どもの権利擁護の観点から、児童福祉法等に「児童のしつけに際して体罰を加えてはならない」と規定され、令和2年4月に施行されることをふまえ、体罰禁止の考え方と体罰や暴言暴力が子どもの成長に及ぼす悪影響等について啓発を行います。あわせて、面前DVによる心理的虐待が増加していることから、面前DVが子どもの成長に与える悪影響についても啓発を行います。

児童虐待の発生予防・早期発見の観点から、母子保健事業や子ども総合窓口、子育て支援センター、発達支援関連事業と児童相談支援センターの連携を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行います。また、児童虐待発生時の迅速かつ的確な対応のために、子どもとその家庭や妊産婦等を対象に、児童相談支援センターに社会福祉士、精神保健福祉士、教員などの専門資格を有する「子ども家庭総合支援員」を配置し、保護や支援を必要とする家庭のリスク判断や評価を行い、継続的なケースワークの実施に努めていきます。また、客観的な評価や厳しい観点でのリスク判断のため、要保護児童対策協議会の機能を強化し確実な支援に繋がります。

その他、ひとり親家庭については、母子・父子自立相談員による「ひとり親家庭相談」のほか、ひとり親家庭になった場合に向けた養育費や面会交流等についての弁護士による法的な相談を無料で実施します。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容
子育てや子どもに関する情報の収集・提供	子ども未来創造局子育て支援課	子育て支援センター等における各事業において子育てニーズを収集・把握し、施策等に反映するとともに、子ども総合窓口等で各種パンフレット等の媒体を活用して、個々のニーズに応じた情報提供を行います。
子育て支援センター等からの情報発信	子ども未来創造局子育て支援課 子どもすこやか室	「子育て応援ガイドブック」の発行、「子育てMAP みのお」の配布、「おひさまメール」で情報提供・発信を行います。 「算面子育て応援ブック」を乳幼児健診等で配布し、妊娠期から小学校入学までの各年齢期にあった子育ての方法などについて啓発します。

事業名	主管	事業内容
体罰の禁止に関する啓発	子ども未来創造局児童相談支援センター	体罰禁止の考え方と体罰や暴言暴力、面前 DV が子どもの成長に及ぼす悪影響や、体罰や暴言暴力を使わない具体的な子育ての方法について、啓発を行います。
児童虐待の発生予防・早期発見の取り組みの強化	子ども未来創造局児童相談支援センター	母子保健事業や子ども総合窓口、子育て支援センター、児童発達支援関連事業と児童相談支援センターが連携を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行います。 児童虐待を発見しやすい立場にある保育園、幼稚園、小学校、中学校、医療機関などへ早期発見・早期対応の取り組みの重要性について継続的に周知します。また、民生委員児童委員協議会への子ども見守り名簿の配布や虐待を発見した市民が躊躇なく通報できるための啓発チラシの作成・配布等を通じて、引き続き、地域の見守り体制の強化に取り組めます。
相談体制の充実	子ども未来創造局子育て支援課 子ども未来創造局児童相談支援センター 市民部市民サービス政策室	子どもとその家庭および妊産婦等を対象に、さまざまな相談に応じ、情報の提供とともに、必要に応じて、支援や関係機関との連絡調整等を行います。 特に、児童相談支援センターにおいては、社会福祉士、精神保健福祉士、教員などの専門資格を有する「子ども家庭総合支援員」の配置のもと保護や支援を必要とする家庭のリスク判断や評価、ケースワークの専門性の向上に努めています。 「要連携生活相談」では、心身の保護又は生活の支援が必要な市民を、確実に適切な相談先につなぐことに取り組んでいます。今後も継続して職員のスキル向上に努めます。
要保護児童対策協議会の機能の強化	子ども未来創造局児童相談支援センター	平成30年度、要保護児童対策協議会児童虐待部会に、第三者の委員（大阪府箕面警察署、弁護士、学識経験者）を加え、客観的な評価やより厳しい観点でのリスク度判断を受け、方針の共有と確実な支援の実施に努めています。また、対象児童について、児童の所属に対し、書面によりモニタリングと定期報告の実施について依頼し、児童の見守り体制の強化を図っています。これらの取り組みを継続し、要保護児童対策協議会の機能強化に取り組めます。

事業名	主管	事業内容
ひとり親家庭相談	子ども未来創造局子育て支援課	母子・父子自立支援員等によるひとり親家庭相談（離婚前・離婚後）を電話や面接により実施します。
ひとり親無料法律相談	子ども未来創造局子育て支援課	定期的に弁護士によるひとり親家庭に特化した無料法律相談を実施しています。

6 地域コミュニティの形成

地域コミュニティの形成を進めるため、「コミュニティセンターにおける三世代交流事業への支援」「子育てサロンの開催を支援」等をより一層推進していきます。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容
コミュニティセンターにおける三世代交流事業への支援	市民部市民サービス政策室	コミュニティセンターが開催する、子どもから高齢者までの世代間交流を目的とした事業を支援します。
子育てサロンの開催を支援（再掲）	子ども未来創造局子育て支援課 子ども未来創造局子どもすこやか室	子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができる場として、地区福祉会や民生委員・児童委員、主任児童委員が小学校区ごとに開催している「子育てサロン」に、市保健師・保育士を派遣します。関係機関との連携を強化し、専門的な支援を継続します。

7 子どもの人権に関する啓発

子どもの人権に関する理解をより深めるため、「人権に関する講演会、フォーラム、パネル展示等の実施」「啓発冊子の作成」等を行い、人権文化センターの充実を図る中で、学校や関係機関との連携強化、集客の拡大、事業運営に対する市民ニーズの反映を図っていきます。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容
人権に関する講演会、フォーラム、パネル展示等の実施	子ども未来創造局人権施策室	子どもの人権について考え学ぶ機会として、講演会、フォーラム、パネル展示等を実施します。
啓発冊子の作成	子ども未来創造局人権施策室	人権教育情報紙「はじけるこころ」を年2回発行します。

第2項 保育・教育サービスの量的・質的充実

子ども・子育て支援事業計画

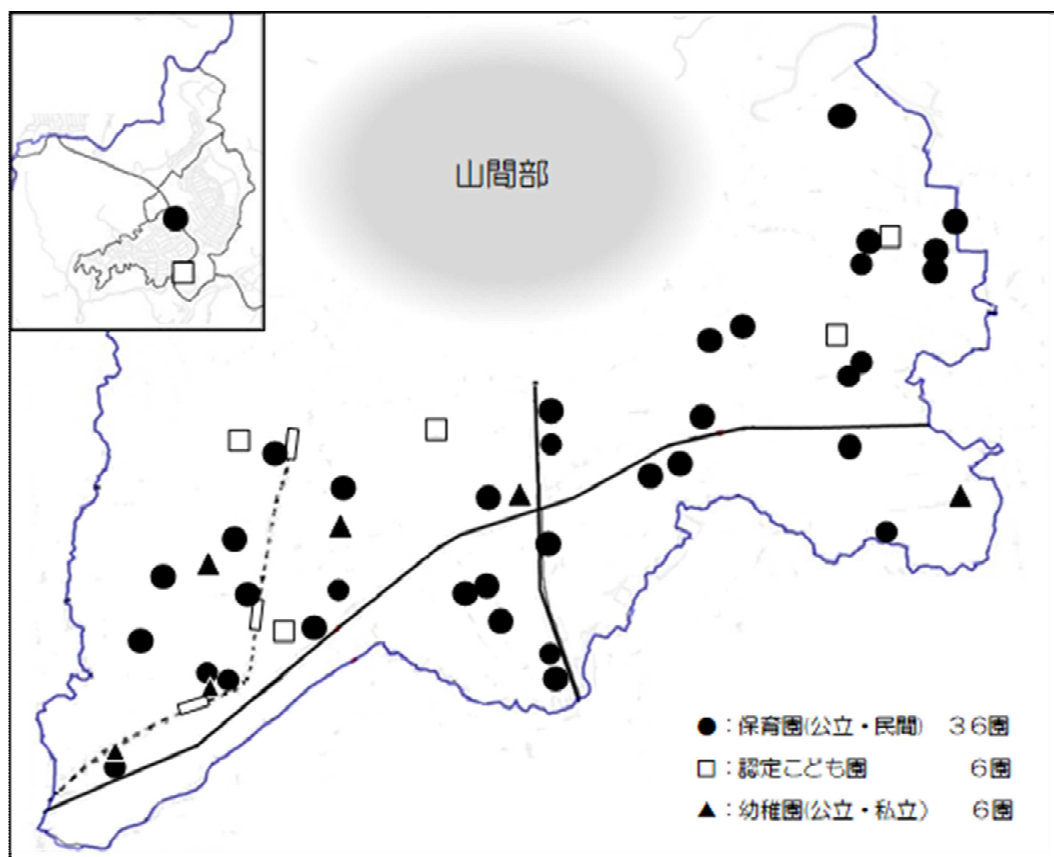
子ども・子育て支援事業計画とは、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度(2015年度)から5年間を計画期間とする「保育所や幼稚園などの就学前保育・教育サービス及び学童保育や地域子育て支援センターなどの子育て支援サービスの提供量」を定める計画です。

平成27年度(2015年度)から令和元年度(2019年度)の5年間を第一期「第三次箕面市子どもプラン」として策定しており、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間を第二期「第四次箕面市子どもプラン」として策定します。

1 サービス提供区域

国の指針では、中学校区等を参考に、就学前保育・教育サービス、子育て支援サービスの提供区域を設定することになっています。本市では、保育所や幼稚園に通所・通園区域がなく、施設整備に場所の制限を設けることは効率が悪いいため、地域バランスは配慮しながらも市域を細かく分けず、一つの区域とすることでより効果的なサービス提供をめざします。

令和2年(2020年)3月現在



2 就学前保育・教育サービスの提供量

今後5年間の就学前保育・教育サービスの提供量を定めるにあたって、国の指針では、まず各年度当初の必要量を見込み、その見込量が既存のサービス量を上回る場合に、保育所や幼稚園などの整備を計画することとなっています。

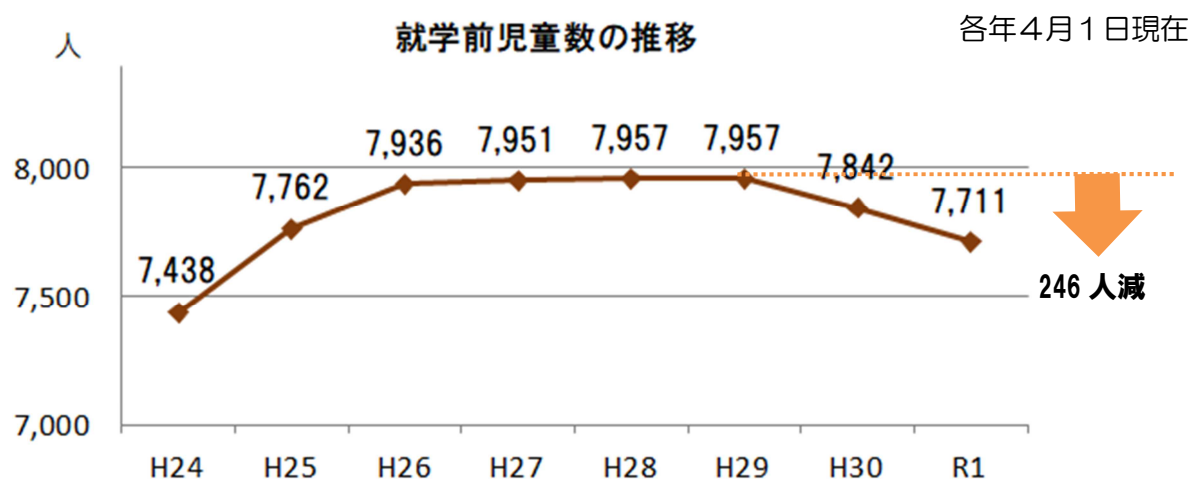
しかし、保育サービスが必要となる時期は年度当初に限るものでなく、育休明けなど年度途中のニーズも高いことから、本市では、年度当初のサービス見込量に年度中の増加分も加えて必要量を算出することとします。

今後、推計に基づき、保育施設を早期に整備することで、「1年を通じていつでも入所可能な保育環境」の実現をめざします。

(1) 本市のこれまでの状況

ア 就学前児童数の推移

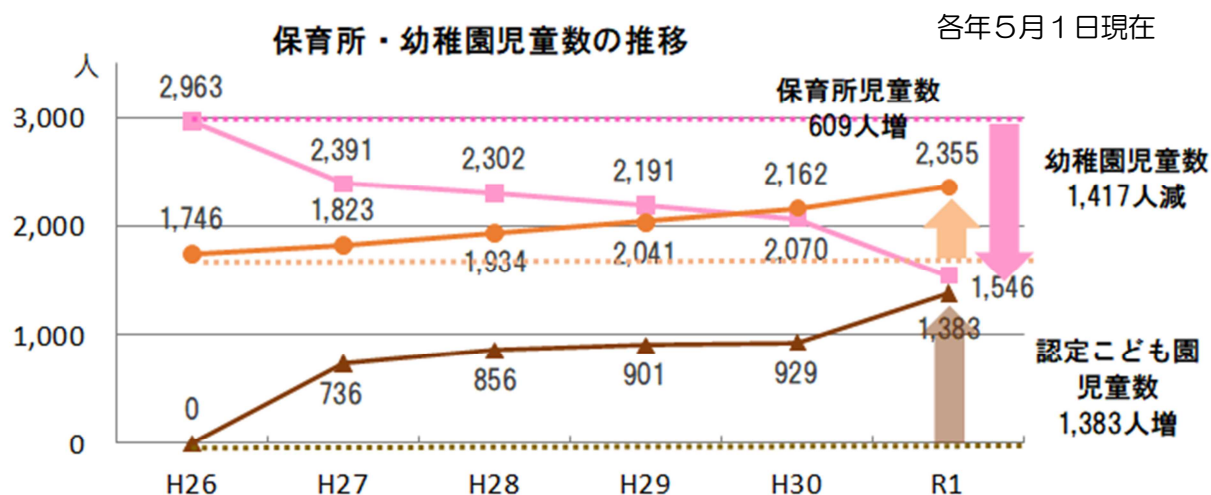
就学前児童数は、微減傾向にあり、平成29年度(2017年度)から令和元年度(2019年度)までで246人(3.1%)減っています。



イ 保育所・幼稚園児童数の推移

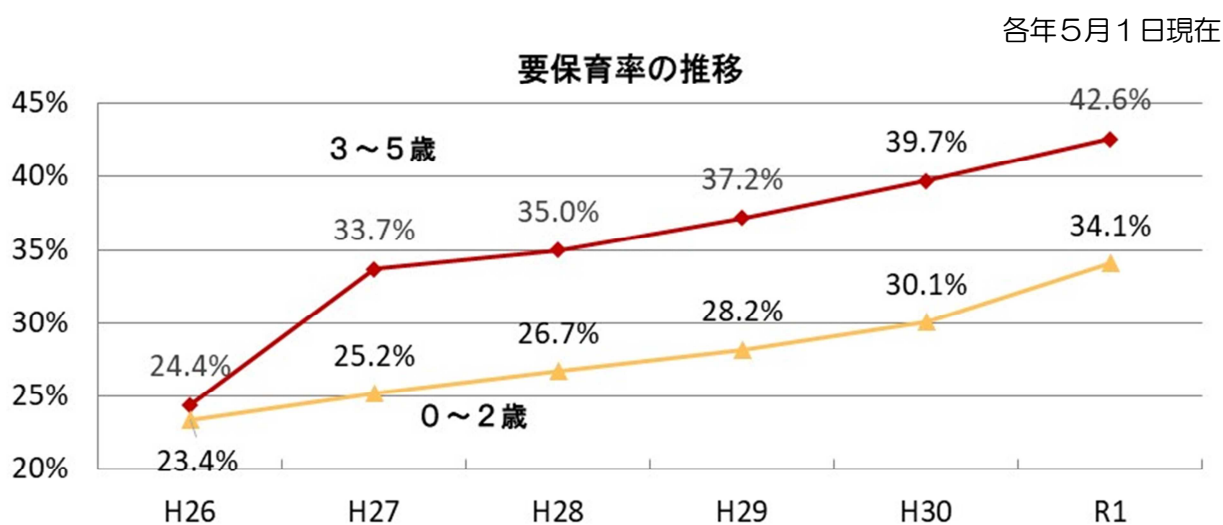
保育ニーズの増加に伴い、保育所児童数が年々増えており、平成26年度(2014年度)から令和元年度(2019年度)までで609人(34.9%)増えています。

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、幼稚園の認定こども園への移行が進み、令和元年度(2019年度)には、認定こども園の児童が1,383人となっており、幼稚園児童については、平成26年度(2014年度)から令和元年度(2019年度)までで1,417人(47.8%)減っています。今後ますます保育ニーズが高まることにより、保育を必要とする児童が増える見込みです。



ウ 要保育率※の推移

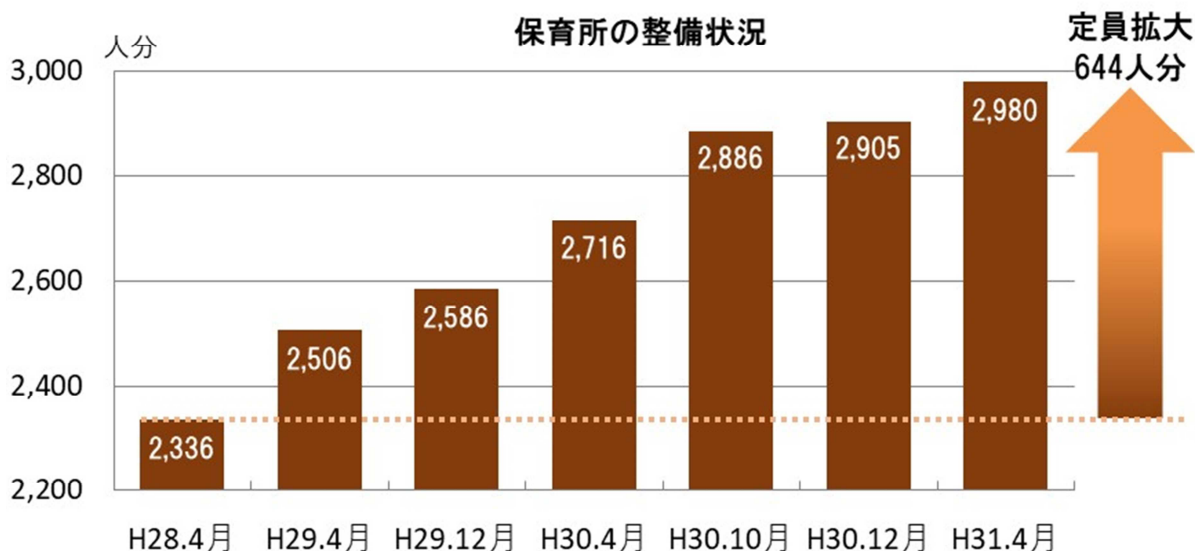
要保育率※を0～2歳児、3～5歳児に分けて比較すると、0～2歳児の要保育率※は、平成27年度(2015年)の子ども・子育て支援新制度開始年度に大幅に増加し、以降毎年度増加しています。3～5歳児についても同様に毎年度増加しています。



※要保育率：就学前児童数のうち、保育所の入所を申し込んだ子どもの割合

エ これまでの保育所整備状況

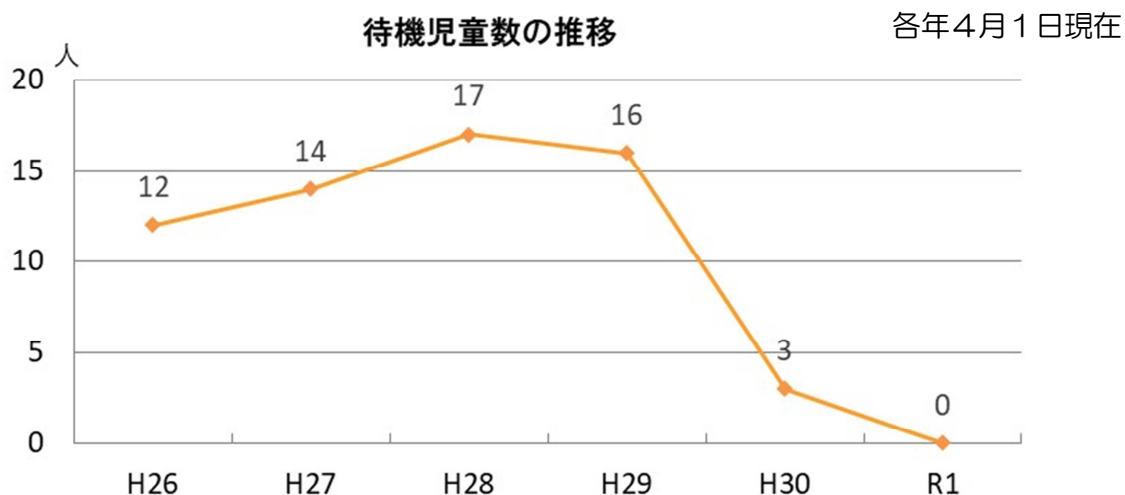
本市では、「第三次箕面市子どもプラン」に基づき、平成29年(2017年)4月開設分から平成31年(2019年)4月開設分までで保育所の施設定員を合計644人分拡大しました(公立・民間合わせて42園2,980人分(認可定員)となりました)。



オ 保育所待機児童数の推移

本市では、保育ニーズが増加し続けており、平成27年度(2015年度)に策定した第三次箕面市子どもプランに基づく保育所の整備に加えて、新たに待機児童解消に向けた保育士確保対策として、将来、市内保育施設で保育士として働く意志のある学生や市内民間保育園等に新たに就職する保育士を対象として補助金を交付する「保育士確保対策支援事業」を開始しました。新設の保育施設だけでなく、既存保育施設の定員拡大を促進したことにより、令和元年度(2019年度)には、保育所待機児童数がゼロとなりました。

「保育所待機児童」については、第三次箕面市子どもプラン策定時は認可外保育施設に入所中の子どもなどを除く「国が定義する待機児童」と市が定義する「実際に保育所入所を申し込んでも入所できない子ども」の二つの定義がありましたが、平成29年の国の見直しに伴って整理し、定義を統一しました。

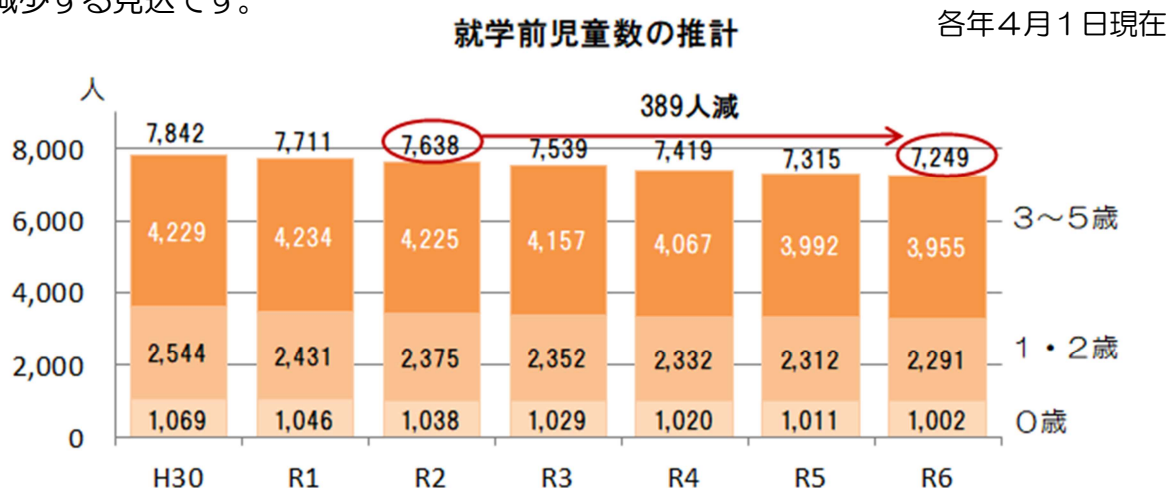


（２）今後５年間にける就学前保育・教育サービス必要量の見込み

国の指針では、令和２年度(2020 年度)から令和６年度(2024 年度)の各年度当初に見込まれる就学前児童数に対し、アンケート調査結果から算出する利用意向率を乗じて、就学前保育・教育サービスの必要量を求めることとなっています。

ア 就学前児童数の推計

本市では、彩都地域や箕面森町地域といった新市街地での住宅供給により人口増が続いていましたが、今後は全国の人口動向と同様に減少に転じ、今度５年間の就学前児童数は３８９人減少する見込です。



イ アンケート調査結果による利用意向率

国の指針では、就学前保育・教育サービス提供量を定めるに当たって、就学前保育・教育サービスの利用を希望する子どもを５つの区分に分けることとなっています。

アンケート調査結果から、就学前保育・教育サービスを利用したい保護者の割合（利用意向率）を区分ごとに導き出した結果は、以下のとおりとなります。

区分	利用意向率
①保育を必要とする０歳児	14.6%
②保育を必要とする１・２歳児	47.9%
③保育のみを必要とする３～５歳児	33.4%
④保育及び幼児教育を希望する３～５歳児	9.0%
⑤幼児教育のみを希望する３～５歳児	50.3%

28 ページに記載している第２章第６節「子育て支援に関する意識と実態」第２項「調査結果概要」「３ 平日の定期的な保育・教育サービスの利用状況」を①～⑤の区分に合わせ、「認可保育所」→年齢ごとに①②③、「幼稚園」→⑤、「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」→就労状況に応じ④⑤と、回答ごとに計算しました。

ウ 利用意向率の推計

国の指針では、今後5年間の就学前保育・教育サービス必要量を求めるに当たって、アンケート調査結果を用いるとされていますが、平成31年(2019年)3月に実施した調査の結果と、直近である令和2年度(2020年度)の利用申込の状況などから導き出される利用意向率との乖離が見られました。

区分	アンケート調査結果	R2 申込状況	差
①保育を必要とする0歳	14.6%	17.3%	2.7%
②保育を必要とする1・2歳	47.9%	49.9%	2.0%
③保育のみを必要とする3～5歳	33.4%	36.7%	3.3%
④保育及び幼児教育を希望する3～5歳	9.0%	10.8%	1.8%
⑤幼児教育のみを希望する3～5歳	50.3%	49.2%	△1.1%

利用意向率は、49ページにあるとおり要保育率が上昇傾向にあるため、令和6年度(2024年度)に向けてさらに上昇すると見込み、以下のとおり補正します。

◆令和2年度(2020年度)の利用意向率がアンケート調査結果を上回る場合

(①・②・③・④)

これまでの伸び率等を踏まえて、令和2年度(2020年度)から毎年0.2～2.0ポイントずつ増加するものと補正します。

◆令和2年度(2020年度)の利用意向率がアンケート調査結果を下回る場合

(⑤)

令和6年度(2024年度)にアンケート調査結果と同じになるように、令和2年度(2020年度)とアンケート調査との差を4等分して毎年上乘せするよう補正します。

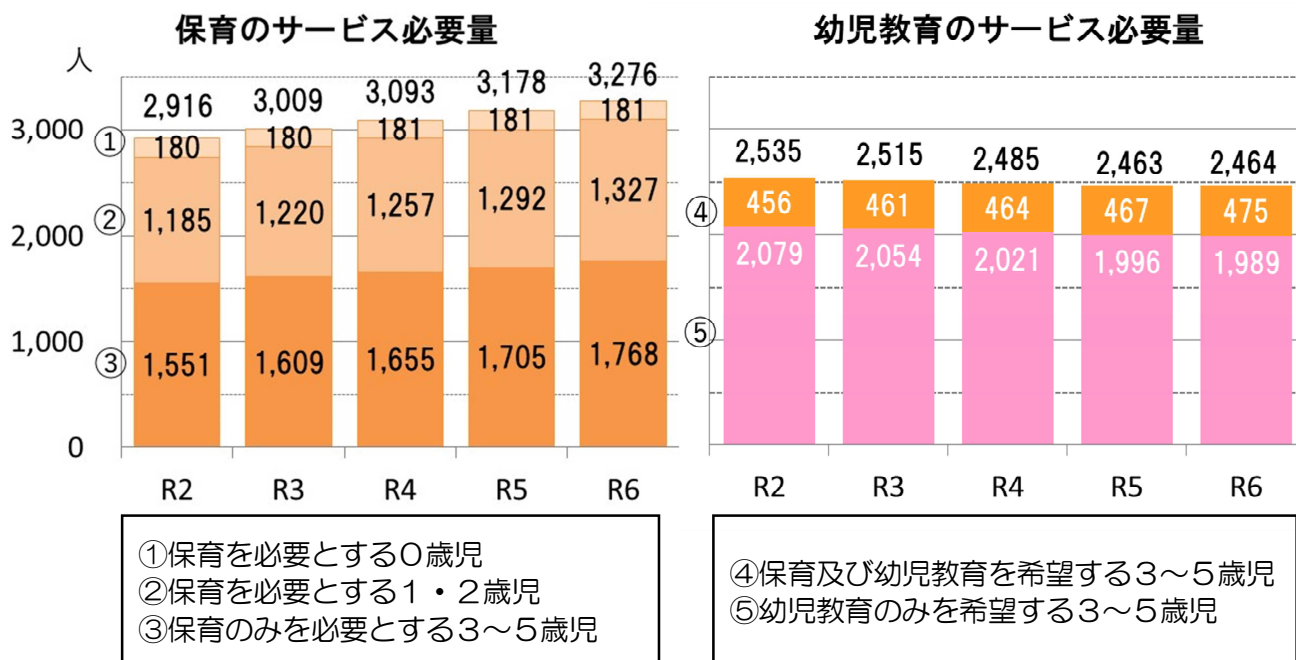
今後5年間における利用意向率(補正後)

区分	R2	R3	R4	R5	R6
①保育を必要とする0歳	17.3	17.5	17.7	17.9	18.1
②保育を必要とする1・2歳	49.9	51.9	53.9	55.9	57.9
③保育のみを必要とする3～5歳	36.7	38.7	40.7	42.7	44.7
④保育及び幼児教育を希望する3～5歳	10.8	11.1	11.4	11.7	12.0
⑤幼児教育のみを希望する3～5歳	49.2	49.4	49.7	50.0	50.3

エ 今後5年間のサービス必要量の推計

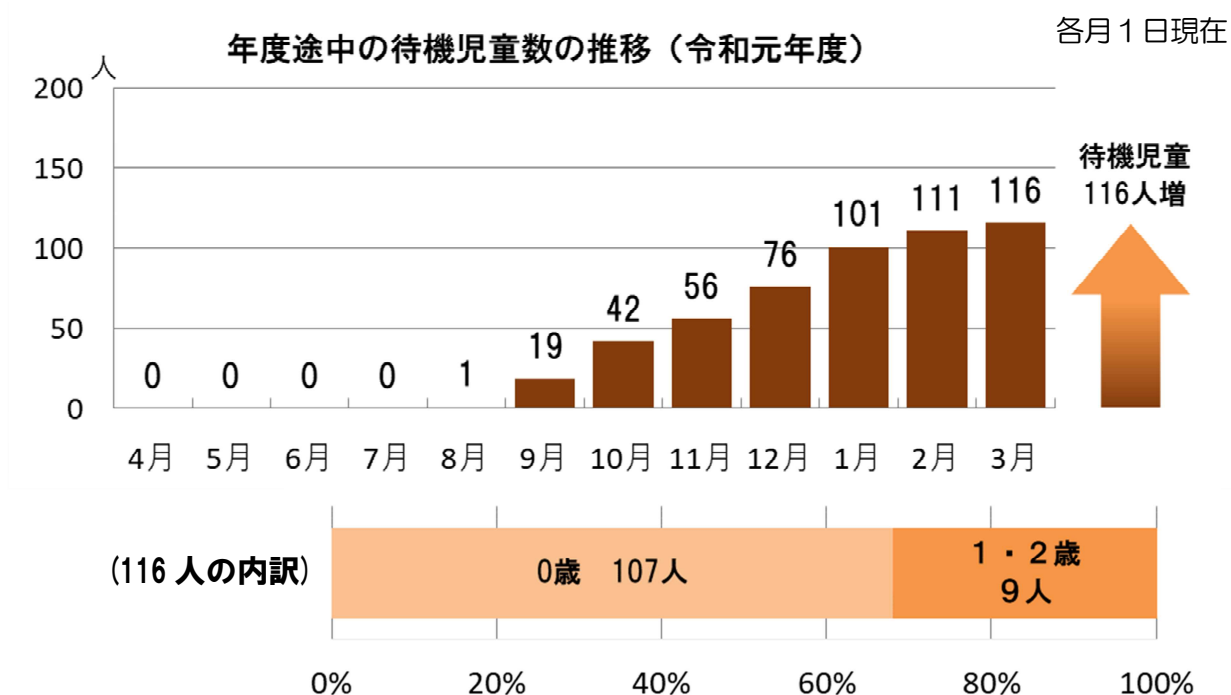
アで推計した就学前児童数にウで推計した利用意向率を乗じて、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの就学前保育・教育サービス必要量を求めたところ、以下のとおりとなりました。

各年4月1日現在



オ 年度途中の保育所待機児童の発生状況

保育所では、毎月一定数の入所申込があるため、待機児童数は年度当初（4月1日）から年度末（3月1日）にかけて増加していきます。



カ 今後5年間の年度末におけるサービス必要量

エで求めた今後5年間のサービス必要量は、各年度当初（4月1日）の見込です。

今後5年間のサービス必要量を求めるにあたり、国は年度当初の数値を推計することとしていますが、本市は児童の年齢ごとの異なる状況を踏まえ、年度途中でも待機児童が発生しないように、年度末の数値を求めることとします。

- ・0歳児は、入所児童数、待機児童数ともに年度末に向けて増加
- ・1・2歳児は、これまでの伸び率や国が示す女性就業率増加に伴うサービス必要量の増加
- ・3～5歳児は、平成30年度以降の新規開設園の定員充足状況や1・2歳児の増加に伴う3歳児への移行状況

上記の年齢ごとの状況を踏まえ、令和6年度(2024年度)までの各年度末のサービス必要量を求めると、以下のとおりとなります。

(単位：人)

区分	年度末の必要量				
	R2	R3	R4	R5	R6
①保育を必要とする0歳児	351	347	344	341	338
②保育を必要とする1・2歳児	1,203	1,293	1,399	1,387	1,375
③保育のみを必要とする3～5歳	1,552	1,671	1,740	1,840	1,914
保育を必要とする0～5歳	3,106	3,311	3,483	3,568	3,627

幼児教育については、各園の待機児童数が顕在化していないため、年度内の増加分を明確にすることはできませんが、利用意向率の上昇分に含まれているとみなし、エで求めた年度当初の必要量を当該年度末までの必要量とします。

ただし、「⑤幼児教育のみを希望」は、就学前児童数における「③・④・⑤の計」の比率の整合性を図るため、「③保育のみを必要」と「④保育及び幼児教育を希望」の増加分を減算補正します。

(単位：人)

区分	年度末の必要量				
	R2	R3	R4	R5	R6
④保育及び幼児教育を希望する3～5歳	458	461	463	467	474
⑤幼児教育のみを希望する3～5歳	2,081	1,901	1,754	1,600	1,485
幼児教育を希望する3～5歳	2,539	2,362	2,217	2,067	1,959

(3) 今後5年間のサービス必要量に対する確保方策

ア 第三次箕面市子どもプランに基づく施設の整備

平成27年に策定した第三次箕面市子どもプランにおける今後5年間の新たな施設整備計画として、平成30年までの可能な限り早期に「485人分」の保育施設の整備を進めることとしました。

平成27年10月から保育施設を整備・運営する運営主体の公募を開始し、その結果、平成29年4月から平成31年4月までに12施設644人分の保育施設を整備しました。

しかしながら、全国的な保育士不足の課題により、新たに整備した保育施設のみでなく既存施設においても保育士不足により施設定員まで子どもを受け入れていない保育施設があることから、保育士の態勢などを整え、施設定員まで受け入れ人数を増やしていきます。

イ 今後5年間のサービス提供量

既存の施設による今後5年間のサービス区分ごとの提供量は、以下のとおりとなります。

認定こども園や私立幼稚園は、他市の施設へ通う子どももいるため、実績に基づき他市の施設分も含めて計算します。

各年4月1日現在

(単位：人)

区分	サービス提供量				
	R2	R3	R4	R5	R6
①保育を必要とする0歳	280	280	280	292	292
②保育を必要とする1・2歳	1,138	1,138	1,138	1,186	1,186
③保育のみを必要とする3～5歳	1,778	1,778	1,778	1,848	1,848
保育を必要とする0～5歳	3,196	3,196	3,196	3,326	3,326

区分	サービス提供量				
	R2	R3	R4	R5	R6
④保育及び幼児教育を希望する3～5歳	460	461	463	467	474
⑤幼児教育のみを希望する3～5歳	2,143	2,103	2,023	1,923	1,873
幼児教育を希望する3～5歳	2,603	2,564	2,486	2,390	2,347

ウ 今後5年間のサービスの過不足（量）

（２）力で求めた今後5年間の年度末におけるサービス必要量に対し、イのサービス提供量では、下表のとおり保育において不足が生じることとなります。幼児教育においては、余裕が出る見込みです。

（単位：人）

区分	年度末におけるサービスの過不足（量）				
	R2	R3	R4	R5	R6
①保育を必要とする0歳	▲71	▲67	▲64	▲49	▲46
②保育を必要とする1・2歳	▲65	▲155	▲261	▲201	▲189
③保育のみを必要とする3～5歳	226	107	38	8	▲66
保育を必要とする0～5歳	90	▲115	▲287	▲242	▲301

区分	年度末におけるサービスの過不足（量）				
	R2	R3	R4	R5	R6
④保育及び幼児教育を希望する3～5歳	2	0	0	0	0
⑤幼児教育のみを希望する3～5歳	62	202	269	323	388
幼児教育を希望する3～5歳	64	202	269	323	388

（４）今後5年間における新たな施設整備計画

ア 施設整備方針

今後5年間における就学前保育・教育サービス提供量は、保育において令和6年度(2024年度)末で最大の301人分不足となります。

保育サービス提供量の不足を完全に解消し、年度当初から年度末まで保育を必要とする子どもが保育所等へ入所できるようにするため、**保育所等を整備**するとともに保育士の確保により、既存保育施設も含め保育定員を拡充します。

イ 保育施設整備計画

保育サービス提供量の不足は、保育ニーズの増加が著しい1～2歳児が62.8%を占めており、1～2歳児の定員拡大が早急に求められています。従って、短期間で整備が可能な、

0～2歳児のみを預かる「**小規模保育事業所**」を整備することとします。

なお、1～2歳児の必要量の増加に伴い、3歳児以上の必要量も増加するため、3～5歳児についても保育施設の整備が必要となる見込みです。

また、保育士不足により、施設定員まで子どもを受け入れていない保育施設や、過去の受け入れ定員と比較して現状の定員を縮小している保育施設について、保育士確保対策を強化し、0～2歳児の定員を増やしていきます。

0歳児は、今後5年間の必要量について増加傾向がないため、新たな保育施設の整備ではなく、既存施設の保育士確保により60人分を増やします。

1～2歳児は、保育ニーズが増加している市北部(箕面森町)地域と西部・中部地域に105人分を整備するとともに既存施設の保育士確保による84人分の定員増により計189人分を増やします。

3～5歳児は、1～2歳児の必要量の増加に伴い、令和6年度に提供量の不足が生じる見込みのため、72人分を整備します。

保育施設整備計画

開設年数	R2	R3	R4	R5	R6	整備量
0歳児	60人分	—	—	—	—	60人分
1・2歳児	55人分	62人分	24人分	—	48人分	189人分
3～5歳児	—	—	—	—	72人分	72人分
整備量	115人分	62人分	24人分	—	120人分	321人分
整備量(累計)	115人分	177人分	201人分	201人分	321人分	

保育施設の整備計画は、令和2年度(2020年度)から令和3年度(2021年度)に小規模の保育施設を整備することとし、2歳児から3歳児への移行の動向を見つつ、令和6年度(2024年度)開設に向けた0～5歳児を預かる保育施設の整備を進めていきます。

ウ 保育施設整備計画を実施後のサービス提供量

年度末においても待機児童ゼロとなるように、イの保育施設整備計画を実施した後のサービス提供量は、以下のとおりとなります。

(単位：人)

区分		年度末のサービス提供量/必要量				
		R2	R3	R4	R5	R6
①保育を必要とする0歳児	(3) イの提供量	280	280	280	292	292
	整備量(累計)	60	60	60	60	60
	サービス提供量 合計	340	340	340	352	352
	年度末の必要量	351	347	344	341	338
	過不足(量)	▲11	▲7	▲4	11	14
②保育を必要とする1・2歳児	(3) イの提供量	1,138	1,138	1,138	1,186	1,186
	整備量(累計)	55	117	141	141	189
	サービス提供量 合計	1,193	1,255	1,279	1,327	1,375
	年度末の必要量	1,203	1,293	1,399	1,387	1,375
	過不足(量)	▲10	▲38	▲120	▲60	0
③保育のみを必要とする3～5歳児	(3) イの提供量	1,778	1,778	1,778	1,848	1,848
	整備量(累計)	0	0	0	0	72
	サービス提供量 合計	1,778	1,778	1,778	1,848	1,920
	年度末の必要量	1,552	1,671	1,740	1,840	1,914
	過不足(量)	226	107	38	8	6
保育を必要とする0～5歳児	(3) イの提供量	3,196	3,196	3,196	3,326	3,326
	整備量(累計)	115	177	201	201	321
	サービス提供量 合計	3,311	3,373	3,397	3,527	3,647
	年度末の必要量	3,106	3,311	3,483	3,568	3,627
	過不足(量)	205	62	▲86	▲41	20

区分		年度末のサービス提供量/必要量				
		R2	R3	R4	R5	R6
④保育及び幼児教育 を希望する3～5歳	(3) イの提供量	460	461	463	467	474
	年度末の必要量	458	461	463	467	474
	過不足(量)	2	0	0	0	0
⑤幼児教育のみを希 望する3～5歳	(3) イの提供量	2,143	2,103	2,023	1,923	1,873
	年度末の必要量	2,081	1,901	1,754	1,600	1,485
	過不足(量)	62	202	269	323	388
幼児教育を希望する 3～5歳	(3) イの提供量	2,603	2,564	2,486	2,390	2,347
	年度末の必要量	2,539	2,362	2,217	2,067	1,959
	過不足(量)	64	202	269	323	388

令和6年度(2024年度)に全区分で年度末まで待機児童ゼロとなりますが、それまで一部の区分に残る不足分を少しでも早く減らすよう、既存の施設のクラス構成を調整するなど、サービス提供量の偏りを減らし、早期での待機児童ゼロをめざします。

〔 ※国への報告用数値：各年4月1日現在の状況 〕

(1) 保育を必要とする0～2歳：3号認定

【基本情報】

- ・満3歳未満で保育を必要とする子ども
- ・保育所等の保育を希望する場合に受ける認定（3号認定）
→利用先：保育所、認定こども園※、地域型保育事業※

◆「保育の必要性」とは、以下の要件にあることをいいます。

- ☐ 就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的に全ての就労を含む）
- ☐ 妊娠、出産
- ☐ 保護者の疾病、障害
- ☐ 同居又は長期入院等をしている親族の介護・看護
- ☐ 災害復旧
- ☐ 求職活動（起業準備を含む）
- ☐ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ☐ 虐待やDVのおそれがあること
- ☐ 育児休業中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ☐ その他、上記に類する状態として市が認める場合

◆保育に必要な保護者の就労時間は、平成27年度(2015年度)から月64時間以上（週4日・1日4時間以上）としています。

【必要量（量の見込み）の算出方法】

①今後5年間の0～2歳児の児童数を推計 (単位：人)

年齢	R2	R3	R4	R5	R6
0～2歳	3,413	3,381	3,353	3,323	3,294

②アンケート調査結果から、家庭類型ごとの利用意向率（保育を希望する割合）を算出（0歳児は、利用意向はあっても実際には育児休暇を取得している家庭も含まれているため、国の育児休暇平均取得率を乗じました）

- 家庭類型：(a)ひとり親家庭（母子または父子家庭）
 (b)フルタイム・フルタイム共働き家庭
 (c)フルタイム・パートタイム共働き家庭
 (d)パートタイム・パートタイム共働き家庭

③今後5年間で利用意向率が増えると想定し、令和元年(2019年)・令和2年(2020年)4月の状況と②で求めた数値を比較した上で、各年度の利用意向率を増やしました。

④③で算出した利用意向率を①で求めた児童数に乘じました。

各年4月1日現在

(単位：人)

0歳（3号認定）		R1	R2	R3	R4	R5	R6
①必要量（量の見込み）			180	180	181	181	181
確保 方策	保育所	213	237	285	285	297	297
	認定こども園	9	12	12	12	12	12
	地域型保育事業	35	31	43	43	43	43
	② 合計	257	280	340	340	352	352
差引（②－①）			100	160	159	171	171

(単位：人)

1・2歳（3号認定）		R1	R2	R3	R4	R5	R6
①必要量（量の見込み）			1,185	1,220	1,257	1,292	1,327
確保 方策	保育所	948	948	998	1,014	1,062	1,110
	認定こども園	69	69	69	75	75	75
	地域型保育事業	101	121	188	190	190	190
	② 合計	1,118	1,138	1,255	1,279	1,327	1,375
差引（②－①）			▲ 47	35	22	35	48

※0～2歳と3～5歳の比率は、令和2年度(2020年度)を参考に積算しました。

確保方策 ≪施設整備計画を含む≫

令和2年度(2020年度)

- ・整備済みの保育所で保育士確保による定員拡大
- ・小規模保育事業所が1か所開設（年度途中）

令和3年度(2021年度)

- ・整備済みの保育所で保育士確保による定員拡大
- ・小規模保育事業所が2か所開設

令和4年度(2022年度)

- ・整備済みの保育所で保育士確保による定員拡大

令和5年度(2023年度)

- ・新駅周辺で保育所が開設

令和6年度(2024年度)

- ・保育所が開設

(2) 保育を必要とする3～5歳：2号認定（保育・教育）

【基本情報】

- ・満3歳以上で保育を必要とする子ども
- ・保育所等の保育を希望する場合に受ける認定（2号認定・施設等利用給付認定※）
→利用先：保育所、認定こども園

【必要量（量の見込み）の算出方法】

①今後5年間の3～5歳児の児童数を推計（単位：人）

年齢	R1	R2	R3	R4	R5	R6
3～5歳	4,234	4,226	4,157	4,066	3,992	3,955

②アンケート調査結果から、家庭類型ごとの利用意向率（保育を希望する割合）を算出

※（保育）と（教育）の2種類に分けて算出

「2号認定（保育）」：保育所・認定こども園における「2号（保育）認定」

「施設等利用給付認定※（教育）」：幼児教育の利用希望が強いと想定される家庭

家庭類型：(a)ひとり親家庭（母子または父子家庭）

(b)フルタイム・フルタイム共働き家庭

(c)フルタイム・パートタイム共働き家庭

(d)パートタイム・パートタイム共働き家庭

③今後5年間で利用意向率が増えると想定し、令和元年(2019年)・令和2年(2020年)4月の状況と②で求めた数値を比較した上で、各年度の利用意向率を増やしました。

④③で算出した利用意向率を①で求めた児童数に乗じました。

※施設等利用給付認定：令和元年10月に幼児教育・保育の無償化が施行されたことにより新たに創設された国による給付制度です。
私立幼稚園、認定こども園（幼稚園認定）等に通う保育の必要性がある子どもに対し、預かり保育にかかる費用が給付されます。

各年4月1日現在

(単位：人)

3～5歳 (2号認定：保育)		R1	R2	R3	R4	R5	R6
①必要量（量の見込み）			1,551	1,609	1,655	1,705	1,768
確保 方策	保育所・認定こども園	1,506	1,778	1,778	1,778	1,848	1,920
	② 合計	1,506	1,778	1,778	1,778	1,848	1,920
差引（②－①）			227	169	123	143	152

※0～2歳と3～5歳の比率は、令和2年度(2020年度)を参考に積算しました。
 ※提供量は、平成29年度以降に新設された保育所の進級等による充足状況に応じて増加するため、令和2年度は充足後の数値としています。

確保方策 ≪施設整備計画を含む≫

令和5年度(2023年度)

- ・新駅周辺で保育所が開設

令和6年度(2024年度)

- ・保育所が開設

各年4月1日現在

(単位：人)

3～5歳 (施設等利用給付認定：教育)		R1	R2	R3	R4	R5	R6
①必要量（量の見込み）			456	461	464	467	475
確保 方策	*認定こども園	200	205	206	209	212	220
	私立幼稚園	250	255	255	255	255	255
	② 合計	450	460	461	464	467	475
差引（②－①）			4	0	0	0	0
※令和2年度(2020年度)の必要量については、令和元年10月に施行された幼児教育・保育の無償化による新たな「施設等利用給付認定※」の支給決定者数をもとに算出しています。 令和3年度(2021年度)以降については、私立幼稚園の認定こども園への移行による「2号：保育認定」の増加が見込まれるため、大きな増加はないものと見込んでいます。 確保方策 令和3年度(2021年度)以降 ・認定こども園、私立幼稚園において、ニーズに応じて定員を設定します。							

※施設等利用給付認定：令和元年10月に幼児教育・保育の無償化が施行されたことにより新たに創設された国による給付制度です。
私立幼稚園、認定こども園（幼稚園認定）等に通う保育の必要性がある子どもに対し、預かり保育にかかる費用が給付されます。

(3) 幼児教育のみを希望する3～5歳：1号認定

【基本情報】

- ・満3歳以上で保育を必要としない子ども
- ・幼児教育を希望する場合に受ける認定（1号認定）

→利用先：幼稚園、認定こども園

【必要量（量の見込み）の算出方法】

①今後5年間の3～5歳児の児童数を推計

（単位：人）

年齢	R1	R2	R3	R4	R5	R6
3～5歳	4,234	4,226	4,157	4,066	3,992	3,955

②アンケート調査結果から、家庭類型ごとの利用意向率（幼児教育を希望する割合）を算出

- 家庭類型：(a)フルタイム・パートタイム共働き家庭
(b)専業主婦（夫）家庭
(c)パートタイム・パートタイム共働き家庭
(d)無業・無業の家庭

③今後5年間で利用意向率が増加すると想定し、令和元年(2020年)・令和2年(2020年)4月の状況と②で求めた数値を比較した上で、各年度の利用意向率を増やしました。

④③で算出した利用意向率を①で求めた児童数に乗じました。

⑤④で算出した利用意向率を3～5歳児全体の利用意向率の整合性の観点から減算補正しました。

各年4月1日現在

(単位：人)

3～5歳（1号認定）		R1	R2	R3	R4	R5	R6
①必要量（量の見込み）			2,081	1,901	1,754	1,600	1,485
確保方策	私立幼稚園(預かり有)	1,065	930	850	800	700	650
	私立幼稚園(預かり無)	23	23	23	23	23	23
	認定こども園※	913	990	1,030	1,000	1,000	1,000
	市立幼稚園	200	200	200	200	200	200
	② 合計	2,201	2,143	2,103	2,023	1,923	1,873
差引（②－①）			62	202	269	323	388
※私立幼稚園の認定こども園への移行により、私立幼稚園（預かり有）の児童数を各年度において減らしています。 ※保育ニーズの増加に伴い、私立幼稚園・認定こども園・市立幼稚園すべての児童数が減少する見込みです。 確保方策 令和3年度(2021年度)以降 ・ニーズに応じて保育認定との定員調整により定員を確保します。							

3 地域子ども・子育て支援事業の提供量

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て家庭等を対象に市町村が実施する事業です。本市では、(12)以外は、既に実施しています。

- (1) 時間外保育事業（保育所等の延長保育）
- (2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）
- (3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- (4) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）
- (5) 一時預かり事業
- (6) 病児保育事業
- (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
- (8) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）
- (9) 養育支援訪問事業
- (10) 妊婦健康診査
- (11) 利用者支援事業（子育て関連情報の提供・相談窓口）
- (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (13) 多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業

地域子ども・子育て支援事業では、児童数の推計及びアンケート調査結果、そして令和元年年度(2019年度)の状況に基づき、各事業の必要量（量の見込み）を算出し、提供量（確保方策）を示しています。

(1) 時間外保育事業（保育所等の延長保育）

【基本情報】

保育を必要とする子どもについて、通常の利用時間以外において、保育所、認定こども園等において保育を実施する事業

【必要量（量の見込み）の算出方法】

①今後5年間の0～5歳児の児童数を推計（単位：人）

年齢	R1	R2	R3	R4	R5	R6
0～5歳	7,711	7,639	7,538	7,419	7,315	7,249

②アンケート調査結果から、家庭類型ごとの利用意向率（18時以降の保育を希望する割合）を算出

家庭類型：(a)ひとり親家庭（母子または父子家庭）
 (b)フルタイム・フルタイム共働き家庭
 (c)フルタイム・パートタイム共働き家庭
 (d)パートタイム・パートタイム共働き家庭

③今後も利用意向率が増えると想定し、令和元年(2019年)4月現在の状況と②で求めた数値を比較した上で、利用意向率を増やしました。
 令和元年(2019年)4月の意向率が②で求めた数値を大きく上回っているため、実態に応じて必要量を算出しています。

④③で算出した利用意向率を①で求めた児童数に乘じました。

各年4月1日現在

（単位：人）

時間外保育事業		R1	R2	R3	R4	R5	R6
①必要量（量の見込み）			1,252	1,236	1,214	1,200	1,188
確保 方策	保育所	1,170	1,205	1,205	1,190	1,180	1,170
	認定こども園	20	27	27	27	27	27
	地域型保育事業	15	20	20	20	20	20
	② 合計	1205	1,252	1,252	1,237	1,227	1,217
過不足（量）（②－①）			0	16	23	27	29

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

【基本情報】

- ・保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）を対象に、小学校の余裕教室等で適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業
- ・対象児童は、小学6年生まで

【必要量（量の見込み）の算出方法】

①令和2年(2020年)4月1日の学童利用児童の実績

1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
563	438	359	226	106	59	1,751

（単位：人）

②保育を必要とする5歳児と幼児教育及び保育を必要とする5歳児の合計人数の推計（令和2年度は実績）

R2	R3	R4	R5
657	719	734	759

（単位：人）

③保育を必要とする5歳児と保育及び幼児教育を必要とする5歳児が就学時に学童保育を利用する割合（最近5年間の利用率平均94.9%）を②に乗じて、各翌年度の1年生の学童利用児童数とすることとしました。

④学童保育を利用している児童が翌年度も学童保育を利用する割合（最近5年間の継続率平均1年生85.1%、2年生81.3%、3年生67.1%、4年生51.2%、5年生56.5%）を①に乗じて、各翌年度の2年生から6年生の学童利用児童数とすることとしました。

⑤③④で算出した学童利用児童数を合計しました。

各年4月1日現在
(単位：人)

放課後児童健全育成事業		R1	R2	R3	R4	R5	R6
①必要量 (量の見込み)	1年		563	623	682	697	720
	2年		438	479	531	581	593
	3年		359	356	390	431	472
	4年		226	241	239	262	290
	5年		106	116	124	122	134
	6年		59	60	65	70	69
	合計		1,751	1,875	2,031	2,163	2,278
②確保方策	学童保育	1,715	1,755	1,875	2,035	2,195	2,315
過不足(量) (②-①)			4	0	4	32	37

※令和2年度は実績

※学童保育の定員児童数で設定しています。

施設整備方針

学童保育は、年間の利用児童数の推移を見ると、前年度の春季休業から引き続いて利用する子どもに加えて、新入生が入る年度当初が最も多く、年度末に向けて減少します(夏季休業中は少し増加します)。そのため、年度当初に全ての利用希望者が利用できるように、学童保育室を整備します。

確保方策 ≪具体的な対応(案)≫

令和2年度(2020年度)

- ・40人増(1室増)

令和3年度(2021年度)

- ・120人増(3室増)

令和4年度(2022年度)

- ・160人増(4室増)

令和5年度(2023年度)

- ・160人増(4室増)

令和6年度(2024年度)

- ・120人増(3室増)

※各小学校区の利用状況に応じて対応します。

学童保育の充実に加え、平成30年(2018年)9月に策定された「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童健全育成事業（学童保育）と放課後子ども教室（放課後に行う学習や体験・交流活動）を連携して進め、全ての児童を対象とした放課後の居場所の充実を図ります。

事業名	主管	事業内容
放課後子ども教室（自由な遊び場開放事業）の実施	子ども未来創造局放課後子ども支援室	全ての小学校において、全ての児童を対象に、異年齢の子どもたちが安心して自由に遊ぶことができる場所として、運動場及びプレイルーム等を放課後等に開放します。
放課後児童健全育成事業(学童保育)及び放課後子ども教室（自由な遊び場開放事業）の一体的な又は連携した実施	子ども未来創造局放課後子ども支援室	学童保育事業、自由な遊び場開放事業及び新放課後モデル事業の運営を市直営で、学校の管理下でより教職員と連携し、一体的な指導・見守りを行います。 また、豊川北小学校・中小学校における新放課後モデル事業では、学校にコーディネーターを配置し、学校、地域との連携等の全体調整を担います。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【基本情報】

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育（子育て）を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業

【必要量（量の見込み）の算出方法】

①今後5年間の0～5歳児の児童数を推計（単位：人）

年齢	R1	R2	R3	R4	R5	R6
0～5 歳	7,711	7,639	7,538	7,419	7,315	7,249

②アンケート調査結果から、全家庭類型の利用意向率（子育て短期支援事業を希望する割合）を算出

③過去5年の利用実績と②で算出した利用意向率に乖離があることから、実態を踏まえて必要量を算出しました。

（単位：人日）

子育て短期支援事業	R1	R2	R3	R4	R5	R6
①必要量（量の見込み）		21	20	20	20	20

確保方策

現在、委託契約をしている府内6施設と引き続き契約を継続し、ニーズに対応可能な受け入れ体制を確保します。

(4) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

【基本情報】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

【必要量（量の見込み）の算出方法】

①今後5年間の0～2歳児の児童数を推計（単位：人）

年齢	R1	R2	R3	R4	R5	R6
0～2 歳	3,477	3,413	3,381	3,353	3,323	3,294

②アンケート調査結果から、全家庭類型の利用意向率（地域子育て支援拠点事業の利用を希望する割合）を算出

③過去5年の利用実績と②で算出した利用意向率に乖離があることから、実態を踏まえて必要量を算出しました。

過去5年の利用実績が②で算出した利用意向率を大きく上回っていますが、今後5年間については、0～2歳児の人口推計の減少に加え、保育所等利用児童の増加に伴う在宅保育児童の減少などにより、必要量が減少していく見込みです。

（単位：人日）

地域子育て支援拠点事業		R1	R2	R3	R4	R5	R6
①必要量（量の見込み）			12,370	12,155	11,958	11,644	11,330
②確保方策	地域子育て支援拠点	12,600	12,370	12,155	11,958	11,644	11,330
過不足（量）（②－①）			0	0	0	0	0

(5) 一時預かり事業

【基本情報】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

【必要量（量の見込み）の算出方法】

- ①幼稚園については1号認定（教育）と施設等利用給付認定（教育）、それ以外については0～5歳児の今後5年間の児童数を推計

（単位：人）

年齢	R1	R2	R3	R4	R5	R6
1号認定	4,234	4,226	4,157	4,066	3,992	3,955
2号（教育）	4,234	4,226	4,157	4,066	3,992	3,955
0～5歳	7,711	7,639	7,538	7,419	7,315	7,249

- ②アンケート調査結果から、利用意向率（一時預かり事業の利用を希望する割合）を算出
- ③過去5年の利用実績と②で算出した利用意向率に乖離があることから、実態を踏まえて必要量を算出しました。

(単位：人日)

一時預かり事業 1号認定(幼稚園)利用		R1	R2	R3	R4	R5	R6
①必要量(量の見込み)			26,288	24,010	22,153	20,625	19,653
確保 方 策	私立幼稚園(預かり有)	20,712	14,717	11,585	10,457	9,522	8,872
	私立幼稚園(預かり無)	384	366	366	366	366	366
	認定こども園	10,336	11,205	12,059	11,330	10,737	10,415
	② 合計	31,432	26,288	24,010	22,153	20,625	19,653
過不足(量)(②-①)			0	0	0	0	0

(単位：人日)

一時預かり事業 施設等利用給付認定(幼稚園)		R1	R2	R3	R4	R5	R6
①必要量(量の見込み)			69,498	69,930	68,750	70,730	71,660
確保 方 策	私立幼稚園(預かり有)	41,664	42,500	42,500	42,500	42,500	42,500
	認定こども園	26,635	27,300	27,430	27,430	28,230	29,160
	② 合計	68,299	69,800	69,930	69,930	70,730	71,660
過不足(量)(②-①)			302	0	1,180	0	0

※令和2年度(2020年度)の必要量については、令和元年10月に施行された幼児教育・保育の無償化による新たな「施設等利用給付認定」の支給決定者の利用実態をもとに算出しています。1号認定(幼稚園)利用からの移行や就労二卒の増加に伴い、必要量が増加する見込みです。

(単位：人日)

一時預かり事業 上記以外（在宅）利用		R1	R2	R3	R4	R5	R6
①必要量（量の見込み）			9,930	9,800	9,645	9,510	9,425
確保 方策	保育所	6,500	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
	認定こども園	760	820	820	820	820	820
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
	ファミリー・サポート他	2,140	2,040	2,010	1,970	1,940	1,900
	② 合計	9,400	11,860	11,830	11,790	11,760	11,720
過不足（量）（②－①）			1,930	2,030	2,145	2,250	2,295
※保育所利用児童が今後も増加見込みであり、在宅保育児童は減少見込みであるものの、アンケート調査結果として高い利用意向があるため、実態をもとに緊急要件や就労以外の私的要件の増加を見込んで必要量を算出しています。							
確保方策 令和3年度(2021年度)以降 在宅利用の一時保育は、実施している保育所等において保育士の確保が難しい状況ですが、保育士確保対策の強化により保育士の安定的な確保に努め、ニーズに応じた提供量を確保します。							

(6) 病児保育事業

【基本情報】

入院が必要でなく、重度でない病気の子どもについて、病院・保育所等に付設された専用スペース等又は児童の家庭において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業

【必要量（量の見込み）の算出方法】

①今後5年間の0～5歳児の児童数を推計 (単位：人)

年齢	R1	R2	R3	R4	R5	R6
0～5歳	7,711	7,639	7,538	7,419	7,315	7,249

②アンケート調査結果から、家庭類型ごとの利用意向率（子どもが病気等になった際の保育を希望する割合）を算出

家庭類型：(a)ひとり親家庭（母子または父子家庭）

(b)フルタイム・フルタイム共働き家庭

(c)フルタイム・パートタイム共働き家庭

(d)パートタイム・パートタイム共働き家庭

③②で算出した利用意向率を①で求めた児童数に乘じました。

(単位：人日)

病児保育事業		R1	R2	R3	R4	R5	R6
①必要量（量の見込み）			1,314	1,296	1,276	1,258	1,246
確保方策	病児保育	170	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
	病後児保育	280	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
	② 合計	450	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
過不足（量）（②－①）			1,486	1,504	1,524	1,542	1,554

※病後児保育室2か所、病児・病後児保育室1か所の計3か所の受入可能人数で積算しました。

確保方策

インフルエンザなどの感染症流行期などのニーズ増加への対応については、病児保育・病後児保育のニーズに応じて病児・病後児保育室の定員割合を変動させることにより、利用定員を確保します。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

【基本情報】

- ・乳幼児や小学生等の児童を有する保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

【必要量（量の見込み）の算出方法】

①今後5年間の5歳児の児童数を推計

（単位：人）

年齢	R1	R2	R3	R4	R5	R6
5歳	1,449	1,460	1,466	1,437	1,388	1,373

②アンケート調査結果から、全家庭類型の利用意向率（ファミリー・サポート・センターの利用を希望する割合）を算出

③過去5年の利用実績と②で算出した利用意向率に乖離があることから、実態を踏まえて必要量を算出しました。

（単位：人日）

子育て援助活動支援事業		R1	R2	R3	R4	R5	R6
①必要量 （量の見込み）	低学年		476	478	469	453	448
	高学年		28	28	27	26	26
	合計		504	506	496	479	474
②確保方策	ファミリー・サポート	500	504	506	496	479	474
過不足（量）（②－①）			0	0	0	0	0

※保育所の送迎など、定期利用の有無により必要量が大きく変動することが想定されますが、過去5年間の実績では、大きな変動はありませんでした。令和元年(2019年)と令和2年(2020年)の利用意向率が同等のため、令和3年(2021年)以降も同率としています。

(8) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

【基本情報】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

(単位：人)

乳児全戸訪問事業	R1	R2	R3	R4	R5	R6
①必要量	1,097	1,097	1,097	1,097	1,097	1,097
②こんにちは赤ちゃん訪問（実数）	1,097	1,097	1,097	1,097	1,097	1,097
過不足（量）（②－①）	0	0	0	0	0	0
※原則、全戸訪問を行いますので、必要量（量の見込み）と同数の訪問としています。						

(9) 養育支援訪問事業

【基本情報】

養育（子育て）への支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

(単位：人)

乳児全戸訪問事業	R1	R2	R3	R4	R5	R6
①必要量	40	40	40	40	40	40
②養育訪問支援事業(実数)	40	40	40	40	40	40
過不足（量）（②－①）	0	0	0	0	0	0
※原則、全戸訪問を行いますので、必要量（量の見込み）と同数の訪問としています。						

(10) 妊婦健康診査

【基本情報】

- ・妊婦ならびに胎児の健康管理を行い、安心・安全な出産ができる体制の確保を目的とした事業
- ・健康診査の内容としては、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊婦時期中の適時に必要に応じた医学的検査を実施

(単位：人・回)

妊婦健診	R1	R2	R3	R4	R5	R6
助成対象者数(実数)	1,004	1,004	1,004	1,004	1,004	1,004
助成回数(延べ回数)	11,661	11,661	11,661	11,661	11,661	11,661

(11) 利用者支援事業(子育て関連情報の提供・相談窓口)

【基本情報】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整等を実施する事業

(単位：か所)

利用者支援事業	R1	R2	R3	R4	R5	R6
実施施設数	2	2	2	2	2	2

※利用者支援事業は、子ども・子育て支援新制度で創設された新規事業で、本市では待機児童の解消等を目的とした「特定型」と母子保健や育児に関する「母子保健型」を実施しており、今後も引き続き実施します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【基本情報】

- ・ 幼稚園や保育所などに通う子どもの保護者が支払うべき日用品などの物品や遠足などの行事参加にかかる実費に対して助成する事業

令和元年10月に幼児教育・保育の無償化が施行され、3歳児以上のすべての子どもの保育料をはじめ、給食にかかる実費や幼稚園等における預かり保育料も無償化の対象とされています。加えて、本市では、保護者負担に対する助成として0～2歳児の保育料の軽減（保育所等の保育料自体を国の基準より下げる措置）により実施していますので、物品購入や行事参加費用に対する助成は予定していません。

(13) 多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業

【基本情報】

- ・ 多様な事業者による事業実施を促進するため、私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園が受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助する事業

本市では、事業主体を限定せずに、支援が必要な子どもを受け入れる幼稚園や保育所等に対する補助事業を従前から実施しており、国の基準により本事業の対象となる子どもも、加配が必要な場合は補助対象としています。

4 就学前保育・教育の質の向上

箕面市の全ての乳幼児が、身近な大人に見守られ基本的信頼感を育むため、就学前保育・教育の充実を図ります。

保育所や幼稚園における保育・教育では、「保育者の専門能力の向上」をめざし、保育所と幼稚園の情報交換や研修の共催、定期的な評価をふまえた保育・教育内容の充実を図ります。保育所・幼稚園・小中学校の連携においては、「保育所・幼稚園・小中学校の交流や異年齢の中で育つための仕組みづくり」等を通じて、協働による取り組みを全市的に展開していきます。

また、「支援保育・支援教育の充実」に向けては、「保育者の専門能力の向上」等のほか、私立幼稚園における支援の必要がある子どもの受け入れに対して支援していきます。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容
保育者の専門能力の向上	子ども未来創造局 幼児教育保育室	研修や情報交換等を通じて、職員の専門能力の向上を図ります。
保育所・幼稚園・小中学校の交流や異年齢の中で育つための仕組みづくり	子ども未来創造局 幼児教育保育室	保育所・幼稚園・小中学校の幼児・児童・生徒が交流する事業に取り組みます。 保育所・幼稚園・小中学校の教職員が協働して取り組み、教職員の相互理解を図ります。
支援保育・支援教育の充実（再掲）	子ども未来創造局 幼児教育保育室	発達を支援する必要がある子どもや医療的なケアが必要な子どもについて、保育所や幼稚園等での集団の場で保育し発達を促します。関係機関との連携を通じて支援保育・支援教育の拡充を図ります。
臨床心理士による子どもの発達に関する相談（再掲）	子ども未来創造局 子どもすこやか室	臨床心理士が発達相談を実施し、子どもとその保護者の支援に努めます。また、保育所、幼稚園、学校等を訪問し、個別のケース会議や関係機関等との連携を通じて支援保育、支援教育を推進します。

第3項 子育て世代に対する労働環境の整備

保護者にとっては、安心して子育てできることだけでなく、仕事や社会参加等と子育てのバランスを保つことも大切です。そこで、保護者が働きやすい労働環境を整備するため、企業等への啓発に取り組むとともに、子育て世代に対する就労支援を進めます。また、その基盤として、男女が協力して子育てや家庭づくりをするという意識が社会の中で醸成されるよう、男女協働参画社会の形成に向けた啓発を行います。

1 男女協働参画への取り組み

男女協働参画社会の形成に向けた啓発や学習機会として、「講座等の実施」において、市民ニーズをふまえた効果的な情報提供、市民との協働による学習機会の提供に努めます。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容
講座等の実施	人権文化部 人権施策室	男女協働参画社会形成に向けた啓発と学習機会の提供を行い、市民の参加促進を図ります。

2 労働環境の整備

職業生活と家庭生活の両立を図るため、「就労に関する相談、助言、指導」「求人情報の提供」「就職支援講座等の実施」を通じた就労支援策の充実を図り、利用を促進します。また、労働環境の整備については、企業等に対する育児休業制度の充実に向けての啓発など「働き方の見直しへの啓発」を進めていきますが、子育て中の就労者のための制度や公正な処遇等についての情報提供に対する認知度が低いため、効果的な情報提供に努めます。

なお、ひとり親家庭においては、就労により早期に自立につながるように、母子・父子自立支援員等による相談をはじめ保育所等の優先入所や資格取得等に向けた給付金事業を実施しています。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容
就労に関する相談、助言、指導	地域創造部 箕面営業室	地域就労支援事業における就労・労働相談を行います。また、「みのおワーキングニュース」により各種制度等の情報提供を進めます。
求人情報の提供	地域創造部 箕面営業室	ハローワーク池田の最新情報を地域就労支援センター及び関係施設へ配布します。また、箕面一日ハローワークを実施し、求人情報を提供します。
就職支援講座等の実施	地域創造部 箕面営業室	就職困難者を対象に就職支援講座等（基礎的知識・スキルの習得）を実施します。

事業名	主管	事業内容
働き方の見直しへの啓発	地域創造部 箕面営業室	みのおワーキングニュースによる各種制度等の情報提供やリーフレット等による窓口での情報提供を行います。
自立支援プログラム策定事業	子ども未来 創造局子育て支援課	児童扶養手当受給者の就労と自立を支援するため、個々の状況に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワーク池田等の関係機関との連携により就労支援を実施します。
保育所等の優先入所	子ども未来 創造局幼児教育保育室	保育所等の入所については、ひとり親家庭が優先的に入所できるように配慮しています。
学童保育事業	子ども未来 創造局放課後子ども支援室	ひとり親家庭が優先的に入所できるように配慮するとともに、学童保育の対象を6年生まで拡大しています。
自立支援教育訓練給付金事業	子ども未来 創造局子育て支援課	児童扶養手当受給者、または本人所得が児童扶養手当を受給可能な水準にあるひとり親家庭の父・母が安定した就労収入を得るために有効な資格を取得するための講座を受講する場合に、1年分を限度にその費用の一部を支給しています。
高等職業訓練促進給付金事業	子ども未来 創造局子育て支援課	児童扶養手当受給者、または本人所得が児童扶養手当を受給できる水準であるひとり親家庭の父・母が、安定した就労収入を得るために、受講年限1年以上の養成機関で受講し、資格取得が見込まれる場合、受講期間のうち4年間を上限に、高等職業訓練促進給付金を支給しています。
ひとり親家庭等の親の雇用についての働きかけ	地域創造部 箕面営業室	市内の事業所が加入する箕面企業人権啓発推進員協議会を通じて事業主に啓発を実施します。

第4項 子どもの遊び場づくり

子どもは、自由にのびのびと遊ぶ中で、自然や社会のルール、人間関係を学んでいきます。しかし近年では、都市化等、環境の変化や情報化の進展により子どもの遊び場・遊び方が変化しています。環境の変化をふまえ、子どもの成長や安全に配慮しながら、子どもの自主性や感性を育むことのできる遊び場を確保していきます。また、本市の特徴である豊かな自然環境を活かした遊び場づくりも、市民との協働により進めていきます。

1 子どもの居場所、活動拠点の充実

「子どもの居場所事業」「フリースペースの確保」「施設の一室を長期休業期間等に子どもの居場所として開放」「新放課後モデル事業」等による、子どもの居場所や活動拠点の整備は、子ども同士や子ども世帯と地域の間の人間関係づくりの場として機能していることから、遊びやすさや目的に応じた環境づくりを通じて事業の充実を図ります。また、不登校等、課題を抱える子どもにとっても居場所となるように工夫していきます。

職員の専門的な資質向上に向けた研修を行うことで、他市や関係機関との交流や情報交換の場にもなり、子どもへの接し方や支援に対する認識が深まることから、研修を継続して行います。また、近年では、子どもに関するボランティアが増加していることから、ボランティアのスキルアップも図ります。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容
子どもの居場所事業	子ども未来創造局中央図書館	図書館で、子どもたちが自由に使える安心、安全な居場所を提供します。
フリースペースの確保	人権文化部 人権施策室	萱野中央人権文化センターに子どもが自由に利用できるスペースを確保します。不登校等、課題を抱える子どもにとっても居場所となるよう、指定事業管理として進めます。
施設の一室を長期休業期間等に子どもの居場所として開放	人権文化部 人権施策室	萱野中央人権文化センターの一室を長期休業中や放課後に開放します。

事業名	主管	事業内容
新放課後モデル事業	子ども未来創造局放課後子ども支援室	全ての児童を対象に、地域でもっとも安心安全な学校で、学び・体験・交流・遊び・生活の場を一体的に提供します。 従来の「学童保育」と「自由な遊び場開放」に加え、宿題などの自習ができる「スタディルーム」や楽しく学習・運動・体験ができる「活動プログラム」などをもうけ、子どもたちが、なるべく多様な選択肢から選択して利用できるスタイルの構築を目指します。 豊川北小学校・中小学校に加え、令和元年度（2019年度）から、スタディルームについて6校に拡大して施行実施しています。全校実施に向け、引き続き検証作業を進めます

2 子どもの自由な遊び場づくり

子どもが自由に遊べる場所を確保するため、「保育所・幼稚園の園庭・プール開放の充実」「放課後子ども教室（自由な遊び場開放事業）の実施」をより一層推進していきます。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容
保育所・幼稚園の園庭・プール開放の充実	子ども未来創造局幼児教育保育室	保育所・幼稚園の園庭とプールを一般の就学前児童に開放し、遊び場を提供します。
放課後子ども教室（自由な遊び場開放事業）の実施（再掲）	子ども未来創造局	全ての小学校において、全ての児童を対象に、異年齢の子どもたちが安心して自由に遊ぶことができる場所として、運動場及びプレイルーム等を放課後等に開放します。

3 新・放課後子ども総合プランの推進

すべての子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、平成30年(2018年)9月に策定された「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、前掲の放課後児童健全育成事業（学童保育）とともに学習や体験・交流活動などを行う「放課後子ども教室」を推進します。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容
放課後児童健全育成事業（学童保育）及び放課後子ども教室（自由な遊び場開放事業）の一体的な又は連携した実施に関する具体的な方策（再掲）	子ども未来創造局放課後子ども支援室	学童保育事業、自由な遊び場開放及び新放課後モデル事業の運営を市直営で、学校の管理下でより教職員と連携した指導・見守りを行います。 また、豊川北小学校・中小学校における新放課後モデル事業では、学校にコーディネーターを配置し、学校、地域との連携等の全体調整を担います。
小学校の余裕教室等の活用に関する具体的な方策	子ども未来創造局放課後子ども支援室	学童保育室及び自由な遊び場開放のプレイルームに加え、新放課後モデル事業の活動プログラムとスタディールームを、学校の教室等を活用し、実施します。
教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	子ども未来創造局放課後子ども支援室	新・放課後子ども総合プランは学童保育を含め、教育委員会が一体的に事業を推進します。
（新規）特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	子ども未来創造局放課後子ども支援室	学童保育及び自由な遊び場開放において、特別な配慮を必要とする児童が安心して過ごすことができるよう実施します。
（新規）放課後児童健全育成事業の役割を向上させていくための方策	子ども未来創造局放課後子ども支援室	学童保育の質の向上のため、学童保育指導員の研修を実施します。

事業名	主管	事業内容
(新規)放課後健全育成事業の育成支援の内容について、利用者等への周知を推進するための方策	子ども未来創造局放課後子ども支援室	学童保育の取り組みについて、保護者と密な情報共有を図ります。

第5項 子どもの文化的・社会的活動の支援

子ども自らが創造的な子ども文化をはぐくみ、のびのびと成長することで、自らの可能性を広げることができるよう、豊かな自然や地域の歴史文化、多様な文化、地域の大人等、様々な体験や人との出会いやコミュニケーションを通じてつながる機会を確保していきます。自然体験、歴史文化、スポーツ、社会体験、読書体験等の様々な活動を進めるとともに、そのような活動を行う市民団体を支援していきます。また、そうした活動機会を大人から提供されるだけでなく、子ども自身が大人とともに役割を担うことのできる機会を地域の中でつくることで、広い視野や論理的な思考力、自己表現力を育みます。

1 子どもの自然・文化・スポーツ活動の推進

子どもたちに様々な体験や遊びの機会を提供するため、「自然体験プログラムの提供」「青少年教学の森野外活動センターの充実」「芸術鑑賞の機会を提供する事業の実施」「青少年文化祭の開催」等の自然体験・文化芸術・スポーツ等に関する講座・教室・イベントにおいて、運営体制の整備や広報の充実を図ります。また、課題を抱える子どもの居場所や子どもの自主運営力を高める機会としての役割も果たすよう、事業内容を検討していきます。

「地域スポーツクラブの育成」「ジュニアスポーツ教室の開催」「こども会活動の支援」等の地域における文化・スポーツクラブ活動や子どもたちの自主的な活動に対する支援により、地域コミュニティの形成、地域の教育力向上を図ります。また、学校施設で活動を展開することで開かれた学校づくりの効果も見られることから、支援する人員の確保、関係団体との連携強化を通じて支援の充実を図ります。これらの活動では、課題を抱える青少年が支援にあたることで地域社会へ参加する機会になっており、このような効果も発揮できるよう、一層事業を推進していきます。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容
自然体験プログラムの提供	子ども未来創造局 青少年育成室	自然・社会・職業体験などの体験プログラムの提供、子どもたちによる自主活動を支援して実施していきます。青少年教学の森野外活動センター等で自然体験プログラムを提供します。
青少年教学の森野外活動センターの充実	子ども未来創造局 青少年育成室	自然に親しみを感じられる野外活動、自然体験機会の充実を図ります。
芸術鑑賞の機会を提供する事業の実施	人権文化部文化国際室	鑑賞会や展示会の開催により、芸術を鑑賞する機会を提供するとともに、多文化理解を促進する機会の提供を図ります。

事業名	主管	事業内容
青少年文化祭の開催	子ども未来創造局 青少年育成室	市内各学校の文化クラブや、市内で文化活動をする社会教育団体等が一堂に集まり、日頃の活動の成果を発表します。
箕面紙芝居まつりの開催	子ども未来創造局 中央図書館	箕面手づくり紙芝居コンクール（一般の部及び小中学生を対象としたジュニアの部）に合わせて、全国から集まった紙芝居の展示及び実演を行います。
地域スポーツクラブの育成	子ども未来創造局 保健スポーツ室	地域密着型のスポーツクラブの活動を促進するため、現在活動中の地域統合型スポーツクラブに対し、その活動を支援、育成を図ります。
ジュニアスポーツ教室の開催	子ども未来創造局 保健スポーツ室	子どもを対象としたスポーツ大会、教室を開催します。
こども会活動の支援	子ども未来創造局 青少年育成室	こども会活動の発展に向けて、様々な支援を実施します。組織率の向上のため、啓発に努めるとともに、新規設置も支援します。

2 子どもの社会体験・活動の推進

「国際理解、多文化共生等をテーマとした講座等の開催」「子どもが社会体験できる場や機会の提供」では、地域資源（活動・人材）の協力が重要です。そこで、意識共有や調整を行う体制整備を通じて連携を強化するとともに、連携する地域資源を掘り起こしていきます。また、子どもに関する地域のボランティア活動に対し、ボランティアサークルの育成・活動支援等により、ニーズに応じた支援を継続し、啓発活動や情報提供の充実を図ります。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容
国際理解、多文化共生等をテーマとした講座等の開催	人権文化部文化国際室 人権文化部人権施策室	子どもたちが国際感覚を身につけるための講座や展示会、学習会等を開催します。 多文化交流センターでは、学校や地域と連携しながら、より多くの子どもたちが多文化に触れ、学びを深める機会の提供を図ります。
子どもが社会体験できる場や機会の提供	人権文化部生涯学習・市民活動室 人権文化部人権施策室	子どもたちが自主的に活動できる場の確保、機会の提供を図ります。市民の団体活動を支援し、子どもを対象とした各種イベントを地域の特性に合わせて展開します。 らいとぴあ21で社会体験充実事業を促進します。

3 子どもの社会参加の促進

「青少年弁論大会の開催」は、子どもが自分の意見を主張する貴重な機会となっていることから、さらに参加を促進していきます。また、障害のある子どもに対する「バリアフリースポーツ教室」等による学習や体験の場の整備は、人材の確保・育成を図ります。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容
青少年弁論大会の開催	子ども未来創造局青少年育成室	広い視野をもち、論理的な思考力と自己表現力を身につけた青少年を育成するため、弁論を通じた発表の機会を設けます。
バリアフリースポーツ教室（再掲）	子ども未来創造局保健スポーツ室	障害のある子どもを対象に、スポーツに親しむ機会を提供します。既存の教室の定員拡大、指導者の人材確保を図ります。

4 青少年団体、青少年関係団体の活動支援

「青少年吹奏楽団活動への支援」「こども会活動の支援」「青少年を守る会活動の支援」等による、子どもに関わる活動や子どもの自主的な活動への支援の充実を図ります。また、子どもに様々な活動を指導できる地域の人材を確保するため、「リーダークラブ派遣事業の充実」や子ども活動サポーターの養成等において、研修の充実や継続的に参加できる活動の提示をしていきます。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容
青少年吹奏楽団活動への支援	子ども未来創造局青少年育成室	青少年吹奏楽団の活動を支援します。
こども会活動の支援（再掲）	子ども未来創造局青少年育成室	こども会活動の発展に向けて、様々な支援を実施します。組織率の向上のため、啓発に努めるとともに、新規設置も支援します。
青少年を守る会活動の支援	子ども未来創造局青少年育成室	地域の青少年関係団体の包括組織である「青少年を守る会」の活動を支援します。
リーダークラブ派遣事業の充実	子ども未来創造局青少年育成室	こども会や子ども支援活動団体へクラブ員の派遣を行います。クラブ員の人員を確保するとともに、資質向上を図ります。

5 子どもの読書活動の推進

子どもの豊かな心を育成するため、「箕面市子ども読書活動推進計画」に基づき、「乳児期や児童を対象とした本の紹介冊子等の配布・読み聞かせ」「乳幼児をもつ保護者の図書館利用の促進」等を行い、市立全小中学校に学校図書館司書を配置し、「学校と学校図書館における読書活動の推進」を行う中で、市立図書館と学校図書館との連携、市民団体との連携など、様々な形で関係機関と連携した家庭への啓発、子どもたちの図書館の利用を促す取り組みを進めます。

また、市内全小中学校の子どもたちが投票して選定し、中学生が表彰式を運営する「箕面・世界子どもの本アカデミー賞選定事業」により子どもの活字離れを防ぎ、読書意欲を高めるための取り組みを進めます。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容
乳児期や児童を対象とした本の紹介冊子等の配布・読み聞かせ	子ども未来創造局中央図書館 子ども未来創造局子育て支援課	児童向け読書紹介文「よんだ？ よむぞう！」を作成し配布します。 また、子育てに関する講座等を通じて、絵本等の紹介や読み聞かせを実施します。関係機関と連携して、絵本利用の効果を保護者に啓発します。
乳幼児をもつ保護者の図書館利用の促進	子ども未来創造局中央図書館	本に親しんでもらい図書館を利用するきっかけづくりとして、行事を開催するほか、4か月児健診時に図書館や絵本の紹介を行い、利用を優先する時間「すくすくタイム」を設けるなど、乳幼児と来館しやすい雰囲気づくりを行います。 さらに、中央図書館に続き、東図書館でも「にぎやかエリア」を整備し、図書館の親子利用を推進します。
学校と学校図書館における読書活動の推進	子ども未来創造局学校教育室	読書習慣を確立するため、朝の読書、本の読み聞かせ、おすすめ本の紹介等を行います。また、学校と学校図書館で連携し、ブックリストの作成や講座を開催します。学校図書館の機能充実に係る調査研究を進め、事業の充実を図ります。
箕面・世界子どもの本アカデミー賞選定事業	子ども未来創造局中央図書館	子どもの活字離れを防ぎ、読書意欲を高めるため、市内全小中学校の子どもたちが本や主人公を選んで表彰します。

第6項 教育の充実と開かれた学校づくり

子どもたちに「豊かな育ち」と「確かな学び」を実現するため、義務教育9年間を一体としてとらえる小中一貫教育を一層推進します。子どもたちの主体的な学習活動を展開し、学習に対する興味・関心・意欲を喚起しながら、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図り、地域資源を活かした豊かな人間性と創造力を育む教育を推進します。また、情報化の推進や次代の親づくり等、子どもたちをとりまく環境の変化に対応するための教育の充実に努めます。

こうした教育を行う学校が保護者や地域から信頼され、連携して教育環境を整えることができるよう、家庭や地域が学校運営に参画する場や、トラブルの調整・解決を図る第三者機関の活用を進めていきます。また、一人ひとりの状況に応じた教育を進めるため、医師会や関係機関等との連携を深めていきます。

1 学校教育の充実

学校教育において、「豊かな育ち」と「確かな学び」、健康・体力の向上を図るため、社会に開かれた教育課程の理念のもと、「カリキュラム・マネジメント」を行い、「主体的・対話的で深い学び」の実現を進めていきます。「少人数指導の実施」や生徒指導担当者授業支援員の配置を通じて、一人ひとりに応じたきめ細かい教育の一層の充実に努めます。また、小中一貫教育の推進、地域の人々との協働による体験学習の推進を通して、地域に開かれた学校づくりを進め、地域資源と学校の学習内容のマッチングや地域人材の確保に努めます。

学力・体力ともに全国トップクラスの秋田県の教育に学ぶため、多くの教員及び指導主事を秋田県由利本荘市に派遣し、授業づくりや学校における組織的な取り組みなどを研究しています。由利本荘市の取り組みを参考に作成した「質面の授業の基本」をもとに、授業力の向上を図っています。

また、子どもの体力向上をはかるため、令和2年度（2020年度）には、小学校の全学級担任に指導書を配布し、理解と成功体験を重んじた体育授業へと改善を図り、体を動かすことの喜びや楽しさを子どもに感じてもらい、運動の日常化へと繋げていきます。また、市全体で小学校6年間の学習カリキュラムを統一し、校区毎に研究会・授業に関する研修会の機会を持ち、よりよい指導方法を追求していきます。また、例年実施している「小学生なわとび大会」を継続実施し、子どもたちの体力向上を図っています。

また、箕面市では、平成26年度（2014年度）に小中学校の普通教室に電子黒板の配備、校内無線LANの整備を実施しました。さらに、平成30年度（2018年度）9月には、全小学校4～6年生の児童全員に、タブレット端末を1人1台を配備するとともに、小・中学校一校ずつをモデル校とし、モデル校の児童生徒全員にタブレット端末を1人1台を配備しました。モデル校での実証を進め、その結果をもとに、さらに配備を進めていきます。ICT機器を使いながら、楽しくわかりやすい授業を行い、学習の基盤となる情報

活用能力の育成にも努めていきます。また、全市立小中学校で毎日英語教育を実施し、世界で活躍できる子どもたちを育てる教育を進めます。

さらに、箕面市では、移動が困難な児童・生徒が学校生活を安全かつ円滑に過ごすことができるよう全市立小中学校へのエレベーター設置をすでに完了しており、窓ガラス・天井の耐震対策、普通教室や特別教室、体育館へのエアコンの設置等も行いました。今後も全ての児童生徒にとって、より安心・安全な学校環境の整備に努めていきます。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容
少人数指導の実施	子ども未来創造局学校教育室	確かな学力の定着を図るため、個々に応じたきめ細かい指導を全校で実施します。指導体制の充実に努め、効果の検証を進めます。
箕面子どもステップアップ調査（箕面学力・体力・生活状況総合調査）	子ども未来創造局学校教育室	市立小中学校の全学年の児童・生徒を対象に、独自に学力・体力・生活状況の調査を行い、経年での子どもの状況変化を把握するとともに、学校経営や授業内容、指導方法の改善につなげていきます。
（新規）体力向上	子ども未来創造局学校教育室	小学校全教職員に指導書を配布するとともに、小学校6年間の学習カリキュラムを統一し、体力向上担当教員の研修を実施することで指導力の向上を図ります。また小学生なわとび大会を継続実施し、子どもたちの日々の取り組みの目標とすることを通して、体力向上を推進します。
教育課程の編成	子ども未来創造局学校教育室	カリキュラムマネジメントに取り組むとともに、思考力・判断力・表現力の育成のため、「主体的・対話的で深い学び」の実現を推進していきます。また、小中一貫教育の更なる推進に取り組みます。
ICT教育の充実及び活用推進	子ども未来創造局教育センター	情報活用能力の育成を図るため、全児童生徒にタブレット端末を一人一台配備します。小学校1～3年生、中学生がタブレット端末を一人一台持つことの効果の検証を進めます。
英語教育の充実	子ども未来創造局学校教育室	世界で活躍できる子どもを育てるため、全市立小中学校の全学年で英語教育を毎日実施し、9年間で英語活用能力を伸ばします。教員、ALTの指導力向上研修を行い、授業の工夫改善を進めます。

事業名	主管	事業内容
スクールソーシャルワーカーの配置	子ども未来創造局教育センター	子どもの抱える問題について、保護者・学校と連携して問題解決を図るスクールソーシャルワーカーを配置しています。様々な問題の未然防止や早期発見に努めます。
学力保障・学習支援	子ども未来創造局放課後子ども支援室	不登校や病気による長期欠席、生活困窮家庭等の児童・生徒が安心して教育を受けることができるよう、学生等サポーターを派遣して学習や生活を支援します。支援が必要な児童生徒等の登校の再開や定着等につとめ、学習する機会を保障するよう支援します。
進路指導・進路指導・キャリア教育の充実	子ども未来創造局学校教育室 人権文化部 人権施策室	キャリア教育の視点を重視した職場体験学習、進路指導を推進します。また、人権文化センターでの指定管理者による教育相談の一環としても継続実施します。
学習・進路相談の実施	人権文化部 人権施策室	萱野中央人権文化センターでの指定管理事業として、児童・青少年と保護者に対して、進路・就労・奨学金の相談を実施します。また、高校中退者・ニート・引きこもり等の相談も実施します。
(新規)新放課後モデル事業	子ども未来創造局放課後子ども支援室	宿題などの自習ができる「スタディールーム」について、一部の学校でタブレット学習ソフトを導入し、令和元年度から運営を開始。今後効果検証を行い、生活困窮世帯の児童への放課後学習支援手法を確立し展開を進めます。
(新規)塾代助成モデル事業	子ども未来創造局放課後子ども支援室	生活困窮世帯の児童を対象に学習塾等に通う費用を助成する「塾代等助成金」の交付を令和元年度からモデル実施。今後の効果検証を行い、事業の展開を進めます。

2 地域に開かれた学校づくり

地域資源を活かして豊かな人間性と創造力を育むため、「地域の人々から考え方や生き方を学ぶ授業の実施」を進め、「地域に出かけて学ぶ機会の充実」を図ります。また、透明性が高く地域に開かれた学校運営を推進するため、地域に対する学校運営に関する情報の公開や学校の自己評価を実施すべく、自己診断項目の検討や診断結果の公開を進めます。さらに、「家庭・地域の協力を得た、地域に開かれた学校運営の実施」により、学校協議会の

活性化を図ります。

また、箕面市の学校給食では、箕面市農業公社から箕面産の野菜の提供を受け、地産地消の取り組みを推進しています。毎日学校から見える畑でできた野菜を使用し、校内で調理された給食を食べることで、地域の自然や食文化、給食に携わる人々についての理解を深めます。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容
家庭・地域の協力を得た、地域に開かれた学校運営の実施	子ども未来創造局学校教育室	学校協議会で得られた、地域や保護者の声を学校の取り組みに反映するとともに、課題解決に向け、地域・保護者と協力関係を築きます。また、学校支援地域ネットワーク事業に取り組み、保護者・地域の協力を得られるシステムづくりを進めます。
地域の人々から考え方や生き方を学ぶ授業の実施	子ども未来創造局学校教育室	地域に開かれた特色ある学校づくりを推進するため、総合的な学習において、大学生や地域の人的資源を活用します。また、学校支援地域ネットワーク事業をはじめ、地域とのつながりを深めます。
地域に出かけて学ぶ機会の充実	子ども未来創造局学校教育室	小学校においては、“わたしたちのまち箕面”をテーマに学ぶため、生活科、社会科、総合的な学習で地域にある公共施設や商店等へ出かけ、見学や聞き取り等を行います。 中学校においては、地域の協力の下、職業体験や福祉体験なども行います。

3 豊かな心の育成

学習指導要領の理念である“生きる力”の一つとして、豊かな心の育成があります。子どもが社会的な人間関係や一人ひとりが互いに認め合う集団づくりを学ぶよう、学校や家庭、地域において取り組むことが大切です。学校においては、「道徳及び特別活動の年間指導計画の充実」「スクールカウンセラーの配置」により、心の教育を進めていきます。

「箕面市いじめ防止基本方針」「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの早期発見・防止対策に取り組んでいきます。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容
道徳及び特別活動の年間指導計画の充実	子ども未来創造局学校教育室	新学習指導要領に即して道徳教育を行います。また、スーパーバイザーの指導の下、箕面市教育研究会にて、授業づくりや評価についての研究を進めていきます。子どもの実情にあった道徳教育をさらに追究するとともに、全教育活動を通した道徳教育を推進します。
スクールカウンセラーの配置	子ども未来創造局教育センター	小学校へ月に1回、中学校へ週に1回、スクールカウンセラーを配置します。学校組織づくり、いじめ防止に向けた子どもへの指導に対し、スクールカウンセラーを積極的に活用します。
いじめ防止対策	子ども未来創造局学校教育室 子ども未来創造局教育センター	記名式・無記名式アンケート調査によるいじめに関する実態把握を行った上で、聞き取り調査の実施や「いじめ対応マニュアル」などの活用を進めています。専用相談電話「いじめ・体罰ホットライン」を設置するとともに、メールによる相談も受け付けています。今後も継続していじめの早期発見・防止対策に取り組んでいきます。

4 人権教育の推進

「新箕面市人権教育基本方針」に基づき、人権教育を推進するため、「人権教育推進活動における情報誌を中心とした情報の受発信の充実と人権教育カリキュラムの作成支援」「全ての子どもの自立、自己実現や豊かな人間関係づくりを育む教育内容の充実」において、広報・啓発活動の充実を図るとともに、学校では児童・生徒の実態に合った人権教育を行います。

また、「不登校の児童・生徒の支援」や「支援が必要な子どもに対する施策」を引き続き充実させていくほか、海外から来日もしくは帰国した児童・生徒や保護者に対する「日本語指導教室の実施」「通訳体制の充実」に努めるとともに、外国にルーツを持つ子どもたちが自分のルーツに誇りをもって育つ環境づくりを促進します。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容
人権教育推進活動における情報誌を中心とした情報の受発信の充実と人権教育カリキュラムの作成支援	子ども未来創造局人権施策室	人権教育情報紙「はじけるこころ」を年2回発行します。また、新箕面市人権教育基本方針に基づいた人権教育カリキュラム作成支援を行います。
全ての子どもの自立、自己実現や豊かな人間関係づくりを育む教育内容の充実	子ども未来創造局人権施策室 人権文化部 人権施策室	様々な人権課題に関する人権教育の実施により、児童生徒の豊かな人権感覚を育みます。 らいとぴあ21の教育事業（居場所・社会体験・学習支援）を通じて自己選択・自己実現・自己有用感を育んでいきます。
不登校の児童・生徒の支援	子ども未来創造局放課後子ども支援室	不登校や病気による長期欠席、生活困窮家庭等の児童・生徒が、安心して教育を受けることができるよう、学生等サポーターを派遣して学習や生活を支援します。支援が必要な児童・生徒等の登校の再開や定着等につとめ、学習する機会を保障するよう支援します。
支援が必要な子どもに対する施策	子ども未来創造局人権施策室	前項のほか、支援教育介助員の配置、「オレンジゆずるタクシー」による登下校送迎や医療的ケアの実施など、支援が必要な子どもに対する施策を継続していきます。
日本語指導の実施	子ども未来創造局人権施策室	日本語の理解が困難な外国からの帰国児童生徒や渡日の外国人児童生徒を対象に、日本語指導者を派遣します。
通訳体制の充実	子ども未来創造局人権施策室	日本語の理解が困難な外国人保護者等を対象に、懇談会等の際に小中学校へ保護者通訳を派遣します。

5 次代の親の育成

次代の親を育てるという観点での思春期への支援として、「子どもの思春期相談」「性に関する正しい知識の教育」「喫煙、薬物等に関する教育」の充実を図ります。また、男女の

協力による子育てや家庭の大切さを教育するため、「男女共生教育の推進」「子育てや家庭の大切さについての教育」を実施します。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容
子どもの思春期相談	子ども未来創造局教育センター 子ども未来創造局青少年指導センター	各学校において、養護教諭やスクールカウンセラーが連携して、個別の相談を受けます。また、教育センター相談室や青少年指導センターでも相談・支援を行います。
性に関する正しい知識の教育	子ども未来創造局学校教育室 子ども未来創造局青少年指導センター	保健の授業、総合的な学習、道徳の時間を活用し、適宜指導を行うほか、性教育に関する講演を実施します。また、性非行に関わる事象に対して、学校と青少年指導センター、そのほか関係機関との連携により対応します。
喫煙、薬物等に関する教育	子ども未来創造局学校教育室 子ども未来創造局青少年指導センター	学校において、喫煙・薬物等に関する教育を、学校薬剤師との連携により実施します。また、青少年指導センター、そのほか関係機関との連携により対応します。
男女共生教育の推進	子ども未来創造局人権施策室	学校においては、人権教育カリキュラムを実施します。また、教職員に対し、人権教育の研修を行います。
子育てや家庭の大切さについての教育	子ども未来創造局学校教育室	様々な機会をとらえて、家庭での生活習慣づくりの重要性について啓発を行います。

第7項 健全育成と自立支援

子どもは、自らの目標に向かって、個性や能力を伸ばしていくことで、未来を切り拓いていくことから、自己の個性や能力を発見し、将来の目標をもつための教育や相談支援を推進します。また、若者を含む就労困難者等に対しては、就労支援を行います。

子どもたちが伸びやかに育つためには、犯罪や非行に巻き込まれたり関わったりすることなく、安全・安心に育つことのできる社会づくりが必要です。家庭・学校・地域の連携により、啓発活動や子どもの見守り、子どもに対する教育を進めます。また、問題行動が起きたり、虐待や被害を受けたりした場合には、早期に発見し、専門的な対応ができるよう、関係機関による連絡調整や相談支援の体制を整えていきます。その中で必要に応じて、保護者とともに生活することのできない子どもに対する支援も行います。

1 自立への支援

学校教育では、将来に対し目的意識を持ち、主体的に進路を選択できるよう、「進路指導・追指導・キャリア教育の充実」を図り、学習や進路に不安を抱える青少年と保護者に対し、「学習・進路相談の実施」を進めます。また、若年者を含む就労困難者等に対する就労支援では、「ハローワークとの連携」「能力開発講座の実施」により、対象者のニーズをふまえて事業の定着を図ります。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容
進路指導・追指導・キャリア教育の充実（再掲）	子ども未来創造局学校教育室 人権文化部 人権施策室	キャリア教育の視点を重視した職場体験学習、進路指導を推進します。また、人権文化センターでの指定管理者による教育相談の一環としても継続実施します。
学習・進路相談の実施（再掲）	人権文化部 人権施策室	児童・青少年と保護者に対して、進路・就労・奨学金の相談を実施します。また、高校中退者・ニート・引きこもり等の相談も実施します。
ハローワークとの連携	地域創造部 箕面営業室	箕面一日ハローワークを実施するほか、ハローワークの最新求人情報を提供します。
能力開発講座の実施	地域創造部 箕面営業室	就職支援講座（就職に向けた基礎的知識・スキルの習得）及び障害者市民就職支援パソコン講座を実施します。ニーズを反映した講座内容を検討します。

2 問題行動の予防と早期発見・早期対応

青少年の非行を防止するため、「問題行動に関する相談窓口の周知・啓発」「相談業務の量的・質的な充実」により、相談機関内部で情報を共有し相談支援を円滑に進めます。また、問題行動に対し「早期発見・対応のための関係機関の相互連携の強化」により、補導活動だけでは対応できない場所や夜間の実態把握を進めるとともに、小学校における生徒指導体制の構築を進めます。虐待や被害を受けた子どもに対しては、「教育相談・学校訪問の実施・スクールカウンセラーによる相談」を実施します。

また、スクールソーシャルワーカーを活用してケース会議を開催し、外部機関とより一層の連携を進めます。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容
問題行動に関する相談窓口の周知・啓発	子ども未来創造局青少年指導センター	問題行動に関する相談窓口の情報を、ホームページやリーフレットにより周知・啓発します。
相談業務の量的・質的な充実	子ども未来創造局青少年指導センター	青少年に関わる相談業務を実施します。
早期発見・対応のための関係機関の相互連携の強化	子ども未来創造局青少年指導センター	青少年の問題行動の早期発見・対応のため、関係機関との相互連携を強化します。
教育相談・学校訪問の実施・スクールカウンセラーによる相談	子ども未来創造局教育センター 子ども未来創造局青少年指導センター	学校、教育センター相談室、青少年指導センターにおいて相談・支援を行うほか、青少年指導センターによる学校訪問を実施します。

3 非行防止・安全確保に向けた市民運動の推進

犯罪や非行のない社会の実現に向け、「社会を明るくする運動の充実」や有害環境浄化に向けた市民の自覚や事業者のモラルの高揚等を啓発する市民活動の推進支援といった市民運動を、行政・関係機関・地域の連携により継続します。また、子どもの安全を確保するため、「防犯パトロールやPTA活動による地域の人々の主体的な巡回活動の支援」「通学

路の危険箇所点検の実施」「こども１１０番の設置事業の充実」において、地域の協力者の拡大を図り、児童・生徒に対して事業の周知に努めます。さらに、市立全小中学校の通学路や公園等に設置した防犯カメラにより、犯罪防止や検挙率の向上が期待されています。

暴力やいじめから自分の身を守る力を育成するため、子どもの暴力防止プログラム講習会の実施を進めます。また、情報化が進み ICT 環境が整備されていく中で、情報に対する正しい判断や望ましい利用の仕方等、安全に利用していくための情報モラル教育を実施します。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容
社会を明るくする運動の充実	健康福祉部健康福祉政策室	社会を明るくする運動推進委員会へ補助を行います。
防犯パトロールやPTA活動による地域の人々の主体的な巡回活動の支援	子ども未来創造局青少年育成室	青色防犯パトロール活動への支援などを通じ、地域の人々の主体的な巡回活動を促進します。
通学路の危険箇所点検の実施	子ども未来創造局青少年育成室	毎年、各小学校区において青少年指導員を中心として、学校・地域と協力して危険箇所点検を実施しています。
こども１１０番の設置事業の充実	子ども未来創造局青少年指導センター	子どもを性被害や凶悪事件から守るため、市内の店舗、家庭等に子どもが危険を感じた際の避難、保護を依頼し、協力店舗等に「こども１１０番ステッカー」を設置します。学校・地域と協力して、児童・生徒に対する啓発活動を推進します。

第８項 世代をつなぐ生涯学習・交流の促進

子どもが地域の大人と接することは、社会性の育成や人生やものの大切さ、伝承文化に対する学びにつながります。また、地域で子どもを育てる意識の醸成にもつながります。このような機会が日常的に提供されるよう、地域の伝統行事や地域活動、生涯学習にて世代間の交流を図ります。

１ 地域における生涯学習・交流の促進

子どもが地域の様々な人々とふれあう機会を確保するため、「コミュニティセンターにおける三世代交流事業への支援」「生涯学習、地域活動の充実」「世代間交流スポーツ大会の開催」、歴史・文化の伝承や体験講座等の開催をより一層推進し、日常的に世代間交流ができる場づくり、保護者ニーズをふまえた事業内容の充実、幅広い世代・地域からの参加促進に努めます。また、「包括協定締結の大学等関係機関との連携による、世代をつなぐ交流の場、生涯学習の機会の提供」により、生涯学習の充実を図ります。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容
コミュニティセンターにおける三世代交流事業への支援（再掲）	市民部市民サービス政策室	コミュニティセンターが開催する、子どもから高齢者までの世代間交流を目的とした事業を支援します。
生涯学習、地域活動の充実	子ども未来創造局生涯学習・市民活動室 人権文化部生涯学習・市民活動室	生涯学習の講座、地域における交流活動を実施します。
世代間交流スポーツ大会の開催	子ども未来創造局保健スポーツ室	世代間交流軽スポーツ（ペタンク）大会を開催します。広報を通じて、幅広い世代の参加を図ります。
包括協定締結の大学等関係機関との連携による、世代をつなぐ交流の場、生涯学習の機会の提供	子ども未来創造局文化国際室	包括協定締結の大学等関係機関と連携し、生涯学習の機会の充実を図ります。

2 地域福祉活動における多世代交流の促進

「地域福祉活動における世代間交流の促進」により、地域全体で子どもを育てる意識の醸成に努めます。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容
地域福祉活動 における世代 間交流の促進	健康福祉部健 康福祉政策室	小地域ネットワーク活動による世代間交流の場を設 け、地域の特色を活かした事業を実施します。地域ボラ ンティアの参加を促進します。

第2節 子どもの貧困対策の推進

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法律」という。）の目的（第1条）に示されているとおり、「子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、その教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるよう、」子どもの貧困の解消に向けた取り組みは総合的に進めていかなければなりません。

本市においては、「貧困の連鎖の根絶」を目標に掲げ、貧困家庭で育つ子どもが将来に希望や夢を持って自らの人生を切り拓き、貧困の連鎖に陥ることなく社会に巣立っていけるよう、教育委員会や学校等が各種機関と連携し、乳幼児期から小中学校、高校卒業の時期に至るまで、切れ目なくそれぞれの子どもの状況を把握し、サポートし続ける取り組みを進めます。

また、法律に基づき示された「子供の貧困対策に関する大綱」や「大阪府子どもの貧困対策計画」等に基づき、「貧困の連鎖の根絶」をめざした「総合的な支援」を進めていきます。具体には、法律の基本理念（第2条）にある「教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援」等の各項目について、本市の実情に応じた施策を展開しながら、子どもの貧困対策に取り組んでいきます。

第1項 総合的な支援（推進体制の整備、検証及び調査研究）

本市では、貧困の連鎖を断ち切ることを目標に、平成28年（2016年）に子ども成長見守りシステムを構築しました。このシステムにより生活困窮や養育力不足等の家庭とその子どもの状況が把握でき、支援が必要な場合には、学校等や関係機関と連携して早期に適切な支援へとつなぐしくみが整いました。また、子どもの成長に応じ、支援策を切れ目なくつなげるなど、システムでの見守りにより、継続的な視点で支援体制を整えることも可能となりました。さらに、システムデータの蓄積により、支援事業の効果検証の分析を行うことができるようになり、今後はより効果の高い支援手法を探るなど、支援施策や支援体制の充実に努めていきます。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容
子ども成長見守りシステムの運用	子ども未来創造局子ども成長見守り室	子ども成長見守りシステムを活用し、支援の必要な子どもを早期に発見し、関係機関による支援へつなぎ、サポートし続ける体制をつくっていきます。

事業名	主管	事業内容
貧困の連鎖の根絶に向けた支援施策の検討	子ども未来創造局子ども成長見守り室	子どもの貧困の連鎖の根絶に向けた支援施策について、活用できる既存事業の整理を行うとともに、新規施策を含めて、支援施策の拡充を検討します。 学習支援事業等の既存事業や新規のトライアル事業の効果検証を実施し、整理するとともに、より効果の高い支援手法を探っていきます。
貧困の連鎖の根絶に向けた分析等を実施	子ども未来創造局子ども成長見守り室	効果的な支援策を実施するため、子ども成長見守りシステムによるモニタリングを継続しながら、支援事業の効果検証や新規支援事業の検討も行い、支援体制を整えていきます。

第2項 各項目ごとの取り組み

法律の基本理念（第2条）にある「教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援」の各項目における本市の主な取り組みは次に記載のとおりですが、関連する各施策については、35 ページから 104 ページまでの第4章「施策の展開」の第1節「施策の基本方向と主な取り組み」をご参照ください。

（1）教育の支援

すべての子どもたちが家庭環境や経済状況に左右されることなく、一人ひとりの能力や可能性を伸ばし、希望や夢を持って自らの未来を切り開いていけるよう、教育の支援に取り組めます。

子ども成長見守りシステムを活用し、学校等と連携し、生活困窮世帯の子ども一人ひとりの学習状況等を把握し、分析しながら、それぞれの抱える課題や実情に応じたきめ細かな指導や継続的な支援を図っていきます。

また、家庭での学習が困難な子どもたちに対しては、学力保障・学習支援事業に加え、新放課後モデル事業等を活用し、放課後の学習支援施策の充実させるなど、更に学習意欲の向上や学習習慣の定着を図るための取り組みをすすめていきます。

《主な取り組み》

- 就学援助 38 ページ
- 奨学資金（貸与・給付） 38 ページ
- 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金 39 ページ
- 保育所・幼稚園・小学校での口腔衛生 40 ページ
- 小中学校9年間を通した食育 40 ページ
- 新放課後モデル事業 86・95 ページ

- 青少年弁論大会の開催 91 ページ
- 少人数指導の実施 94 ページ
- スクールソーシャルワーカーの配置 95 ページ
- 学力保障・学習支援 95 ページ
- 進路指導・追指導・キャリア教育の充実 95・100 ページ
- 学習・進路相談の実施 95・100 ページ
- 塾代助成モデル事業 95 ページ
- 地域の人々から考え方や生き方を学ぶ授業の実施 96 ページ
- 地域に出かけて学ぶ機会の充実 96 ページ
- 全ての子どもの自立、自己実現や豊かな人間関係づくりを育む教育内容の充実 98 ページ

(2) 生活の安定に資するための支援

《保護者への支援》

生活困窮や養育力不足の家庭は、その影響による不利を背負うだけでなく、社会的に孤立し、必要な支援につなげていない場合も多いことが指摘されています。

本市においては、子ども成長見守りシステムで施策利用状況も確認し、支援が利用できるにもかかわらず、その支援が届いていないと考えられる場合には、学校等や関係機関からの情報も得ながら、連携して適切な支援へとつないでいきます。具体的には、支援制度を知らない、手続きがわからない保護者へのサポートや、積極的に利用したがない保護者に対しても関係機関が連携して、時間をかけて信頼関係を構築するようアプローチし、支援施策につなぐなど、今後も関係機関が連携して支援していく体制を強化して取り組んでいきます。

《主な取り組み》

- 親支援プログラム 36 ページ
- 子育てに関する講座の開催 36 ページ
- 新生児・産婦訪問/こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業） 36 ページ
- 産後ケア事業の実施 36 ページ
- 子育てに関する相談窓口の充実 36 ページ
- 子育て支援の場の整備 36 ページ
- 子育てサロンの開催を支援 36・45 ページ
- 地域に飛び出す子育て支援センター 37 ページ
- 保育所・幼稚園・認定こども園を活用した子育て支援 37 ページ
- 市営住宅入居 38 ページ
- 母子生活支援施設入所事業 38 ページ
- ファミリー・サポート・センター事業 38 ページ
- 妊婦を対象とした健康相談・健康教室 40 ページ

- 乳幼児健診・健康相談 40 ページ
- 相談体制の充実 44 ページ
- ひとり親家庭相談 45 ページ
- ひとり親無料法律相談 45 ページ
- 放課後健全育成事業の育成支援の内容について、利用者等への周知を推進するための方策 88 ページ
- 乳児期や児童を対象とした本の紹介冊子等の配布・読み聞かせ 92 ページ
- スクールソーシャルワーカーの配置（再掲） 95 ページ
- スクールカウンセラーの配置 97 ページ
- 子育てや家庭の大切さについての教育 99 ページ

《子どもへの支援》

平成28年度（2016年度）に実施した「箕面市子どもの貧困実態調査」の分析において、生活困窮世帯の子どもとそれ以外の子どもを比較したところ、生活習慣や学習習慣が定着していない子どもが多いことが明らかでした。

本市においては、放課後等に、子どもの学習習慣や生活習慣の定着をめざす事業を進めていくとともに、体験機会の提供などを行い、自己肯定感や自己有用感を育み、子どもの自主性や感性を育むことができる子どもの居場所づくりの取り組みを進めていきます。

《主な取り組み》

- 放課後子ども教室（自由な遊び場開放事業）の実施 71・86 ページ
- 放課後児童健全育成事業（学童保育）及び放課後子ども教室（自由な遊び場開放事業）の一体的な又は連携した実施 71 ページ
- 子どもの居場所事業 85 ページ
- フリースペースの確保 85 ページ
- 施設の一室を長期休業期間等に子どもの居場所として開放 85 ページ
- 新放課後モデル事業 86・95 ページ
- 小学校の余裕教室等の活用に関する具体的な方策 87 ページ
- 教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策 87 ページ
- 自然体験プログラムの提供 89 ページ
- 青少年教学の森野外活動センターの充実 89 ページ
- 芸術鑑賞の機会を提供する事業の実施 89 ページ
- 青少年文化祭の開催 90 ページ
- ジュニアスポーツ教室の開催 90 ページ
- 子どもが社会体験できる場や機会の提供 90 ページ
- 乳幼児をもつ保護者の図書館利用の促進 92 ページ
- 学校と学校図書館における読書活動の推進 92 ページ

- 箕面・世界子どもの本アカデミー賞選定事業 92 ページ
- スクールソーシャルワーカーの配置（再掲） 95 ページ
- スクールカウンセラーの配置（再掲） 97 ページ
- 不登校の児童・生徒の支援 98 ページ
- 子どもの思春期相談 99 ページ
- 性に関する正しい知識の教育 99 ページ
- 相談業務の量的・質的な充実 101 ページ
- 教育相談・学校訪問の実施・スクールカウンセラーによる相談 101 ページ

（３）経済的支援

子どもの貧困は家庭の貧困であり、経済的困窮は子どもの貧困問題の根幹にある課題と言えます。貧困の連鎖を断ち切るためにも、個々の世帯の状況に応じ、生活基盤の安定を図るため、各種の支援制度や自己負担の軽減制度などの経済的支援に取り組みます。また、生活困窮者自立支援事業の生活相談窓口等とも連携しながら経済的支援を必要とする世帯に確実に各種支援制度を届けるよう取り組んでいきます。

《主な取り組み》

- 子どもの医療費の公費助成 38 ページ
- 就学援助（再掲） 38 ページ
- 奨学資金（貸与・給付）（再掲） 38 ページ
- 児童扶養手当給付事業 38 ページ
- ひとり親家庭医療費助成事業 38 ページ
- 保育所、認定こども園等の保育料の無償化等 38 ページ
- 学童保育料の減免 39 ページ
- JR 通勤定期券割引 39 ページ
- 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金（再掲） 39 ページ
- 自立支援教育訓練給付金事業 84 ページ
- 高等職業訓練促進給付金事業 84 ページ
- 塾代助成モデル事業（再掲） 95 ページ

（４）就労の支援

就労の支援は、特に支援を要する保護者に対して個々のニーズや状況を踏まえ、きめ細かく就労相談や就労支援を実施していくよう努める必要があります。事業の実施にあたっては、ハローワークと密に連携し、継続的な相談・支援に努めます。

ひとり親の場合は就労に必要な技能や知識を習得することができるよう支援事業や資格取得の期間における生活費の負担軽減を図る支援事業などの活用も提案しながら、自立に向けた支援に取り組みます。

《主な取り組み》

- 就労に関する相談、助言、指導 83 ページ
- 求人情報の提供 83 ページ
- 就職支援講座等の実施 83 ページ
- 自立支援プログラム策定事業 84 ページ
- 保育所等の優先入所 84 ページ
- 学童保育事業 84 ページ
- 自立支援教育訓練給付金事業（再掲） 84 ページ
- 高等職業訓練促進給付金事業（再掲） 84 ページ
- ひとり親家庭等の親の雇用についての働きかけ 84 ページ
- ハローワークとの連携 100 ページ
- 能力開発講座の実施 100 ページ

第3節 ひとり親家庭等の自立支援の推進

令和元年8月に実施した「大阪府ひとり親家庭等自立促進計画策定のためのアンケート調査」の結果では、ひとり親家庭等を取り巻く現状として、母子家庭の母の8割以上が就業しているものの、離婚直後の就労形態の約6割がパート・アルバイトであり、収入は低水準となっています。また、養育費を受け取っていない母子家庭は約8割にのぼり、その内、約5割は養育費の取り決めすら行っていない状況です。

これらのことから、自立に向けた就労支援等への取り組みや情報提供・相談体制の充実など周知から支援につなげる取り組みがますます重要となってきています。

本市では、第四次箕面市子どもプランに包括されている「ひとり親家庭等自立促進計画」において、前計画の基本理念である「子どもたちが自分の将来に希望を持ち、親も子も健やかな生活を営むことができるまちをめざして」を継承し、ひとり親家庭及び寡婦の自立を図るため、「家庭・地域における子育て支援」、「生活の安定を図るために支援」、「就労による自立に向けた支援」、「貧困の連鎖の根絶に向けた支援」、「情報提供・相談体制の整備」、「人権尊重の社会づくり」の基本項目を引き続き総合的に推進していきます。

第1項 各項目ごとの取り組み

本計画の基本理念にある「家庭・地域における子育て支援、生活の安定を図るために支援、就労による自立に向けた支援、貧困の連鎖の根絶に向けた支援、情報提供・相談体制の整備、人権尊重の社会づくり」の各項目における本市の主な取り組みは次に記載のとおりですが、関連する各施策については、35ページから104ページまでの第4章「施策の展開」の第1節「施策の基本方向と主な取り組み」をご参照ください。

(1) 家庭・地域における子育て支援

ひとり親家庭等が自立するためには、安心して子育てと仕事の両立ができるよう支援することが重要なことから、保育園や学童保育への優先的な入所・入会に配慮するとともに減免制度を設けています。また、就労等で保育園等の送迎などにファミリー・サポート・センターを利用する場合には、できるだけ利用できるように支援者の調整を行うとともに減免制度を設け財政的支援も実施しています。

地域における子育て支援としては、ひとり親家庭等の求職活動中や在宅での子育てを行っている方に対しては、子育てにおいて孤立感なく楽しく子育てができるように、子育て支援センターの利用を促すとともに、子育て支援センターから遠い地域に対しては、子育て支援センターの保育士等が出向き、子育てなどに関する悩みごとなどを相談できる場を提供するなど多様な保育・子育てサービスを引き続き展開していきます。

《主な取り組み》

○ファミリー・サポート・センター事業 38ページ

○ひとり親家庭相談 45ページ

○ひとり親無料法律相談 45 ページ

○保育所等の優先入所 84 ページ

○学童保育事業 84 ページ

（２）生活の安定を図るための支援

世帯収入が少ないひとり親家庭等の生活を安定させるための経済的支援として各種手当の支給や医療費助成等を実施するとともに、減免制度の適用や府などが実施する各種貸付制度等を周知します。

《生活基盤を整えるための支援》

生活基盤を整えるための支援としては、児童扶養手当等の支給や就学援助、奨学資金給付制度等により、生活基盤の安定が図られるよう支援します。また、居住の安定を図るため、当選倍率を優遇することで、市営住宅への入居優先度を高めたり、様々な事情のため家庭で子どもの養育が十分にできなくなった場合には、母子生活支援施設への円滑な入所に努めるとともに、入所家庭の早期自立に向けた支援を実施します。

《主な取り組み》

○就学援助 38 ページ

○奨学資金（貸与・給付） 38 ページ

○児童扶養手当給付事業 38 ページ

○市営住宅入居 38 ページ

○母子生活支援施設入所事業 38 ページ

《各種減免・貸付制度》

各種減免・貸付等については、学童保育料やファミリー・サポート・センター事業等での減免や、一時的な財政負担に対しては、「母子・父子・寡婦福祉資金貸付金」などの活用をご案内します。また、子どもが高校３年生相当年齢まで、医療費の助成（ひとり親家庭医療費助成制度）を実施します。

《主な取り組み》

○ひとり親家庭医療費助成事業 38 ページ

○ファミリー・サポート・センター事業 38 ページ

○保育所、認定こども園等の保育料の無償化等 38 ページ

○学童保育料の減免 39 ページ

○母子・父子・寡婦福祉資金貸付金 39 ページ

《養育費確保のための支援》

養育費は、生活を安定させるうえで非常に重要であることから、その取り決めや面会交流の方法などについての丁寧な説明に加え、必要に応じて弁護士による「ひとり親無料法

律相談」に繋がります。また、令和２年度から大阪府が養育費不払いによるひとり親家庭等の貧困を防止するための支援制度を実施することから、府の動向を注視しつつ、養育費の確保に向けた取り組みを進めていきます。

《主な取り組み》

○ひとり親無料法律相談（再掲） 45 ページ

（３）就労による自立に向けた支援

ひとり親家庭等が就労により早期に自立できるよう、個々のニーズや状況を踏まえた就労相談や就労支援を実施します。事業の実施にあたっては、ハローワークと連携し、きめ細かく継続的な相談・支援に努めます。また、就労した後も安心して子育てと就労等ができるよう、保育所・学童保育への優先入所や減免制度を設けています。

特に、ひとり親等が就労に必要な技能や知識を習得することができるよう、各種講座の受講修了者に対し給付する「自立支援教育訓練給付金事業」や看護師等の資格取得を目的とした養成機関で修業する場合に、受講期間の生活費の負担軽減を図る支援として「高等職業訓練促進給付金事業」を実施しています。

また、ひとり親の就労機会が確保されるよう、事業主等に対して啓発を行います。

《主な取り組み》

○就労に関する相談、助言、指導 83 ページ

○求人の情報提供 83 ページ

○就職支援講座等の実施 83 ページ

○自立支援教育訓練給付金事業 84 ページ

○高等職業訓練促進給付金事業 84 ページ

○ひとり親家庭等の親の雇用についての働きかけ 84 ページ

○ハローワークとの連携 100 ページ

○能力開発講座の実施 100 ページ

（４）貧困の連鎖の根絶に向けた支援

ひとり親家庭等においては、貧困が世代を超えて連鎖する「貧困の連鎖」に陥る危険性が高いことから、将来の自立に向けひとり親家庭等の子どもたちの日常生活が安定するように、また、経済的な理由などで進学を諦めることのないように、日々の生活支援や、教育支援を重点的に取り組んでいきます。教育支援については、学生等のサポーターが行う学力保障・学習支援事業や塾代等助成事業（試行）等を実施します。

《主な取り組み》

○新放課後モデル事業 86・95 ページ

○学力保障・学習支援事業 95 ページ

○進路指導・追指導・キャリア教育の充実 95・100 ページ

○学習・進路相談の実施 95・100 ページ

○塾代助成モデル事業 95 ページ

（５）情報提供・相談体制の整備

情報提供については、支援に関する制度やサービスなどの情報が必要なときに、いつでもどこでも得ることができるように、市広報紙やホームページでの周知に加え、地域就労支援センター（萱野中央人権文化センター・桜ヶ丘人権文化センター）や子ども総合窓口等での各種手続き時において、個々の状況を把握し、適確にニーズを聞き出し情報提供に努めるなど、様々な機会を活用し最新の情報を発信・提供していきます。

相談体制については、弁護士による「ひとり親無料法律相談」の他、地域就労支援センターにおける「就労相談」、男女協働参画ルームによる「女性相談」などにおいて、多岐にわたる課題を把握・整理し、不安や心配ごとの解消を図るため、個々の状況に応じた相談を行います。また、ひとり親家庭等を取りまく環境は複雑化しており、母子・父子福祉センターや配偶者暴力相談センターなどの専門機関と密接な連携により、それぞれの状況に応じた、きめ細かで充実した相談を実施していきます。

《主な取り組み》

○ひとり親無料法律相談（再掲） 45 ページ

○就労に関する相談、助言、指導（再掲） 83 ページ

○求人情報の提供（再掲） 83 ページ

（６）人権尊重の社会づくり

ひとり親家庭等が、偏見や差別を受けることなく、それぞれの個性や能力を活かしながら自立への道を歩めるよう、広報紙等の活用により市民意識の啓発に努めるとともに、学校教育・地域活動等を通して、基本的人権尊重のための人権教育・人権啓発を推進します。

《主な取り組み》

○全ての子どもの自立、自己実現や豊かな人間関係づくりを育む教育内容の充実 98 ページ

○不登校の児童・生徒の支援 98 ページ

第4節 子ども・子育て支援事業計画におけるサービス提供量について

《表について》

- ① 必要量（当初見込み）… 第三次箕面市子どもプラン上の各年度における必要サービス量
- ② 必要量（実績）… 各年度に実際に必要だったサービス量
- ③ 提供量（実績）… 各年度の提供サービス量の実績

（実績基準日：各年度末）

第1項 就学前保育・教育サービスの提供量

（1）保育を必要とする0歳児

（単位：人）

		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
①必要量（当初見込）		307	311	316	323
②必要量（実績）		362	358	383	371
③提供量（実績）	保育所	177	182	186	210
	認定こども園	12	6	12	12
	地域型保育事業	13	13	15	41
	合 計	202	201	213	263
必要量(当初見込)からの過不足(量) (③-①)		▲105	▲110	▲103	▲60
必要量(実績)からの過不足(量) (③-②)		▲160	▲157	▲170	▲108

（2）保育を必要とする1・2歳児

（単位：人）

		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
①必要量（当初見込）		854	856	914	955
②必要量（実績）		870	901	954	1,056
③提供量（実績）	保育所	703	730	815	908
	認定こども園	63	75	67	64
	地域型保育事業	33	44	46	86
	合 計	799	849	928	1,058
必要量(当初見込)からの過不足(量) (③-①)		▲55	▲7	14	103
必要量(実績)からの過不足(量) (③-②)		▲71	▲52	▲26	2

(3) 保育のみを必要とする3～5歳児

(単位：人)

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
①必要量(当初見込)	1,060	1,113	1,109	1,156
②必要量(実績)	1,089	1,164	1,223	1,272
③提供量(実績)	1,139	1,213	1,272	1,312
必要量(当初見込)からの過不足(量) (③-①)	79	100	163	156
必要量(実績)からの過不足(量) (③-②)	50	49	49	40

(4) 保育を必要とする0～5歳児 ((1)～(3)合計)

(単位：人)

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
①必要量(当初見込)	2,221	2,280	2,339	2,434
②必要量(実績)	2,321	2,423	2,560	2,699
③提供量(実績)	2,140	2,263	2,413	2,633
必要量(当初見込)からの過不足(量) (③-①)	▲81	▲17	▲74	199
必要量(実績)からの過不足(量) (③-②)	▲181	▲160	▲147	▲66

実 績

- ①提供サービス量については、依然として不足が生じている。また、当初見込んでいた必要量に比べ、実際の必要量が多くなっている。
- ②施設の整備状況について(計画上の必要整備数：485人分)
- ◆平成27年度：公募を実施したが、法人の応募がなかったため、整備数なし
 - ◆平成28年度：
 - ・第2次公募にて、1法人(1施設・90人)について整備決定(平成29年4月1日開設)
 - ・既存園の分園設置(30人)及び定員増(20人)について、整備決定(平成29年4月1日開設)
 - ・第3次公募にて、2法人(3施設)から応募があり、190人について整備決定(平成29年4月1日開設、平成29年12月1日開設、平成30年4月1日開設)
 - ◆平成29年度：
 - ・第4次公募：公募を実施し、2法人から応募があったが、決定前に辞退したため、整備数なし。
 - ・第5次公募にて、1法人(1施設)から応募があり、19人について整備決定(平成30年4月1日開設予定)
 - ・第6次公募にて、4法人(4施設)から応募があり、201人について整備決定(平成30年4月1日 2法人、9月1日、10月1日開設)
 - ・第7次公募にて、2法人(2施設)から応募があり、94人について整備決定(平成30年12月1日開設、平成31年4月1日開設予定)

方向性・課題

- ◆通年の待機児童ゼロをめざし、平成27年度以降、保育施設整備計画に基づき、平成31年度までに485人分の保育所定員拡大を進めてきたところ、第7次公募終了時点で、合計整備数は13施設、定員644人分となり、総定員数485人分については、目標を達成した。平成31年度4月の待機児童は全年齢ゼロが実現できる見込みであるものの、主に保育士不足に起因して0歳児、1歳児の「通年の待機児童ゼロ」には至らない状態であることから、今後、この課題解決に向けた検討を深めていく。保育施設設置・運営主体の公募については、今後の待機児童の推移を見定め、必要に応じて実施する。
- ◆全国的に保育所整備が進んでいる中で、近隣市町村において質の高い運営法人の取り扱いになっている。

(5) 保育及び幼児教育を希望する3～5歳児

(単位：人)

		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
①必要量(当初見込)		285	300	300	313
②必要量(実績)		284	313	334	400
③提供量(実績)	認定こども園	87	113	142	177
	子育て応援幼稚園	208	204	198	223
	合 計	295	317	340	400
必要量(当初見込)からの過不足(量) (③-①)		10	17	40	87
必要量(実績)からの過不足(量) (③-②)		11	4	6	0

(6) 幼児教育のみを希望する3～5歳児

(単位：人)

		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
①必要量(当初見込)		2,740	2,831	2,774	2,846
②必要量(実績)		2,754	2,718	2,550	2,376
③提供量(実績)	子育て応援幼稚園	1,868	1,838	1,729	1,594
	その他の私立幼稚園	55	42	31	29
	認定こども園	504	573	555	534
	市立幼稚園	327	265	235	219
	合 計	2,754	2,718	2,550	2,376
必要量(当初見込)からの過不足(量) (③-①)		14	▲113	▲224	▲470
必要量(実績)からの過不足(量) (③-②)		0	0	0	0

(7) 幼児教育を希望する3～5歳児 ((5)～(6)合計)

(単位：人)

		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
①必要量(当初見込)		3,025	3,131	3,074	3,159
②必要量(実績)		3,038	3,031	2,884	2,776
③提供量(実績)		3,049	3,035	2,890	2,776
必要量(当初見込)からの過不足(量) (③-①)		24	▲96	▲184	▲383
必要量(実績)からの過不足(量) (③-②)		11	4	6	0

実 績

- ◆幼児教育を必要とする児童について、幼児教育のみを希望するものは減少しているが、保育および幼児教育の双方を必要とする児童は増加傾向にある。
- ◆平成27年度：市内私立幼稚園2園が認定こども園に移行
- ◆平成28年度：市立幼稚園1園を民間移管するとともに認定こども園に移行

方向性・課題

- ◆幼稚園については、幼児教育のみのニーズが減少している。今後も子育て世帯の選択肢の一つとして、幼稚園や認定こども園など、保育機能を有する幼児教育施設の確保が必要になるため、私立幼稚園の認定こども園移行の動向を把握していく。

第2項 地域子ども・子育て支援事業の提供量

(1) 時間外保育事業（保育所等の延長保育）

（単位：人）

		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
①必要量（当初見込）		353	440	525	623
②必要量（実績）		971	1,015	1,075	1,145
③提供量（実績）	保育所(※民間のみ)	948	992	1,050	1,113
	認定こども園	16	16	18	20
	地域型保育事業	7	7	7	12
	合 計	971	1,015	1,075	1,145
必要量(当初見込)からの過不足(量) (③-①)		618	575	550	522
必要量(実績)からの過不足(量) (③-②)		0	0	0	0

実 績

- ◆平成27年度：民間保育園 16 園、認定こども園 1 園、地域型保育事業 2 園で実施
- ◆平成28年度：民間保育園 16 園、認定こども園 1 園、地域型保育事業 2 園で実施
- ◆平成29年度：民間保育園 19 園、認定こども園 1 園、地域型保育事業 2 園で実施
- ◆平成30年度：民間保育園 23 園、認定こども園 1 園、地域型保育事業 3 園で実施

方向性・課題

- ◆保護者の働き方が多様化してきていることから、引き続き公立・民間園において保護者ニーズに応じた提供量の確保に努めていく。

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

（単位：人）

		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
①必要量（当初見込）	低学年	872	926	1,018	1,101
	高学年	90	123	130	135
	合 計	962	1,049	1,148	1,236
②必要量（実績）	低学年	763	926	1,018	1,101
	高学年	60	123	130	135
	合 計	823	1,148	1,368	1,501
③提供量（実績）	学童保育	1,075	1,275	1,595	1,635
必要量(当初見込)からの過不足(量) (③-①)		113	226	447	399
必要量(実績)からの過不足(量) (③-②)		113	127	227	134

実 績

- ◆学童保育利用児童の増加に伴い、保育室の整備を行った。
 ※平成28年度実施校：箕面小、止々呂美小、萱野小、西南小、彩都の丘小
 ※平成29年度実施校：止々呂美小、南小、西小、東小、萱野東小、中小、豊川南小、彩都の丘小
 ※平成30年度実施校：彩都の丘小

方向性・課題

- ◆学校毎の児童数の推計から、学童保育利用児童数見込みを算定し、年度当初に待機児童が発生しないよう、計画的な保育室の整備を進める。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

（単位：人）

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
①必要量（当初見込）	202	205	209	211
②必要量（実績）	15	27	24	0
③提供量（実績） 乳幼児院・児童養護施設	15	27	24	0
必要量(当初見込)からの過不足(量) (③-①)	▲187	▲178	▲185	▲211
必要量(実績)からの過不足(量) (③-②)	0	0	0	0

実 績

- ◆短期入所生活援助のみ実施（主な利用例：養育者が病気、入院等の場合）。夜間養護は利用がなかった。
- ◆利用可能施設数：6施設

方向性・課題

- ◆引き続き、当該サービスが必要な世帯に対し、個々の状況に応じた適切なサービス提供を図る。

(4) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

（単位：人日）

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
①必要量（当初見込）	7,071	7,016	7,273	7,417
②必要量（実績）	13,911	13,699	14,559	12,577
③提供量（実績） 地域子育て支援拠点	13,911	13,699	14,559	12,577
必要量(当初見込)からの過不足(量) (③-①)	6,840	10,433	6,416	5,160
必要量(実績)からの過不足(量) (③-②)	0	0	0	0

実 績

- ◆3ヶ所の子育て支援センターでプレイルールの開放を行い、主に未就園児の親子が自由に遊び、子育て仲間と交流できる場の提供を行った。
- ◆親支援プログラムや集団援助プログラムを年間を通して実施するとともに、電話や支援センターなどでの育児相談を実施した。

方向性・課題

- ◆拠点にとどまらず、地域に出向いて遊びと交流の場を提供する「出張子育てひろば」を強化する。
- ◆市内の図書館、公共施設のキッズコーナーに保育士が出向き、子育てに関する相談対応や情報提供を行う。

(5) 一時預かり事業

① 1号認定（幼稚園）利用…保育が必要ない3～5歳までの児童。利用対象者は在園児のみ

(単位：人日)

		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
①必要量（当初見込）		28,564	29,475	28,877	29,591
②必要量（実績）		32,214	31,890	32,102	31,432
③提供量（実績）	子育て応援幼稚園	28,344	28,080	27,072	25,464
	その他私立幼稚園	490	408	384	384
	認定こども園	3,380	3,402	4,646	5,584
	合 計	32,214	31,890	32,102	31,432
必要量(当初見込)からの過不足(量) (③-①)		3,650	2,415	3,225	1,841
必要量(実績)からの過不足(量) (③-②)		0	0	0	0

実 績

- ◆平成27年度実施園数（市外園含む）：・子育て応援幼稚園 24 園 / ・認定こども園 7 園
- ◆平成28年度実施園数（市外園含む）：・子育て応援幼稚園 23 園 / ・認定こども園 6 園
- ◆平成29年度実施園数（市外園含む）：・子育て応援幼稚園 23 園 / ・認定こども園 11 園
- ◆平成30年度実施園数（市外園含む）：・子育て応援幼稚園 21 園 / ・認定こども園 8 園

方向性・課題

- ◆継続実施

② 2号認定（幼稚園）利用…保育が必要な3～5歳までの児童。利用対象者は在園児のみ

(単位：人日)

		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
①必要量（当初見込）		39,252	40,303	39,336	40,155
②必要量（実績）		59,662	59,687	62,934	63,997
③提供量（実績）	子育て応援幼稚園	46,464	46,080	44,352	41,664
	認定こども園	13,198	13,607	18,582	22,333
	合 計	59,662	59,687	62,934	63,997
必要量(当初見込)からの過不足(量) (③-①)		20,410	19,384	23,598	23,842
必要量(実績)からの過不足(量) (③-②)		0	0	0	0

実 績

- ◆平成27年度実施園数（市外園含む）：・子育て応援幼稚園 24 園 / ・認定こども園 7 園
- ◆平成28年度実施園数（市外園含む）：・子育て応援幼稚園 23 園 / ・認定こども園 6 園
- ◆平成29年度実施園数（市外園含む）：・子育て応援幼稚園 23 園 / ・認定こども園 11 園
- ◆平成30年度実施園数（市外園含む）：・子育て応援幼稚園 21 園 / ・認定こども園 8 園

方向性・課題

- ◆継続実施

③ ①・②以外（在宅）利用…在園児に関わらず利用可能

（単位：人日）

		平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
①必要量（当初見込）		22,780	22,930	22,937	23,312
②必要量（実績）		6,824	7,638	8,069	8,984
③提供量（実績）	保育所	5,072	6,112	5,844	6,190
	認定こども園	659	518	612	684
	地域型保育事業	404	364	0	0
	ファミリー・サポート	689	550	789	1,183
	ちょこっと保育	0	94	824	927
	合 計	6,824	7,638	8,069	8,984
必要量(当初見込)からの過不足(量) (③-①)		▲ 15,956	▲ 15,292	▲ 14,868	▲ 14,328
必要量(実績)からの過不足(量) (③-②)		0	0	0	0

実 績

◆市内の民間保育園、認定こども園のうち 6 カ所で実施。

方向性・課題

◆継続実施。新設保育園についても実施できるよう調整する。

（6）病児保育事業

（単位：人）

		平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
①必要量（当初見込）		2,602	2,635	2,643	2,677
②必要量（実績）		218	188	241	283
③提供量（実績）	病児保育	0	0	0	71
	病後児保育	218	188	241	212
	合 計	218	188	241	283
必要量(当初見込)からの過不足(量) (③-①)		▲ 2,384	▲ 2,447	▲ 2,402	▲ 2,394
必要量(実績)からの過不足(量) (③-②)		0	0	0	0

実 績

◆平成 30 年度（9 月）から公立保育所（萱野）において、病児保育を実施。
 ◆従来より市内の公立保育所 3 カ所（萱野、桜ヶ丘、東）において、病後児保育を実施。
 ◆なお、上記実績数には含まれていないが、全公立保育所（4 所）にて体調不良時対応型保育を実施するとともに、平成 28 年度より、市内の民間保育園 8 カ所及び認定こども園 1 カ所において体調不良児対応型保育を実施している。
 ※体調不良児対応型保育…保育中に児童が体調不良となった場合、保護者が迎えに来るまでの間、看護師が対応すること。

方向性・課題

◆病児保育の運営上の課題等について検討し、解決に向け、取り組んでいく。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

（単位：人日）

		平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
①必要量 (当初見込)	低学年	1,070	1,075	1,087	1,092
	高学年	1,527	1,567	1,627	1,691
	合 計	2,597	2,642	2,714	2,783
②必要量（実績）	ファミリー・サポート	410	383	467	485
③提供量（実績）	ファミリー・サポート	410	383	467	485
必要量(当初見込)からの過不足(量) (③-①)		▲ 2,187	▲ 2,259	▲ 2,247	▲ 2,298
必要量(実績)からの過不足(量) (③-②)		0	0	0	0

実 績

◆上表のとおり

方向性・課題

- ◆会員の拡大をはかる。特に、援助会員及び両方会員の増員を図る。
- ◆事業についての利用周知を図る。

(8) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

（単位：人）

		平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
①必要量（当初見込）		905	902	902	911
②必要量（実績）		719	706	608	620
③提供量（実績）	こんにちは赤ちゃん訪問(実数)	719	706	608	620
必要量(当初見込)からの過不足(量) (③-①)		▲ 186	▲ 196	▲ 294	▲ 291
必要量(実績)からの過不足(量) (③-②)		0	0	0	0

実 績

- ◆保育士による「こんにちは赤ちゃん訪問」の件数は減少しているが、保健師・助産師による「未熟児訪問」及び「新生児・産婦訪問」により、ほぼすべての生後 4 か月までの乳児のいる家庭への訪問を実施している。

方向性・課題

◆継続実施

(9) 養育支援訪問事業

(単位：人)

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
①必要量 (当初見込)	26	26	26	26
②必要量 (実績)	27	26	32	29
③提供量 (実績) 養育訪問支援事業(実数)	27	26	32	29
必要量(当初見込)からの過不足(量) (③-①)	1	0	6	3
必要量(実績)からの過不足(量) (③-②)	0	0	0	0

実 績

- ◆出産前後の支援を特に必要とする妊婦、子育てに対し強い不安や孤立感等を抱える養育者、虐待の恐れのある養育者等を対象として、家庭訪問を実施。具体的な育児の技術指導、育児や家事の援助を行った。

方向性・課題

- ◆母子保健事業との連携を強化し、特に支援を必要とする家庭の把握・支援を行う。

(10) 妊婦健康診査

(単位：人)

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
助成対象者数 (実数) (当初見込)	1,014	1,010	1,011	1,020
助成対象者数 (実数) (実績)	1,142	1,129	1,071	1,042
助成回数 (延べ回数) (当初見込)	14,196	14,140	14,154	14,280
助成回数 (延べ回数) (実績)	13,361	13,096	12,636	12,280

実 績

- ◆妊婦健康診査への公費助成を行い、安心・安全な出産に向け妊婦及び胎児の健康管理が行える体制を確保した。

方向性・課題

- ◆継続実施

(11) 利用者支援事業（子育て関連情報の提供・相談窓口）

（単位：箇所）

		平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
実施施設数（当初見込）		1	1	1	1
実施施設数	基本型・特定型	—	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1
	合 計	1	2	2	2

実 績

利用者支援事業とは、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようサポートする事業で、利用者支援と地域連携があります。

【本市の整備状況】

◆利用者支援

- ・特定型（子ども総合窓口）…子育て支援サービスの利用調整や相談の実施。
- ・母子保健型（子どもすこやか室窓口）…保健師、助産師による妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談の実施。

◆地域連携

- ・地域子育て支援拠点（親子が継続的に利用できる施設：子育て支援センター）を3箇所を整備済み。

方向性・課題

◆継続実施

◆相談体制の更なる充実

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

※保護者負担に対する助成については下記①②を実施済のため、新たな実施予定なし。

①2号・3号認定の保育料軽減

②幼稚園・保育所の基準を統一した副食費の負担軽減

(13) 多様な主体が子ども・子育て支援制度に参入することを促進するための事業

※市独自制度において、従前より実施済み。

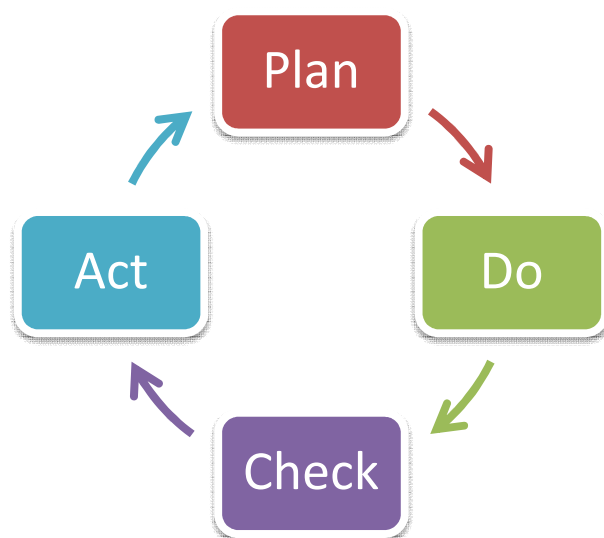
- ・事業主体を限定せず、支援が必要な子どもを受け入れる幼稚園や保育所等に対し、従前より、補助を実施。平成27年度以降は、みすず学園森町こども園における児童受入（認定こども園特別支援教育・保育実施）に対し補助を実施。
- ・施設により受入体制の成熟度等に差があるため、市として人的・財政的支援を行うとともに、各施設の積極的な受入を促進していく。

第5章 計画の推進体制

第1節 点検、評価（Plan Do Check Act）

本計画は、PDCA サイクルに基づき進行管理を行うこととし、個別事業の進捗状況と計画全体の成果の両面から毎年度点検・評価を行います。

また、計画に定めた量の見込みなどが実際の状況と大きく乖離し、必要と考えられる場合は、計画の見直しを行います。



計画(Plan)

- 目標を設定し、それを実現するための計画(施策)を策定(もしくは改定)

実行(Do)

- 計画(施策)を実施し、その成果を測定

評価(Check)

- 測定結果を評価し、結果目標と比較するなど分析を実施

改善(Act)

- 計画(施策)の継続的改善・向上に必要な措置の実施

第2節 計画の推進体制

進行管理にあたっては、箕面市子ども・子育て会議において、意見を聞くものとします。

子育てに関わる施策分野は、福祉のみならず、保健、医療、教育等、多岐にわたっているため、計画の実施にあたっては、行政と関係諸機関とのネットワークにより推進していきます。また、国、府の関係各機関とも連携を図っていきます。

第3節 計画内容の周知徹底

本計画は、子育ての第一義的な責任は保護者にあるという大前提のもと、地域全体、社会全体で子育てを支援する体制づくりに向けて、行政のみならず、家庭、地域、事業所をはじめ、市民全員のそれぞれの立場における取り組みを示すものです。そのため、市民一人ひとりが子育てと子育て支援の重要性を理解し、それに関する取り組みを実践・継続していけるよう、広報紙や市ホームページ等の多様な媒体を活用し、本計画の内容を公開し、市民への周知徹底を図ります。